一九九六（平成八）年一〇月
龍ケ崎市史近世報告書Ⅱ別刷

牛久沼をめぐる「地域」構造史論

――水利秩序と地域社会――

馬場弘臣

はじめに

平成六年（一九九四）の夏は猛暑であった。連日テレビや新聞などのマスコミ各社は、西日本を中心に次第に深刻化の度合いを強めてきた水不足のニュースを流し続けていた。水は無限であるかのような錯覚を起こしがちな現代社会において、人と水、水と生活、農と水といったものの関わりを再認識させる重要な契機でもあったが、そうした報道のなかには水利用における旧来の習慣の根強さや古さといったものが指摘される一方で、古人の智恵に賞賛の光があてられることもあった。しかしながら、良きにつけ悪しきにつけ、そうした旧慣がどのような歴史的経緯をたどって形成され、地域に暮らす人々がそれとどのように関わってきたのかといった問題についてきちんと説明を加えたものはほとんどなかったように思われる。小貝川や利根川・新利根川に隣接する龍ケ崎市の場合は、どちらかといえば、災害との闘いといった側面が強く、昭和五六年（一九八一）に起きた小貝川の決壊もまだ記憶に新しいところであるが、いずれにしても人と水の歴史は深くかつ長い。それはまた、人と人、村と村、そして地域と地域の水をめぐる争いの歴史でもある。

今もかわらずに満面の水を湛えている牛久沼もまた、その穏やかな表情の裏側には、長い年月をかけて積み上げられてきた歴史の重みが刻み込まれていたのである。本稿はそうした牛久沼をおそらくは初めて人間の力で制御しようとした、近世という時代におけるその歩みを跡づけていこうとするものである。水を制御し、支配していこうとする営みは、その周辺の湿地帯を切り開いて新たな生活を築き上げていこうとする試みでもある。それは沼をめぐる人々の生活と地域の関係構造、すなわち「環境」の問題でもあるが、こうした「環境」の改変は、龍ケ崎市域を中心とする下流部の村むらの用水利用と、それにともなう沼周辺から上流域にかけての悪水による被害との軋轢を生み出していくことになる。それがどのような形で展開していくのか。近世牛久沼の歴史は、まずはこうした沼の水利と治水に関わる「地域」の歴史として、あるいは「地域」の関係構造として問われなければならないであろう。[1] 以下三章にわたって、こうした問題について具体的に検討を進めることとしたい。[2]

（1）牛久沼の利用は何も水利に関わることだけではなく、沼に住む魚や鳥の捕獲、蓮根の栽培や肥料としての藻草採集などは村むらの生活をささえる重要な副業であったし、また沼上の村むらからはさまざまな物資や材木などが沼面を運ばれ、これを小貝川へと中継する八間河岸は、これまた物資流通の面で欠かせない存在であった。これらについてはまた別の機会に論じてみたい。

（2）牛久沼に関する全体的な研究としては、歴史地理学的な視点から、野口武太郎『牛久沼―水論の歴史地理的考察』がある。筆者も近世後期の争論を通して、牛久沼用水組合における内部秩序の動揺と再編について検討を加えたことがある（「牛久沼の『進退』について―沼の管理と用水組合―」『龍ケ崎市史研究』第八号）。また、とくに本稿をなすにあたっては近年の組合村研究が欠かせないが、これについては、久留島浩「村と村の関係―組合村（村連合）研究ノート―」（『歴史公論』第九号）、熊澤徹「組合村（村連合）」（『日本歴史大系』3 近世）、渡邊尚志「日本近世における地域」（『歴史科学と教育』第一〇号）、大塚英二「郡中議定になぜ注目するのか」（『新視点日本の歴史』5 近世編 新人物往来社）などが論点を整理しているので、参照されたい。さらに近年の水利秩序における地域論的研究として、大塚英二氏の研究（「水利秩序の変容と地域・村落間格差―近世後

期の遠州地方の用水相論を通して―」『地方史静岡』第一七号）と、貝塚和実氏の研究（「近世水利秩序の構造と展開―武蔵国横見郡を対象として―」『埼玉県史研究』第二五号）をあげておきたい。

第一章　近世前期の開発と「領」

一　問題の所在

ひとくちに牛久沼をめぐる「地域」といっても、その範囲や構成村むらは時期により、また内容によりさまざまである。近世においてこそ牛久沼の西方と小貝川の間、現在の谷和原村から伊奈町・藤代町、そして龍ケ崎市の南半を経て新利根川へと至る地域は広大な穀倉地帯と化しているが、中世末までは一部の台地を除いて、鬼怒川（現在の小貝川―後述）の氾濫が織りなす幾筋もの流れに彩られた低湿地帯であり、牛久沼もそのなかにあって現在よりもずっと大きな水面を湛えていた。また牛久沼の南東、すなわち龍ケ崎市の北半には標高二〇～二七メートルほどの台地が広がっていたが、これも南側の低地と北側の霞ケ浦から延びる幾筋ものヤトによって複雑に刻み込まれており、さらにこの霞ケ浦から江戸崎方面にかけては広大な入海が広がっていて、そこに流れ込む小野川や乙戸川によってこの地域最大のヤトが形成されていた。それらはまた中世における信太荘や東条荘・河内郡などの「地域」が形成されていくための地理的要件でもあったが、戦国期にはこうした台地や低湿地の中に点在する高台に人びとの生活や生産の拠点があり、それらを基盤として中小の戦国大名や在地領主が互いに勢力を競っていたのであった。

近世に入るとそうした支配関係はもとより、当該地域における生活や

生産の条件もまた大きな変容を遂げることになるが、とくに近世初頭は「大開発の時代」とも呼ばれ、河川や湖沼などの流域で大規模な開発が進められ、未曾有の耕地の拡大が進展した時代であった。(1) これらについては、第三節で詳しくみていくことにするが、何より重要なことは、その過程で多くの新田村の創出や分村化が進められていったことである。それだけに水利をめぐる地域社会の状況を具体的に検討していく場合には、とくにそうした開発の状況と村むらの成立、そしてその関係構造の変化について充分な配慮がなされなければならないであろう。小貝川流域に位置し、利根川・新利根川に近接した牛久沼周辺の地域についてもまたしかりである。従来牛久沼ないしは小貝川流域の地域を対象とした研究や著述では、そうした側面の検討が必ずしも充分であったとは言い難い。それだけに、例えば牛久沼を用水や排水として利用するにしても、あるいは悪水の被害に悩むにしても、そうした村むらの構成やその変化、関係構造などが混同されたり、きちんとした整理が加えられていないきらいがある。本稿では牛久沼を中心とした地域の社会構造について具体的な分析を加えていきたいと考えるが、まずはその基礎的作業として、マクロの視点から、そうした関連地域の構成・構造を史料に即して確定し、空間的に整理していく必要があろう。

その際注目されるのは、広域的な編成の単位として「領」という組織が散見されることである。それも時期により、また史料によって異同があるのはもちろんであるが、とくに近世前〜中期に集中してみられる（後掲図2−1参照）。例えば、生板村・幸谷村・宮淵村・大徳村・龍ケ崎村・馴馬村・川原代村の七カ村と、若柴村・佐貫村・中島村・入地村の四カ村との間で争われた牛久沼用水をめぐる水論に対して出された、天和三年（一六八三）三月二二日付の裁許絵図には、用水江川潅漑地域の北方に「江戸崎領」、南方に「中川辺領」、西方に「相馬領」といった記載がみられる。(2) また、元禄期（一六八八〜一七〇三）の史料によれば、この牛久沼の水を用水として利用する七カ村は「河辺領」と称していたし、その相手方で悪水地域の足高村・栗山村・城中村・浜田村・上萱場村・下萱場村・根新田・弥左衛門新田・徳右衛門新田の九カ村は、「萱場九ケ村」ないし「萱場領」と呼ばれていた。(3) さらに、時期はさかのぼるが、この「河辺領」に属している川原代村は、柏田村（牛久市）との野論に際して提出した元和九年（一六二三）四月一八日付の申状のなかでは、柏田村ともども「牛久領」となっている。(4) また、小貝川の左岸に位置する現在の谷和原村から伊奈町・藤代町にかけての一帯が「谷原領」として開発されたことは周知の通りである。(5)

こうした関東における「領」編成の問題については、一九八〇年代以降、国郡制論や役論、組合村論などの展開を踏まえて、澤登寛聡氏や武蔵国を対象とした大石学氏、岩田浩太郎氏、熊沢徹氏、上野国を扱った小松修氏、佐藤孝之氏などの研究によって、その解明がはかられるようになった。(6) また同様のものとして相模国における「郡」制の問題を検討した丸島隆雄氏の研究も注目される。(7) これらの研究によって、まず第一に近世前期における「領」ないし「郡」は、戦国期の在地秩序を再編することによって形成された広域的な支配編成の枠組みであることが指摘されている。とくに戦国大名小田原北条氏の本拠であった相模国では、国内を東郡・中郡・西郡と津久井・三浦に分けて支配していた領域を、また武蔵国などでは北条氏の支城を中心とした「領」編成が継承、拡大、再編されていったという。また、上野国や常陸国・下総国などのうち、北条氏の領国の周縁部や非北条氏領国地帯では、中小の在地領主の城館・支城などを中心とした領域支配を「領」として再編したというので

ある。とくに近世を通じて「領」が編成された武蔵国では、それが享保期に江戸五里四方の将軍家鷹場＝御拳場として面的に再編され、これに属する村むらが、将軍の御成の夫役負担や江戸城御用物の上納などの負担を行なうことで、江戸城の城付地という性格を付与されたとされている(8)。さらに第二の問題として、こうした「領」の内部秩序は、戦国期の在地領主や土豪層の人格的結合関係に基づいて、彼らの支配のおよぶ郷村的秩序を軸に編成されたが、次第に機能的結合関係を軸とした惣代庄屋―組合村的秩序へと移行していったことが指摘されているのである。

ただ、本稿の問題関心からすれば、こうした武蔵国の「領」が堤川除や井堰・用悪水路などの普請役の賦課単位ともなっていたという点に留意する必要があろう(9)。それゆえに一方で「領」は、治水普請や利水のための「組合」として民衆の地域結合の単位としても機能していたというのである。それでは、牛久沼の周辺部に広がる常陸国南部や下総国北西部にみられる「領」は、いかなる性格・機能をもったものなのであろうか。先述したように、そこには近世の初頭に行なわれた大規模な開発が介在しているので、戦国期からの一般的な移行論では語りつくせない部分がある。近世前期に在地に展開した「領」もまた、地域によっていくつかの形態があったと考えられるが、これに時期的な問題を加味すればさらにその変遷は複雑である。それでもまず第一義的には、戦国期から近世初頭にかけての支配や在地構造の変遷と「領」との関係について概観していく必要があろう。

二　戦国末～近世前期の諸様相

当該地域における中世～近世期の歴史的な変遷については、すでに市村高男氏による詳細な研究がある(10)。したがって、詳しくは市村氏の研究を参照していただくことにして、本稿ではこれらをもとに戦国末から近世初頭にかけての当該地域の変遷について、行論に必要な範囲で論点を整理しておくことにしよう。

常陸国南部、近世でいえば信太郡・河内郡・筑波郡にあたる霞ケ浦西岸から小貝川にかけての地域は、中世には信太荘・東条荘・田中荘・南野荘・河内郡などの行政区画に分かれていたが、戦国期になると土岐（土岐原）氏・菅谷氏・岡見氏の三氏の台頭によって、新たな支配領域が形成されていった。一方鬼怒川（現在の小貝川）対岸の下総国相馬郡には、平安末期に伊勢神宮の御厨―相馬御厨が置かれ、鎌倉期以降は千葉（平）氏の末裔である相馬氏の子孫が代々これを継承していた。これら常陸の土岐・菅谷・岡見の三氏および下総相馬氏は、戦国期においてはそれぞれの本城を拠点として勢力を拡大していったのであるが、その過程で「荘」「郡」などの旧来の行政区画を再編し、新たな支配領域を形成していった。すなわち、土岐氏の江戸崎城―江戸崎領、菅谷氏の土浦城―土浦領、岡見氏の牛久城―岡見領、相馬氏の守谷城―相馬領である。市村氏によれば、こうした江戸崎領・土浦領・岡見領・相馬領は、それぞれに本城を中心とした一つの支配領域となっていたが、その内部を子細にみていくと、さらに支城を中心とした複合的ないくつかの支配単位から構成されていたことが確認できるという。土岐氏における龍ケ崎城（龍ケ崎市）・久野城（牛久市）・高田城（江戸崎町）・神宮寺城（桜川

村）など、菅谷氏における藤沢城（土浦市）・菅谷城（同）など、相馬氏の高井城（取手市）、菅生城（水海道市）、筒戸城（谷和原町）などである。また岡見領では、牛久・足高（伊奈町）・谷田部（つくば市）の三城を中心としつつ、岡見（牛久市）・若柴（龍ケ崎市）・岩崎（茎崎町）・小張（伊奈町）・板橋（同）・小野崎（つくば市）などの諸城が、地域支配・統合の拠点となり、それらの諸城郭を中心に地域的なまとまりとしての『領』が形成されていたというのである（図2―1参照）。しかもこうした地域的なまとまりは、戦国期の領主権力が編成した地域的単位である一方、その成立については各々の地域社会で下から自生的に形成されていた生活圏・文化圏・経済圏などを前提とするもので、それゆえに戦国期に『領』として概念化された支配領域自体も多様な地域の複合体として統合されたものであったという。こうした指摘は、戦国期から近世への移行、とりわけ近世における村の分立・形成が、こうした地域を核として展開していったと考えられる点からも重要であろう。

しかしながら、こうした『領』域も戦国末期になると南下政策を進めていた常陸太田（常陸太田市）城主の佐竹氏と、これと結んだ下妻（下妻市）城主の多賀谷氏の進攻によって大きな変動を迫られてくる。これに対抗するため、土岐・菅谷・岡見そして相馬氏も小田原北条氏に属することとなるのであるが、天正一八年（一五九〇）、豊臣秀吉による北条氏討伐が断行されると、これらの諸氏もまた秀吉によって領地を没収され、土岐氏の江戸崎領（龍ケ崎領を含む）は、佐竹義宣の弟で入嗣して陸奥国会津黒川の芦名家を嗣いでいた芦名義広に与えられ、菅谷氏の土浦領は徳川家康の次男で、この時下総国結城の旧族大名結城氏の養子となった結城秀康への加増分として、また岡見領東半の主要部分は上野国金山城主であった由良国繁の母に「当知行」として宛行われることになった。また、相馬氏の本城であった守谷城は、徳川家康の関東入部にしたがって、家康の家臣で甲斐国巨摩郡切石の城主であった土岐（菅沼）定政に与えられたのである。ただし、天正一四～一五年（一五八六～八七）の段階で多賀谷氏や佐竹氏が制圧していた岡見氏の支配領域のほとんどについては、そのまま両氏に安堵されることとなった。こうして戦国末期の支配関係は一変したのであるが、それにつれて注目すべきは、戦国期の『領』にかわる行政区画として再び郡と荘園が登場し、新たな「郡」の編成が行なわれたことである。豊臣期の「郡」域の基準は、中世の郡や荘園の範囲を考慮しつつも、惣無事令の主旨にしたがって、戦国末期における現実の支配や領有関係を基本として設定されていったものであったという。したがって豊臣期においては、戦国期の江戸崎領・土浦領・岡見領を解体せずに、むしろこれを継承する形で新たな領主の配置替えを実施したのであり、これを前提にして国郡制の枠組みが再編されていったというのである。

さらに、慶長五年（一六〇〇）年の関ケ原の合戦で徳川家康が勝利すると、その戦後処理をめぐって当該地域の支配関係もまた大きく変化することとなる。まず慶長七年（一六〇二）には西軍への内通によって佐竹義宣が出羽国秋田へ転封となり、実弟である芦名義広は合戦への不参の廉で所領を没収され、義宣の家臣として秋田に転出した。またこの前年には佐竹氏に連座して多賀谷重経も所領を没収されている。一方結城秀康は合戦の論功行賞によって越前国北庄へ加増転封となった。これによって信太郡と筑波郡は一旦徳川氏によって収公されるが、翌慶長八年（一六〇三）以降、新たな所領の配置が断行されていくのである。その詳細については市村氏の研究に譲ることとしたいが、戦国期の城地―したがって一定の支配『領』域を形成していたと考えられる―のなかで、江

戸期を通じて藩が置かれたのは、土浦・牛久・谷田部のみである。そのほかにも先の下総守谷や江戸崎、小張などでも一時藩が置かれたが、ほかの大部分の城地―『領』域と同様、幕府領や諸藩の飛地領、さらには旗本領などの小給所が置かれることによって細分化されていくことになる。とくに土岐氏の本城で、芦名氏へと受け継がれていた江戸崎領では、慶長一一年（一六〇六）に陸奥国仙台城主伊達政宗の加増分が設定され、龍ケ崎に陣屋が置かれたのをはじめとして、元和年間（一六一五～二四）以降鳥羽藩や関宿藩などの飛地が設定されていった。そしてこうした諸藩の飛地領の間に旗本や与力・同心の小給所、幕府領が設定されることによって細分化され、その支城領である龍ケ崎領とともに領域の解体が進められていったのである。なお、江戸崎領には関東総奉行内藤清成や、同じく関東総奉行であった青山忠成の子忠俊に采地が与えられ、それぞれ与力二五騎と同心一〇〇人を預けられている。このうち内藤清成に与えられた二十五騎組与力は、その知行地支配にあたって、戦国期の土岐氏、豊臣期の芦名氏と受け継がれてきた「江戸崎領」という領域支配の呼称を、元禄期にいたっても使用し、そこに割元名主（地方代官）を置くことによって広域的な行政組織として活用していたことが知られる。(11)

いずれにせよ、当該地域においては戦国末に中小の戦国大名によって編成された支配領域としての『領』が、豊臣期をへて近世前期にかけて一定程度受け継がれていったが、近世社会のなかでは、近世的な知行形態の進展によって、まさにそれに応じたものとして「再編」されていったといえよう。その意味では、個別支配領域を超えて面的に設定された武蔵国の「領」や相模国の「郡」とは明らかに異なった展開を示している。そこで図2-1は、改めて近世前期にあらわれる「領」を史料に出てくる限りで地図に落としてみたものである。これも時期的には近世の初頭から元禄期（一六八八～一七〇三）頃までを対象としており、またその頻度も精粗があって一様ではないが、とりあえずそのすべてを一面上に落としてみた。また、戦国期に城郭が置かれた場所は、先述したように地域社会の結束点となるとともに、近世においても地域社会の展開の核となると思われるので、主なものを並べてみた。

このうち土浦領・谷田部領・牛久領については、基本的には藩が置かれたことによって成立した「領」であり、したがってそれ自身は藩領域を示すものである。また、江戸崎領については二十五騎組与力知行において確認できるものであるが、先述した天和三年（一六八三）の牛久沼水論裁許絵図のなかに図示された「江戸崎領」は、その限りでは二十五騎組与力知行所などの具体的な支配領域を示すというよりも、牛久沼の南東に広がる地域の全体を「江戸崎領」として示していると考えられる。その意味ではこの地域を「江戸崎領」とする認識は依然として残っていたようであるが、それ自身が地域呼称として一般的に用いられていたかどうかについては疑問である。そこで改めて図2-1に目を転じてみると、何より注目されるのは、名称的にも実態的にも戦国期の領域支配との関係で成立した支配領域としての『領』とは別の「領」が存在しているということである。牛久沼を中心に小貝川を挟んで北西から南西部に広がる「領」である。先にも述べた通り、これらは近世前期における利根川・小貝川・鬼怒川・新利根川などの治水・利水政策と、新田開発に関して設定されたものであった。したがって、牛久沼の水利をめぐる地域構造を考える場合、これらの河川と牛久沼との関係、さらにはそうした治水・利水政策や新田開発のあり方との関連について整理しておく必要があろう。(12)

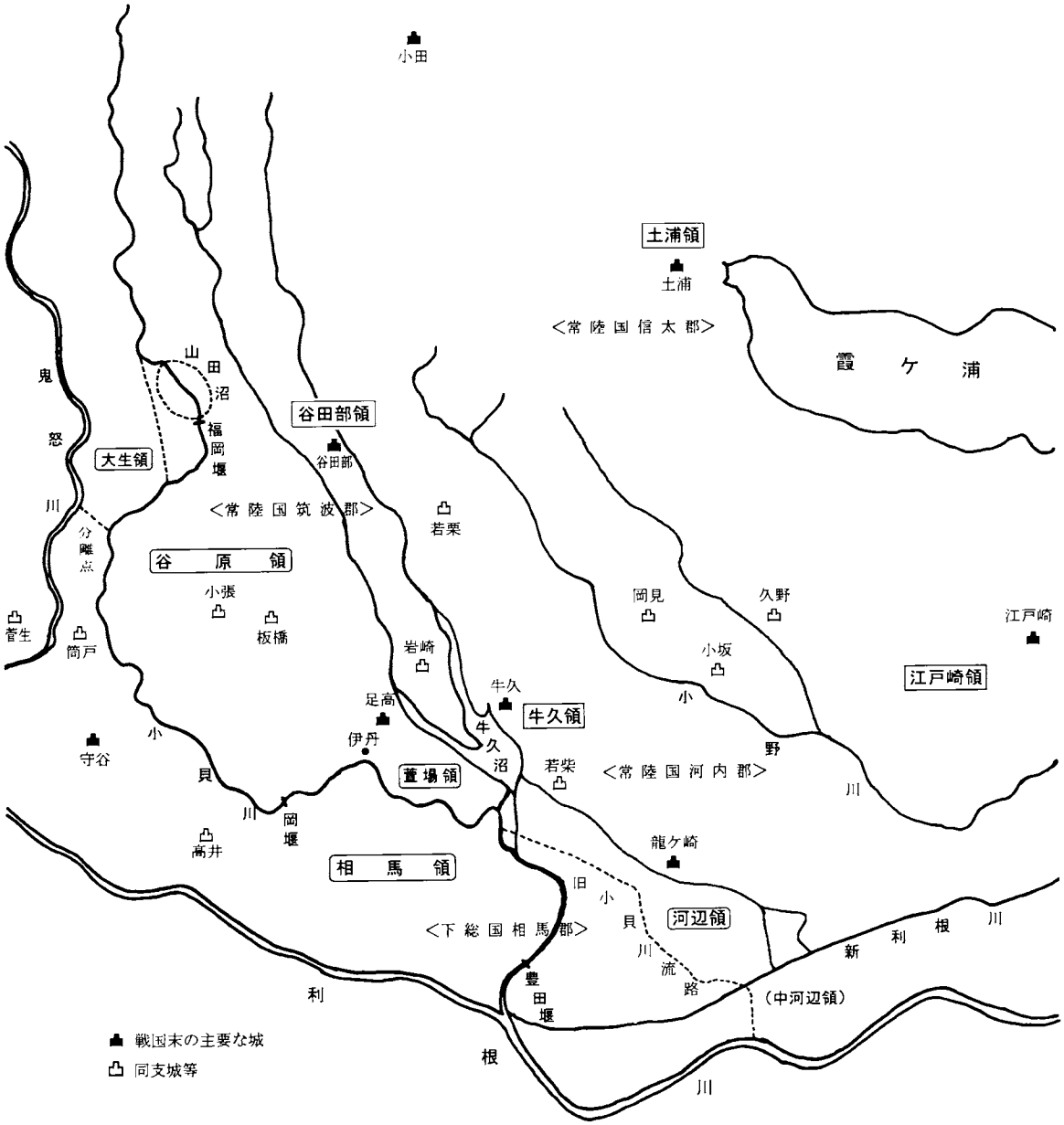

図 2-1　近世前期の開発と「領」

三　近世前期の治水政策と新田開発

群馬県大水上山を水源とし、関東平野を東西に貫いて銚子付近で鹿島灘に注ぎ込んでいる利根川は、流路三二二キロメートル、流域面積一万六八四〇平方キロメートルにもおよぶ日本でも有数の大河川である。しかし利根川が現在のような流路になったのは、近世に入って行なわれた大規模な河川改修工事の結果であった。それ以前の利根川は、大水上山の水源から埼玉平野の北端にいたり、いく筋かの支流をともないながらこれを南流し、下総と武蔵の境を流れて江戸湾に注ぎ込んでいた。これを近世の初頭に常陸・下総の境を分けながら流れていた常陸川と結びつけ、現在のような一大河川を作り上げたのである。文禄三年（一五九四）の上川俣での会の川締切りに始まったというこの大改修工事は、幕府代官伊奈忠次・忠治・忠克の三代にわたって受け継がれた大工事で、承応三年（一六五四）にいたってようやく鹿島灘への通水をみたといわれる。通常これを「利根川の東遷」事業と呼んでいる。

こうした「利根川の東遷」に結実する大規模な河川改修工事の目的については、江戸に対する水害の回避、新田開発の促進、河川水運網の整備、東北の外様大名に対する軍事的防衛などの諸説がある。しかしながら、東遷そのものが当初から予定されていたものであるかどうかもはっきりしないし、何れが正しいというよりも、現実にはそれぞれの要因が、地域的な事情と複雑に絡み合いながら展開していったものと考えた方が妥当であろう。何よりもこの河川改修工事は、利根川本流のみを対象としたものではなく、支流の各河川の改修や新規河道の開削、流域における用悪水路の開削やそのための施設の設置・整備、さらには新田開発といったさまざまな事業が複合化したものであり、その全貌を明らかにすること自体が困難である。ただ、こうした事業のなかでもとりわけ当該地域にとって関係が深いのが、元和（一六一五～二三）の末に着手された鬼怒川と小貝川の分離事業と、寛永七年（一六三〇）に完成した小貝川の付け替え事業である。

小貝川は、栃木県芳賀郡八溝山地一帯を水源とする川で、古くは子飼川、蚕飼川とも記されていた。また鬼怒川は、絹川、あるいは毛野川とも呼ばれ、栃木県西北部に連なる帝釈山脈を水源とする川である。両川はほぼ並行しながら、栃木県から茨城県の西部にかけて南流しているが、戦国期までの鬼怒川は、谷和原町杉下付近で小貝川と合流しており、その流末は小貝川ではなく、鬼怒川の本流となっていた。そして小貝川と合流した鬼怒川は、そこから東南方面に流れて龍ケ崎市の佐貫町にいたり、さらに同市宮淵町で南流して河内村藤蔵付近で常陸川と合流していたと考えられており、これが常陸と下総の境界を画していたという。(13)この小貝川と鬼怒川の合流点は、それゆえに大規模な河川の氾濫源、滞流地域であり、その下流域には今よりも広大であった牛久沼の水をあわせて、葦原の生い茂る一大沼沢地帯が広がっていた。『下総国旧事考』ではそのありさまを「大古ハ絹川、糸繰川ヨリ小貝川合流シ、此辺スヘテ沮洳ノ沼沢ニテ蒲葦ノミ多ク、謂所大葦原ノ地ニテ、俗ニ野原領ト云ヘリ」と記している。この小貝川と鬼怒川を分離改修し、広大な沼沢地帯を穀倉地帯に変えたのが、伊奈忠次の次男忠治であった。

忠治が常陸川筋河道の整備を志向して小貝川と鬼怒川の分離改修事業に着手したのは、元和（一六一五～二三）の末年頃のことである。まず忠治は鬼怒川の新たな河道として寺畑（谷和原村）から流路を南方に向け、大山・立沢・板戸井（以上守谷町）の山林台地延長七キロメートル

を開削、野木崎（守谷町）で常陸川に合流させた。この新河道が開通したのは寛永六年（一六二九）のことであったという。一方小貝川については、常総台地の間の谷地を山王村岡（藤代町）まで開削し、ここから西側の谷地に堤防を築いてその溢流を防ぎながら弥左衛門新田（藤代町）にいたり、牛久沼の流末を合わせると再び台地を切り割って谷地をぬい、平野・押切・高須（以上藤代町）・豊田（龍ケ崎市）・羽根野・戸田井（以上利根町）にいたる延長二六・五キロメートルにおよぶ新河道を造成した。さらに寛永七年（一六三〇）には戸田井と羽根野の間の丘陵部を掘り割って、押付新田（利根町）で常陸川で合流させる河道を完成させている。この年には布川（利根町）と布佐（千葉県我孫子市）の間が開削され、利根川の付け替えが行なわれているので、小貝川はこの布川・布佐の狭窄部の直前で常陸川と合流するようになったのである。これによって龍ケ崎市内の川原代地区は、下総国相馬郡に属しながらも小貝川の東岸に位置することとなった（図2―1参照）。

こうして小貝川と鬼怒川の分離改修事業が進められていったのであるが、それは想像を絶する難工事であったと伝えられている。例えば、両川を分離するための築堤を請け負ったのは、寺畑村（谷和原村）の弥左衛門という人物であったが、この普請について『福岡堰沿革誌』には「寺畑村弥左衛門へ堤防築きり主人申しつけられ、御奉公大切に相勤め尽力いたすと雖、該工事は難場にて何分にも築き留むることあたわず、故に工夫して高瀬船に土石を積んで二艘ほど埋めて漸く築留ることを得たり」と記されている。築堤の「主人」に任命され、水勢をそぐために高瀬船二艘を沈めたと伝えられるほどであるから、弥左衛門はこの地域の有力な土豪的百姓だったのであろう。いずれにせよ、こうした苦難の連続の末に弥左衛門は、ようやく締切り堤を完成させたのであるが、この堤は長さ一八二メートル、敷幅三六・四メートル、馬踏一四・五メートルにおよぶ大堤であったという。

難工事であったとはいえ、こうして小貝川・鬼怒川の分離と新河道の造成が進展すると、両川流域の沼沢地帯では次第に干拓化が進み、新田としての開発可能地へと変貌を遂げていった。忠治は、こうした治水事業と新田開発を積極的に進めるために、その拠点として寛永二年（一六二五）に小張村（伊奈町）に陣屋を設けている。先にも述べた通り、小張村は戦国期に岡見氏の一族である只越氏が拠る小張城が築かれたところである。それだけに戦国期から地域社会の結束点となる村であったと思われるが、同時に新田開発が進められた小貝川東岸のほぼ中央に位置することから、治水事業にしても新田開発にしても、指揮をとるのにもっとも好都合と判断されたのであろう。

小張村に陣屋を構えたことによって忠治は、小貝川流域の新田開発に本格的に着手することとなる。その手始めとして忠治は、この年小貝川通り山田沼（つくば市谷田部）に堰を設けている（図2―1参照）。当時小貝川はこの沼の西で流路が分かれ、東流して山田沼に流入するものと、西方を迂回するものがあった。忠治はこの山田沼に流入する小貝川の流れを調整して、農業用水として活用しようとしたのである。事実この山田沼堰の竣工によって、この堰を水源とした用水路が各所に設けられた。代表的なものを上げれば、福岡村（谷和原村）から伊丹村（伊奈町）にいたる台通り用水、同じく福岡村から下平柳村（伊奈町）にいたる川通り用水、台通り用水の延長で伊丹村から弥左衛門新田（藤代町）にいたる九ケ村用水などである。そのほかにも幾筋もの用悪水路がそれこそ網の目のように張りめぐらされ、急速に開発が進められていった。そして寛永七年（一六三〇）には、小貝川・鬼怒川の治水事業とともに

開発も一応の成果を達成したことにより、開発地一帯に新田検地が施行された。こうして開発された地域は、常陸谷原三万石、あるいは谷原領三万石と呼ばれている。

さらにこの寛永七年には、岡村（藤代町）地内の小貝川に新たに堰が設けられ、用悪水路の開削が進められた。これを岡堰と称している（図2-1参照）。これを水源とする用水路としては、まず基幹用水路として岡村の元圦から大留村（藤代町）にいたる裏郷用水と、神浦村（藤代町）にいたる表郷用水がある。さらに裏郷用水の水を中内村（藤代町）で分流して渋沼村（藤代町）まで引く分水路と、表郷用水の水を岡村から分流して台宿村（取手市）まで引く分水路があり、これら四つの用水路を中心として、これまた幾多の用悪水路が網の目のように張りめぐらされていったのである。こうして岡堰以降の小貝川西岸でも急速に開発が進められ、寛永一一年（一六三四）にはその成果として新田検地が施行された。この開発地は相馬谷原二万石、ないしは相馬領二万石と呼ばれている。

また、この間には牛久沼の周辺でも沼の用悪水をめぐる施設の整備が進められた。寛永四年（一六二七）には字鶴ケ巻から小貝川にかけて水抜堀が開削され（古八間堀）、同一一年（一六三四）には牛久沼の南方に沼の水による洪水を防ぐために二千間堤が築かれている。これらの普請を行なったのも忠治であった。さらに牛久沼用水の日割利用をめぐって、貞享三年（一六八六）四月に生板村・幸谷村・宮淵村・大徳村の四カ村が提出した訴状のなかに、「伊奈半十郎様御代官所之節、御領四ケ村江御割渡シ御新田弐百五町歩余之所、用水掛ケかへ者過半田方ニ罷成場所ニ御座候、御代官様ゟ開発仕候様ニと度々被仰付候」という一文がみえる[14]。すなわち、牛久沼用水江川の受益村にあたるこれら四カ村は、当時忠治の支配地であり、その四カ村に対して忠治は、用水を整備すれば過半は田方になる場所であるからとして、新田場二〇五町歩を割渡して開発を命じたというのである。江川流域でも忠治による開発が進められていたわけであるが、江川自体もその正確な開削年代は不明であるものの、この時期用水路としての一層の整備がはかられたことが想起されよう。

こうして小貝川・鬼怒川の分離→新河道の造成をはじめとして、流域の干拓化→堰・用水路の新設→新田開発といった一連の治水・利水事業が、元和末から寛永一一年にかけて伊奈忠治の手によって同時複合的に進められ、両川の流路の安定化がはかられるとともに、常陸谷原三万石、相馬谷原二万石という一大穀倉地帯が造成されていったのである。その間にあって牛久沼周辺でも、同じく忠治によって古八間堀の開削→二千間堤の築造が進められ、沼の水の制御と江川流域の新田開発が進められたことが確認できるのである。そこで問題は、このようにして造成された新田開発地帯の村むらが、それらの維持・安定のためにどのような内部秩序をもっていたかということである。もちろん、それも地域によって異同があるし、また時期によって変化するものでもあるが、そのなかでも一つの共通する枠組みとして注目されるのが、「領」という区画の存在である。それはいかなるものであろうか。例えば、先に「谷原領三万石」と「相馬領二万石」と称される新田地帯の成立について整理してみたが、それが現在でも当たり前のように呼び慣らされ、記述されているにもかかわらず、またその成立の経緯について言及されたものに比べれば、その呼称自体が意味する内容、組織としての特質とその変容などについては、ほとんど追及されてこなかったように思われる。再び図2-1を参考に、これらの問題について考えてみることにしよう。

四　治水・水利における「領」と組合村

（1）「谷原領」と「相馬領」

そこで改めて確認しておきたいことは、図2-1に示した「領」のうち、「相馬領」を除く「谷原領」「萱場領」「河辺領」「大生領」については、戦国末の支配における「領」域とは連続していないということである。まず「谷原領」についてであるが、この「谷原」という文言自体は、当該地域に限らず、新田開発に関する史料に頻出する文言で、その用法からみる限り、本来は葦の生い茂るような野原、沼沢地、あるいは未開発地といったものを意味するようである。谷原領三万石や相馬領二万石が、それぞれ常陸谷原三万石、相馬谷原二万石とも称されたり、双方を合わせて谷原五万石と記述されたりするのも、つまりはそうした「谷原」を開発したという意味がその根底にあるのである。[15] そのことからすれば、「谷原領」という語自体は、常陸の筑波郡・河内郡の「谷原」を開発した結果造成された新田地帯を、その地域的まとまりを表わす表記としてそのまま用いられたということができよう。それでは開発地としての「谷原」が「谷原領」として認識されるのはいつごろであろうか。

牛久沼古八間堀の水門をめぐって谷田部村・岩崎村・牛久村・若柴村の四カ村が、龍ケ崎村・川原代村・大徳村の三カ村を訴えた、万治二年（一六五九）の訴状には、「常陸国牛久岩崎沼、其下にかやバ・やハら伊奈半十郎様より御新田に御立被成候砌」と記されている。[16] ここでいう「やハら」＝谷原は、未開発地としての「谷原で」はなく、「かやバ」＝萱場ともども伊奈忠治によって造成された新田地帯の一つのまとまりとして認識されていることは明らかであろう。また、「谷原領」という文言が確認できるのは、管見の限り、元禄一六年（一七〇三）に起きた古八間堀洗堰と二千間堤をめぐる争論に際して足高村等九カ村が作成した差上証文のなかに出てくるのが初見で、ここでは「埜原領三万石」と記されている。[17] このようにみてくると、少なくとも谷原領を一つの地域のまとまりとしてみる認識は、一七世紀中葉から一八世紀のはじめにかけて、なかでも元禄期（一六八八～一七〇三）頃に「領」として認識する画期があるようである。

ところで、改めていうまでもないが、「谷原領三万石」「相馬領二万石」といった場合、この「三万石」と「二万石」は、開発された地域の耕地の総高を示している。より正確にいえば、開発された耕地を含む「領」域全体の石高ということである。ただ、留意されなければならないのは、同時にこれが忠治が築造した山田沼堰と岡堰による用水の受益村むらの総高でもあるということである。もっとも、山田沼については、享保七年（一七二二）に沼の干拓が行なわれ、それに応じて山田沼堰は廃止となり、二キロメートルほど下流の福岡村（谷和原村）に移されて福岡堰と呼ばれるようになった。寛政九年（一七九七）の「小貝川通福岡伊丹堰組合村々高帳」によれば、この受益村むらは福岡伊丹堰（用水）組合と呼ばれ、その村数は七〇カ村、総高は三万九二二石〇三九となっている。[18] さらに文化元年（一八〇四）の「福岡伊丹堰組合谷原領村々取締議定書写」によれば、この福岡伊丹堰組合は第一義的には福岡堰の普請を行なうために組織されたもので、そのために往古は四人の「定宰領」によってこれを差配してきたが、宝暦五年（一七五五）からは組合村むらで評議し、組合七〇カ村を七組に分け、一組から一名ずつ年番惣代を出すようになったという。[19] この「議定書」自体は、その後寛政元年（一七

八九）に、こうした体制ではだんだんと「不取締ニ付」ということで、またまた組合村で評議して年番を七人に増やしたが、逆に年番が増加した分「諸向談方も行届兼不取締」という事態となったために、文化二年から六年まで五カ年に限って年番惣代を五人に戻すことを申し合せたものである。また、これまでの七組では構成村数がまちまちとなるということで、「萱場九ケ村」のほかは最寄一四、五カ村ずつを組合わせて五組とすることも申し合せている。

このように福岡伊丹堰用水組合は、第一義的には普請組合として機能するものであったが、それも受益村むらの用水利用を前提としたものであり、それだけに用水利用のための管理主体であったことも確かであろう[20]。ただ、ここで興味深いのは、先の文化元年の史料でも明らかなように、「谷原領」という名称と、「福岡伊丹堰組合」という名称とが併記されていることである[21]。その限りでは谷原領は利水のための組合村組織そのものであるが、両者が併存していくことの意味については今少し考えてみる必要があろう。これについては後で検討することとする。

次に「相馬領」についてであるが、実は史料でみる限り、「相馬領」と明記している事例は少なく、一般的には「相馬三十二ケ村」ないしは「相馬郡三十二ケ村」と称することが多いようである。その意味では、先に紹介した天和三年（一六八三）の牛久沼用水論裁許絵図にある「相馬領」が、「江戸崎領」のように戦国期の支配領域にかかわるものか、あるいは岡堰の竣工にともなう新田開発にかかわるものか不明であるが、そうした両者の複合的な側面があったことも否めないであろう。史料が少ないので断定はできないが、もしそうした推測が可能であるならば、やはりこの頃には開発場としての「相馬領」としてのまとまりがそれとして意識されていたことになろう。とりあえず本稿では一応「相馬領」と通称しておくが、天保二年（一八三一）の「岡堰御普請所樋類内郷用悪水路仕来書」には、「相馬郡三拾弐ケ村」とあり、その総高は二万一七二二石二六八八となっている[22]。それが一方で「岡堰組合」とも呼ばれていたことは谷原領の場合と同様である。天保七年（一八三六）の「岡堰組合三拾弐ケ村　議定連印一札」によれば、岡堰組合三二カ村は堰普請のために、往古より六人を「年番廻役」として勤めさせていたという[23]。この「議定書」は、近年凶作が続いた上に、これまで年々の諸入用が嵩んでいることから、この「年番廻役」の減少を申し合せたものであるが、こうした機能・組織のあり方も福岡伊丹堰組合―相馬領の場合と同じである。

このように「谷原領」も「相馬領」も近世後期には、それぞれ福岡堰、岡堰の組合村としてその機能と組織を有していたのであるが、さらに注目されるのは、この二つの組合が「小貝川通堤川除御普請」の普請組合としても組織されていたということである。明和七年（一七七〇）の「小貝川通川除御普請組合高帳」によれば、川除普請のための人足割を「上小貝川」七四カ村、高三万七四九六石余、「谷原領」七〇カ村、高三万三〇六石余、「相馬郡」三二カ村、高二万一一六三石余の「三ツ割」としている[24]。しかも「上小貝川人足割」は御代官触であるのに対し、「谷原領人足割」については「是は福岡堰組合ニ付御普請役触」、また「相馬郡人足割」についても「是ハ岡堰組合に付右同断」となっている。ここでも谷原領―福岡堰組合、相馬郡（領）―岡堰組合という図式が成り立つが、より重要なことは、本来的には利水組合である両組合が、治水組合としても組織されているということである。貝塚和実氏は、用水組合の本質は普請組合としての機能にあるとしながらも、治水は生産の前提条件をなし、利水は生産条件そのものであるとして、普請組合といっても

治水組合と利水組合とでは、おのずとその性格を異にしているとされるが、とするならば、この両組合はこの二つの性格を合わせもっていたことになる。[25] いずれにせよ、村々の権益を守り、公平な用水の配分と管理を行なう用水組合と、河川や用悪水路の改修・整備工事への人足・金銭の供出とそのための負担の公平化を目指す普請組合は、もとより相互に複合的重層的であった。「谷原領」や「相馬領」の水利体系は、小貝川に直接堰を設けることで成立したものであるだけに、それがそのまま治水普請のための組合としても編成されたということであろう。

以上のように、幕府代官伊奈忠治によって開発された新田地帯である「谷原領」・「相馬領」は、その開発のために小貝川に設けられた山田沼堰（のち福岡堰）と岡堰という二つの堰の用水受益地帯であり、それゆえに堰普請の負担を担う村むらでもあった。さらにこの二つの「領」は、小貝川の川除普請のための組合―治水組合としても編成されていくのである。ただ、それが「領」（ないしそれに準じたもの）という一つの地域的なまとまりとして認識されるのは、一七世紀後半―元禄期頃であろうと推測した。さらにこれも近世中期以降になると次第に「組合村」としての性格を鮮明にしていくことになると考えられるが、それでも名称的には「領」と「組合村」は併存していくのである。先にも述べた通り、その限りではこの二つは「領」＝「組合村」であるが、果たしてそれは当初からそうなのであろうか。そもそも「領」といい、「組合村」というものはどのように概念化して考えればよいのであろうか。この問題を考えるためにも、これ以外の「領」について検討を加えてみることにしよう。

（2）「萱場領」「河辺領」「大生領」

まず「萱場領」であるが、これは「谷原領」七〇カ村のうち、牛久沼南岸に位置する足高村・栗山村・城中村（以上伊奈町）・浜田村・上萱場村・下萱場村・根新田・弥左衛門新田・徳右衛門新田（以上藤代町）の九カ村で、先述した山田沼堰（福岡堰）用水系のなかの九ケ村用水の受益村むらにあたる。先に紹介した万治二年（一六五九）の訴状では、「伊奈半十郎様」（忠治）が開発した新田として「やハら」＝谷原とともに「かやバ」＝萱場を上げているが、それだけ谷原領のなかでも萱場領村むらは特別の存在であったと考えられる。九ケ村用水は、伊丹村（伊奈町）から弥左衛門新田（藤代町）にいたる延長三キロメートルの用水であるが、これは福岡村（谷和原村）から引かれた台通り用水の水を流末の伊丹村でいったん小貝川に落とし、さらに伊丹村に堰を設けて九カ村の用水としたものであった。福岡堰（山田沼堰）の用水系自体が、こうした幾筋もの用水系によって複合的に構成されたものであることに留意されなければならないが、これがとくに「福岡伊丹堰用水組合」と呼ばれることが多いのもそうした理由によるものである。また、これも先に紹介した文化元年（一八〇四）の「福岡伊丹堰組合谷原領村々取締議定書写」のなかで、年番惣代を出す組合を新たに組み替える際も「萱場九ケ村」だけが別とされたのもそうしたまとまりのゆえと考えられよう。

さらに注目すべきは、九ケ村用水の受益村むらである「萱場九ケ村」は、その一方で牛久沼における悪水被害地帯の村むらとして、牛久沼用水の村むらと対立していたということである。そうした牛久沼関係の史料群のなかで、この九カ村が一つのまとまった単位として登場してくる

のは、次章で詳しく述べる新八間堀開削の発端となった、元禄一一年（一六九八）の悪水出入に関する訴状からで、ここでは自らを「萱場村々」と称している。[26] その後表記としては「萱場九ケ村」といった表現もみられるが、「萱場領」という呼称自体の初見は、牛久沼の干拓についての幕府代官からの問い合せに対して用水利用の村むらが答えた元禄一四年（一七〇一）の口上書からである。[27] 以後「萱場領」という呼称は、幕末にいたるまで一般的に使用されることとなるのである。

そしてこれらの村むらと対立しながらも牛久沼の水を用水として利用していたのが、川原代村・馴馬村・龍ケ崎村・宮淵村・大徳村（以上龍ケ崎市）・生板村・幸谷村（以上河内村）の七カ村からなる「河辺領」である。用水と悪水をめぐる対立の諸様相については、対立する村むらの構成を含めて第二章で詳しく検討していくことにするが、そうした史料群のなかでこの七カ村が一つのまとまった単位として登場してくるのは、延宝二年（一六七三）の古八間堀の築留に関する史料からである。[28] ただし、「河辺領」（川辺領）という呼称自体は、先に上げた元禄一一年（一六九八）の悪水出入に関する訴状に出てくるのが初見である。いずれにせよ、「河辺領」にしても「萱場領」にしても、その形成や呼称については、やはりこの元禄期（一六八八～一七〇三）が一つの画期となっているようである。ただし、「河辺領」という呼称は、牛久沼の新田開発における用水不足を訴えた享保一八年（一七三三）の川原代村の願書を最後にみられなくなる（川部領とあり）。[29] 牛久沼の新田開発については第三章で詳しくみていくが、この新田開発が挫折して以降の用水に関しては、先の七カ村に佐貫村と小通幸谷村（龍ケ崎市）の二カ村が加わり、「牛久沼用水組合」と称するようになるのである。

最後に「大生領」について検討しておこう。「大生領」は鬼怒川と小貝川に挟まれた最深低地に位置する地域で、現在の水海道市域に含まれるところの下総国豊田郡水海道村・相野谷村・新井木村・長助新田・箕輪村・十花村・沖新田・兵右衛門新田・平右衛門新田・三坂新田・上川崎村・中川崎村・下川崎村・中山村・大崎村の一五カ村からなっている。この地域もまた代官伊奈忠治によって開発された新開地で、「谷原領」同様寛永七年（一六三〇）に検地が行なわれている。[30] 興味深いのは、この「大生領」の村むらが元禄八年（一六九五）から同一二年にかけて、「領」内を流れる悪水堀（八間堀）の付け替えをめぐって「相馬領」の村々と対立し、訴願をくり返していることである。[31]

元禄一二年（一六九九）四月付の「大野領石洗議定写」[生] と題する史料によれば、この史料の中心となるのは、新堀を開削するにあたって「大生領」一三カ村（ここでは水海道村と相野谷村が抜けている）が、「相馬郡」三二カ村に差し出した「相渡申手形之事」の写であり、この間の事情を端的に記している。[32] すなわち、「大生領」村むら「高四千五百石余之所」は、「悪水湛田畑損亡仕候」場所であるということを理由に、水海道村（水海道市）地内から鬼怒川まで長さ六〇〇間（約一〇九〇メートル）、幅八間（約一四・五メートル）の新堀開削を公儀へ願い出たが、これに対して「相馬郡」三二カ村が「大野領悪水之儀、小貝川江落、従先規相馬郡高弐万石余之用水ニ罷成候ゆへ、新堀被　仰付鬼怒川江悪水落候而ハ、用水障ニ罷成候」としてこれに反対した。[生] そこで幕府は代官諸星内蔵之助・依田五兵衛の手代を派遣して見分を行ない、さらに同じく代官平岡三郎右衛門・岡田五右衛門・山田源左衛門の元へ双方を召喚して詮議を重ねた結果、新堀に「分関」を設けて「常水」が落ちないようにするとともに、満水の節には「上水」ばかりを落とすようにすれば、「相馬郡用水」の障りにもならず、また「大生領」も悪水の被害に悩むこ

とはなくなるということで決着したのである。

ここで第一に注目したいことは、「大生領」の村むらから小貝川へ落とされた悪水が、「相馬郡」三二カ村の用水として活用されていたということで、二つの「領」はそうした関係で不可分に結びついていたということである。そして、この「大生領」もまた、代官伊奈忠治によって開発された地域であったこと、さらに、「大生領」が悪水被害の地域として、用水受益地域の「相馬郡」と対峙しているという構図は、「萱場領」と「河辺領」との対立の構図に通底するものであり、しかもそうした主張が「大生領」の意志として登場してくるのが元禄期であったという点も同様の意味で注目されよう。

これに関連してもう一点注目したい史料がある。先に紹介した寛政九年（一七九七）の「小貝川通福岡伊丹堰組合村々高帳」である。この史料は「谷原領福岡伊丹堰用水組合」の小貝川における「川除百姓役出金高」を割り振るための基礎台帳であるが、この「諸割合高」三万三六〇八石余のうちに、「大生領九ケ村」分—高二六八六石余というのが含まれているのである。この場合の「大生領」九カ村は、水海道村・相野谷村・沖新田・新井木村・三坂新田・中山村の六カ村を除く村むらで、史料には「人足之義者小張村人馬継為助合与高五百石相除キ、大生領之義者諸割合谷原領並合、人足之儀者堰場内元圦迄割合候筈ニ候」と記されている。なぜ九カ村だけであるのかについては不明であるが、少なくとも「相馬郡」に対する悪水地域としての「大生領」の村むらの一部は、一方で「谷原領」の川除普請組合にも組み込まれていたことが確認できるのである。

このようにみてくると、「萱場領」「河辺領」「大生領」の各「領」については、「谷原領」「相馬領（郡）」と同様の特徴を指摘できそうである。(33)

まず第一に、これらが形成されてくる前提には、とくに寛永二年から一一年（一六二五〜三四）かけて行なわれた、幕府代官伊奈忠治による小貝川・鬼怒川流域の治水事業と新田開発があり、第二にそのまとまりは、用水ないしは悪水といった水利体系を維持する集団として現われるということである。それは一方で用水利用のための受益村むらの、また悪水という共通する課題を克服するための連合組織であり、一方でそれゆえに堰普請をはじめとする役負担の単位ともなっている。先では触れなかったが、「河辺領」は古八間堀（のち新八間堀）に設けられた堰の普請および管理主体であったし（第二章で詳述）、「萱場領」は「九ケ村用水」のための組合でもあったから、山田沼堰（福岡堰）の普請とともに、当然伊丹堰の普請の中心であったと思われる。また、「大生領」も先の「議定書」の経緯からすれば、この時新たに設けられた「分関」の普請・管理主体であったことは容易に想像がつく。そして第三に、こうした特徴をもつ地域的なまとまりが一様に「領」（「郡」を含めて）という名称で呼ばれること、さらに第四として、そうした諸条件が出そろい、それぞれが一つのまとまりとしてそれぞれの利害を主張しはじめ、名称的にも「領」という呼称が一般化するのが一八世紀、なかでも元禄期（一六八八〜一七〇三）にその画期があったと考えられることである。

それでは、なぜそれが元禄期なのであろうか。それについて考えなければならないことは、まず第一に「領」を構成する村の成立のあり方、とくに新田開発以降の新田の形成や村の分立との関係であろう。以下この点について検討してみることにしよう。

（3）村の自立化と「領」・「組合村」

先に小貝川と鬼怒川の分離改修について、そのための築堤工事を寺畑（てらはた）

村の弥左衛門という人物が請け負った事例を紹介したが、伊奈忠治は寛永八年（一六三一）九月一一日付で、こうした常陸谷原の開発功労者に対して一斉に褒状を発行している。[34] 弥左衛門にはこの時「常陸やはら新田こころを入」れて開発し、その上「築切り」については弥左衛門が「主になり御奉公申」した功によって、屋敷分として三反歩の土地を与え、今後とも「弥新田の再築切り」に尽力するように命じているのである。また、山田沼堰竣工の功労者として、福岡村（谷和原村）の角左衛門や台村（同）の善左衛門らに対しては屋敷地一町歩が与えられ、このほか川崎村（同）の源兵衛ら九名が開発功労者として褒賞されたという。さらに相馬谷原でも岡堰竣工の功労者である岡村（藤代町）の大膳や百井戸村（同）の治郎右衛門ら一九名が褒賞を受け、高一石から五石の地所を与えられたという。[35] これらは先に弥左衛門について推測したような在地土豪的な有力百姓であったことは間違いないであろう。

こうした在地の有力者が戦国末に自らが拠点としていた台地上や高台の村落を拠点に、干拓化が進むかつての沼沢地に開発の手を伸ばしていったことは想像に難くない。さらに、第二節でみたように、戦国期における城地を中心とした地域的なまとまりが、地域社会の生活・文化・経済などの結束点となっていたとする市村氏の指摘によれば、その一つである小張村（伊奈町）に忠治の陣屋が設けられたことからしても、それらが開発の拠点として機能したことも考えられる。また、「谷原領」「相馬領」とも忠治による新田開発に関する掟書は現存していないが、例えば慶長一七年（一六一二）三月に、武蔵国葛飾郡二郷半領茂田井新田の藤右衛門に宛てた定書のなかには、堤・井堀普請以外の諸役免除や開発田畑の鍬下年季、無利息の種貸しといった条項とならんで、「他所ゟ参候牢人之儀、地頭主人と申分有之ものハ堅停止申候事、付申分なきものハなにほともうつり可申候事」という条文がみえる。[36] すなわち、他所からきた牢人で、元の地頭や主人と争って出てきた者は入植させないが、問題のない者は誰でも移住させるというのである。このほかにも出身地の不明な者を移住させないなど、入植にあたっては厳しい人物評定が課せられるものの、[37] それぞれの条項を厳守すれば「のそみのかたハ相移、田地可有開発候者也」と、積極的な入植と開発を奨励しているのである。こうした入植者が在地の有力者にしたがい、あるいは牢人や土豪・在地領主の一族であれば、自らが主体となって積極的に開発を進め、それによって急速に新田村の創出や旧村からの分立が進められていったと考えられる。

そこで、牛久沼の周辺地域についてそうした新田村の創出や分村のあり方を概観してみると、例えば「谷原領」の最南端に位置する「萱場領」では、開発の中心は「萱場村」一帯であった。「萱場領」九カ村のうち、足高村と栗山村は戦国期に牛久城主岡見氏の支城が置かれた場所であったし、城中村はそこに残る地名などから、栗山城の主要部分はこちらにあったと考えられている。これに対して先に紹介した寛永二〇年（一六三四）の古八間堀水門に関する出入では、「萱場村」が相手方として登場しているとともに、のちには「弥左衛門新田地先」となる古八間堀もここでは「萱場村新川水門之義」とあり、この地帯一帯が「萱場村」と呼ばれていたことが推測される。そして『新編常陸国誌』によれば、上萱場村と下萱場村は元は一村であったが、正保（一六四四～四七）から元禄（一六八八～一七〇三）の間に上下二村に分かれ、その後下萱場村から根新田と徳右衛門新田が分立したと記されている。『元禄郷帳』によれば、上萱場村は六二八石二五、下萱場村は七八五石〇六二で、根新田は〇石となっており、徳右衛門新田については記載がない。これに対して

『天保郷帳』ではそれぞれ六二三石七七五、四四三石七七五、一〇八石八四三、二三二石九四となっており、これを裏付けている（後掲表2-1参照）。なお、弥左衛門新田については『元禄郷帳』四六三石五八、『天保郷帳』四六八石七八となっており、すでに『元禄郷帳』の段階で『天保郷帳』とほとんど同様の村高が付されているが、先の事例からしてもこれが当初は「萱場村」一帯の開発地域に含まれていたことは間違いないであろう。

次に「河辺領」七カ村についてみていくと、大徳村・宮淵村・生板村・幸谷村の四カ村が伊奈忠治から二〇五町の地所を割り渡され、開発を命じられたことについては先に述べた通りであるが、『新編常陸国誌』によると、幸谷村は正保年間（一六四四～四七）以後に生板村から分村したという。また、先に上げた寛永二〇年（一六四三）の古八間堀水門に関する史料には「河辺村」という村名がみえるが、後述するようにこれは先の大徳村以下の四カ村のことと思われる。もっとも、大徳村と宮淵村は小貝川の砂州形成が進んだ戦国期に村落の形成が進んだとされるが、この時期生板村・幸谷村の一帯を含めた地域が一つの開発地帯であったことは間違いなく、そこから分村化が進展していったことが想像される。また、龍ケ崎村は戦国期に江戸崎城主土岐氏の支城が築かれたところであるし、馴馬村は南北朝期に南朝方の城（馴馬城）が築かれたところで、村落としての形成は古い。さらに下総国相馬郡の川原代村が小貝川の流路変更で西岸から東岸に変わったことは先に述べた通りであるが、そうした低地のなかでも微高地に位置する川原代村は、少なくとも一四世紀の中頃にはその地名が確認される[38]。とはいえ、これらの村むらでも寛永期以降に新田の開発が進んだことはいうまでもない。

さらに天和二～三年（一六八二～三）の出入以降[39]、牛久沼用水口の築留をめぐって「河辺領」七カ村と対立の関係にあった若柴村・佐貫村・中島村・入地村のうち、佐貫村以下の三カ村は正保年間以降ないしは正保と元禄の間に若柴村から分かれた村であったという（『新編常陸国誌』）。中島村には寛永八年（一六三一）閏一〇月一一日付と、元禄九年（一六九六）五月付の検地帳が現存しているが、前者の表紙には「常陸国若柴之内中島古水帳写」と記されているのに対し、後者は「常陸国河内郡中島村検地帳」となっており、こうした分村化の過程を裏付けている（市内南中島町　桜井清志家文書）。

ここでは牛久沼周辺の村むらに限ったが、『新編常陸国誌』や『角川日本地名大辞典　茨城県』（角川書店）、『日本歴史地名大系8　茨城県の地名』（平凡社）などの地名辞典の類を通覧してみても、そうした分村や新田村の創出についての事例は枚挙にいとまがない。とくに『新編常陸国誌』では、そのほとんどが正保年間（一六四四～四七）以降、ないしは正保から元禄（一六八八～一七〇三）の間に分村したと記されているのである。

以上の点からすれば、伊奈忠治によって寛永二年から一一年（一六二五～三四）にかけて、「常陸谷原」から「相馬谷原」へと順次拡張されていった新田開発事業は、その周辺地域の開発を含め、旧来の村落の拡大と多数の新田村落の創出を促進したが、それらの村落はさらに正保期から元禄期にかけて分村、創出をくりかえしていったことが指摘できよう。とするならば、元禄期に定着する「領」は、そうした村むらの自立化を前提に、一方で堰普請や用悪水路の保全に対する負担を分担することで、その維持と管理をはかり、一方でそうした村むらの利害を確保するために結集した地域連合体であったといえよう。それだけに問題は、そうした関係を規定する村むらの自立化の程度ということになるが、

「谷原領」や「相馬領（郡）」が三万石、二万石と「領」域の総石高で表わされていることを考えれば、何よりも自立化からそう時間のたたない時期であることを考えればその自立性の脆弱さを指摘しても間違いはないであろう。だからこそそうした結集体が必要であったとも考えられる。

それゆえに興味深いのは、「領」のその後の動向である。先述したように、「谷原領」「相馬領（郡）」「萱場領」はそれぞれ「福岡伊丹堰組合」「岡堰組合」「九ケ村用水組合」と併用され、「河辺領」は享保期（一七一六～三五）を最後に、牛久沼の新田開発が挫折した明和期（一七六四～七一）以降は「牛久沼用水組合」と称するようになってくる。「領」という名称が残るとはいえ、この段階では名実ともに「組合村」として組織された村むらの連合体である。ここでいう「組合村」は、狭義の意味で村むらの自立化が確立し、その共有する利害を管理・運営するための組織化が確立したもので、名称としても意識の面でも自らを「組合村」として自覚したものをいう。とするならば、当該地域における「領」は、村むらが共通の利害のもとに連合し、「組合村」化していく過程の一段階ということになろう。ただし、名称の問題にこだわるならば、またこうした「組合村」化の積極的な契機を考えるならば、内部秩序の問題とともに外的な要因、とりわけ幕府の治水・利水政策について検討しておく必要がある。

（4）元禄～享保期の治水政策と組合村の編成

「谷原領」と「相馬領」が小貝川通堤川除御普請組合の一組合として編成されていたことは先に述べた通りであるが、こうした「組合村化」への志向は何も在地だけの要求ではなく、領主権力にとっても治水・利水の維持・安定化のために、在地の組織を整備することは重要な課題であった。さらにもう一つの要因として財政問題があった。近世幕藩権力は、その集中性のゆえにこうした治水・利水土木事業に関しては、公共的機能を有した広域行政体として現われるが、近世中期以降になると財政窮乏によって、その一部を在地の側に転化する体制を志向してくる。組合村の結成もその一環と考えられるが、とくに関東の場合、組合村の結成時期としては、幕府の出費による御入用普請が少なくなる元禄～享保期（一六八八～一七三五）以降に成立したものが多いという指摘があるのは重要であろう。(40)

天保一一年（一八四〇）の「小貝川通堤川除御普請所控」には、中根（なかね）村（つくば市）から井野（いの）村（取手市）にかけての小貝川堤川除御普請所六カ所、総延長七万四四三間（約一二八キロメートル）の「御普請仕来」について次のような記述がある。(41)これらの御普請所については、往古は幕府の代官がその支配限りに川除御普請を行なう仕来りであったが、元禄一四年（一七〇一）より幕府代官の諸星内蔵之助と平岡三郎右衛門が堤方掛りに任命されたことを受けて両人の支配下となり、以後享保一三年（一七二八）より四川奉行掛り、同一六年より大川通掛りと変遷して、延享三年（一七四六）より用水方定掛場となったという。さらに元禄年中（一六八八～一七〇三）まではこれらの普請入用については「諸色・人足共一式御入用」、すなわち幕府による全額負担であったが、宝永頃（一七〇四～一〇）より萱・麁朶および一丈以上の杭木・唐竹・葉唐竹については代永となり、これは組合一七六カ村のうち川付の九七カ村にある御料・私領の高割となった。ただし、御料高へかかった分については「御入用」が下されたが、私領高へかかった分については出金とされた。そのほか九尺以下の杭木・葉直竹・明俵縄は総組合一七六カ村の

百姓役出金となった。人足については上小貝川（七四カ村）・谷原領（七〇カ村）・相馬郡（三四カ村）の各組合限りに高割となり、高一〇〇石につき五〇人は百姓役、残りの五〇人は扶持米人足、さらにこれを超える場合は一人につき米一升七合ずつを賃米とし、石代にして下された。もっとも春御普請場が夏秋に急破となって、追御普請などが仰せ付けられた場合は、諸色については一式御入用、人足については春御普請の際に高一〇〇石につき五〇人の百姓役人足の内で済めば、この残り人足を下されるというのである。

また、この史料には岡堰の普請仕来りについても書き上げられている。これによれば、岡堰は寛永七年（一六三〇）に相馬郡二万石余の場所が開発された際、伊奈忠治掛りにて「皆御入用」によって築かれたが、同じく宝永の頃より萱・麁朶・羽口竹などについては組合の御料・私領による出金となり、御立野萱ばかり無代にて下された。しかしながら元文頃（一七三六〜四〇）より御立野萱も御料・私領の高割となり、御料の高へかかる分については正萱上納、私領の高へかかる分については萱代上納、人足は百姓役となった。さらに延享元年（一七四四）には吟味の上、萱・麁朶・一丈以上の杭木・樽木・逆俣木・葉付杉丸太を代永として御料・私領の高割出金とし、そのほか九尺以下の杭木・葉唐竹・葉直竹・明俵縄・人足については、「組合百姓役品出」にて差し出し、年々春定式御普請を仰せ付けられた。また、二百十日を過ぎても用水が不足するようであれば堰切り流しを仰せ付けられ、延享三年よりは四川用水方定掛りとなったと記されている。

ここに書き上げられた小貝川の堤川除普請ならびに岡堰の普請仕来りの変遷は、そのまま幕府の治水普請政策を反映したものであった。その関係を明らかにするために、元禄〜享保期の幕府の治水政策について、江戸川・鬼怒川・小貝川・下利根川の四川に対する政策を中心に整理してみることにしよう。(42)

元禄一二年（一六九九）に四川の自普請組合についての調査を開始した幕府は、その成果をもとに同一四年に正式に自普請組合を設置し、合わせて堤方役六名、同下役一二名を任命した。(43)小貝川の堤川除普請の管轄はこれを契機として、それまでの支配代官限りの普請から新たに任命された堤方掛りの諸星内蔵之助と平岡三郎右衛門による差配へと変わったわけである。その後とくに享保改革期には、積極的な治水事業の展開にともなって、普請体制の強化と頻繁な組織替えが行なわれている。その主なものを上げると、

①享保九年（一七二四）＝勘定奉行支配御普請役の設置
②同一〇年（一七二五）＝江戸川・鬼怒川・小貝川・下利根川の四川奉行の設置
③同一三年（一七二八）＝四川奉行の管轄範囲の拡大と関東筋大川通御普請役の設置
④同一五年（一七三〇）＝在方御普請役の権限と担当区域の拡大
⑤同一六年（一七三一）＝四川奉行の廃止
⑥同一七年（一七三二）＝勘定奉行五名による四川奉行管轄下の関東諸河川の分担管理と川通掛り代官の設置、および関東筋大川通御普請役の五手への分課
⑦延享三年（一七四六）＝御普請役を四川用水方、在方、勘定所詰の三つに分課

となる。(44)「小貝川通堤川除御普請所控」に書き上げられた普請担当の管轄替えが、直接的には②⑤⑥⑦を受けたものであったことはいうまでもない。このうち四川用水方は、四川のほかに武蔵国館林領・羽生領・騎西

領および見沼代用水・葛西用水の受益地域の普請と用悪水の差配を担当したもので、二五名で構成されていた。小貝川通堤川除御普請所と岡堰は、最終的にはこの四川用水方の定掛場となったのである。

このように享保期には試行錯誤をともないながらも、積極的な治水体制の組織化がはかられたのであるが、その柱となったのが御普請役の新設であり、国役普請法の制定とともに、この時期の治水政策を推し進めていく上での原動力となった[45]。国役普請は、諸国の堤川除、旱損所等の普請について、一国一円、または二〇万石以上の大名は従来通り自普請とし、それ以下の領主で自力の普請が困難な場合は、一国を単位とした国役金という特殊な税によって費用を負担するというもので、享保五年（一七二〇）に制定された[46]。国役普請法の制定は、治水普請における財政的保証を与え、また御普請役の新設は、支配領域にとらわれない指導体制の制度化と技術革新をもたらした。とくに技術的な面では紀州流と呼ばれる普請技術の導入の意義が大きい。享保期の治水政策を主導した井沢弥惣兵衛為永や、当初御普請役に任じられた一二名の多くは、もとをただせば紀州藩の土木技術者であり、吉宗が将軍となるにあたって紀州から連れてきた者たちであった。いずれにせよ、こうした一連の政策は、治水における幕府の主導権の増大化と、河川の系統的管理体制の強化を可能としたが、それによって普請そのものを活発化させる契機となったのである。それがこの時期の新田開発政策の基礎となったことはいうまでもない。

ただ、この時期の治水政策については、幕府財政の再建という課題から、その入用を極力制限しようとしていた点を忘れてはならないであろう。それもまた、治水政策の重要な課題の一つであったと思われるが、小貝川通堤川除御普請所や岡堰における普請入用や人足に関する書き上げは、その具体的な施策を著していると考えられる。小貝川通堤川除御普請所では元禄期（一六八八～一七〇三）までは入用の全額を幕府が負担していたと述べているのに対し、岡堰の普請を含めて、宝永期頃（一七〇四～一〇）より普請資材・普請人足とも漸次村側の負担が増大化しているようすがみてとれる。もっとも、政策史的にみれば、正徳期（一七一一～一五）が一つの画期であったようで、新井白石の建議による勘定吟味役の復活や、普請における「村役」の定式化→村方の義務の範囲の明確化などによって、増大化した普請入用の軽減化がはかられたという[47]。とくに後者では「村役」「百姓自分普請」と「御入用普請」の混乱をただすために、村方が提供する人足を一〇〇石につき一〇〇人と規定するとともに、普請資材と用水・溜池の浚渫など三種類の普請人足の両方を「村役」に指定したのである。しかしながら、そうした施策も意図したような効果は上げられず、享保改革においても引き続き重要な課題となったのである。

こうした側面でみた場合、国役普請も負担の分散化という意味では経費節減の一環ともいえるが、この時期の政策意図を明らかにするものとして注目されるのが、普請人足の規定を改正した享保一七年（一七三二）の「申渡書付」一一カ条と[48]、普請に対する心得と方策を集大成した翌一八年の「申渡覚」一〇カ条である[49]。まず享保一七年令については、「在々御普請人足之儀、正徳年中相改、村役人足高百石百人ニ申付候得共、所ニ寄不同有之」ということで、普請人足をはじめとする種々の人足や普請資材について一定の基準が設けられた。「小貝川通堤川除御普請所控」に書き上げられた普請人足に関する規定は、そのままこの享保一七年令の規定をあてはめたものである。また享保一八年令では、村方における日常的な修繕の義務化、過剰な普請の排除、普請費用の適正な

見積り、請負に対する規制などが主要な項目として掲げられているが、これらはつまるところ増大化した普請入用の節減を意図するものであった。そのために村方の負担の増大と、その責任や義務を明確化したことが特徴であるといえよう。

そこで注目されるのが、両条において「組合」の存在が一つの重要な鍵となっていることである。すなわち、享保一七年令では、普請人足の規定にあたって「堤川除・用水・悪水等御普請之儀、組合候而勤来候分並組合無之一ケ村ニ而仕立候御普請共」といい、また享保一八年令においては「諸国御代官所・御預所堤川除・用水路并井堰・樋揚等之儀、御普請所並自普請所共ニ、在々何れ之場所ニ限らず、年中無油断不及大破様ニ、水下之村々組合限り申合、或者組合無之御普請所者其村限ニも常々心を付」という一文ではじまっているが、一方で組合のない場合も想定されているとはいえ、組合の果たす役割の比重が高まっていることは確かであろう。先にも述べたように、すでに元禄一二年（一六九九）の段階で幕府による自普請組合の調査が開始され、一四年には正式に組合村が設置されたのであるが、小貝川の川除普請がこれ以前は支配代官限りであったことを考えれば、系統的な普請体制が敷かれていたとは言い難く、もちろん「組合村」としての組織化がなされていたとは思えない。少なくとも、元禄期からさらに享保期にかけては、組合村の積極的な活用とさらなる編成化がはかられたものと思われるのである。事実福岡堰・岡堰とならぶ小貝川三大堰の一つで、寛文一〇年（一六七〇）に伊奈忠常によって築かれた豊田羽根野堰では、享保二年（一七一七）に組合の編成を命じられたという(50)。

くりかえすまでもなく、正徳期以降の治水政策においては、普請入用の節減が重要な課題だったのであるが、享保改革期においては、一方で年貢増徴や新田開発にともなう幕府財政の再建が指向され、制度や組織の整備・強化と技術革新を通じて積極的な治水事業が展開していった。治水普請の増大による財政負担は、その成果との均衡がとれなければ早晩財政再建の課題と矛盾をきたすことになる。享保一七・一八年の両条は、その必然的な帰結であったが、さらに治水事業の展開は、その成果を維持・安定化するための方策も必要とした。そのために幕府の側からも積極的な組合村の編成と活用がはかられたと思われるのである。享保一八年令では、村方の幕府に対する依存の強まりがことさら警戒されてもいるが、組合村の役割の強化は、こうした矛盾のゆえに、幕府が本来的に有する公共的機能の在地へ転化といえるのではないだろうか。

いずれにせよ、元禄～享保期（一六八八～一七三五）の治水政策においては、領主の側からも「組合村化」が指向されていったのであるが、それによって「領」の「組合村」としての組織化・秩序化がいっきに進展したことは想像に難くない。ただし、これを在地の側の動機と比べて、どちらに優位性があるかを検討することはそれほど意味のあることではないであろう。当該地域においては、確かにそれが近世初期の治水・開発政策とそれに応じた水利体系の形成を前提とし、元禄～享保期の治水政策の展開を色濃く反映しながら進展していった以上、その枠組みが前提となったことは明らかである。武蔵国における自普請組合としての「領」の編成も、基本的にはそうした近世初期からの治水・利水政策の展開のなかで「領」が活用されていったものと考えられる(51)。とはいえ、その根底には利害を共有する村むらの連合化への志向があり、さらにその内部秩序を絶えず改変していこうとする動きがあって、そうした主体性のゆえに下から捉え直し、創り上げていく面も重視されなければならないであろう。小貝川の堤川除普請組合もそれ自体は、多様な村連合組

織による複合体として組織されていたのである。

五　小　括

戦国末から近世中期にかけての牛久沼をめぐる「地域」構造の変遷を、その構成要素としての「領」に焦点をあてて概観してみた。ここでは等しく「領」という文言であらわれる地域的なまとまりにも、領主支配の単位となる領域を意味するものと、近世前期の新田開発によって形成されたものとがあることを指摘した。前者の場合、中小の戦国大名が覇権を競っていた当該地域では、戦国末にはそれらの勢力図に応じた「領」域が形成されていたが、豊臣期をへて江戸期に入ると、近世的な国郡制の枠組みの浸透と、藩領域の設定を中心とする近世的な知行制の進展によって、順次組み替えられ、克服されていった。また、藩領域として再編されるか、もしくは二十五騎組与力知行の「江戸崎領」のような明確な行政区画として再生される場合を除いては、戦国期の枠組みを残す「領」は名称的にも元禄期頃（一六八八～一七〇三）には消滅していくことが推測された。

一方当該地域のなかでもとくに小貝川流域では、幕府代官伊奈忠治による小貝川と鬼怒川の分離、小貝川の付け替えといった治水事業とタイアップする形で寛永期に（一六二四～四三）に大規模な新田開発が進展したが、これが一段落すると、さらに正保期から元禄期（一六四四～一七〇三）にかけて村の分立・創出がくりかえされ、その自立化の進展にともなって次第に利害を共有する村むらの連合が模索されてくる。これが遅くとも元禄期（一六八八～一七〇三）には「領」という名称でその姿をあらわすことになるのであるが、これも第一義的には新田開発において形成された用悪水の水利体系を維持し、そのための利害を共有する組織体であった。また、とくに元禄末から享保期（一七一六～三五）にかけては、幕府の治水政策の転換にともなって、在地の負担に依存する体制への転化が明確となり、その一環として「組合村」の結成と活用が指向されてくるようになる。とくに小貝川の川除普請組合は、利水のための組合＝「領」を普請のための組合として再編成したものであった。

すなわち、幕府代官伊奈氏によって近世初頭に開発された新田地帯が、村の分立・創出といった過程をくりかえしながらも、元禄期にかけて次第に村むらの自立化が達成されていくなかで、その維持・安定化のための基礎である水利体系を軸に、堰や用悪水路などの普請と管理という機能によって、「組合村」的な組織と秩序を明確にした時、それらを総称する「地域」的な枠組みとして用いられたのが「領」であったといえよう。さらに元禄末から享保期における幕府の治水政策の転換を背景に、「組合村」の積極的な編成と活用がはかられるにしたがって、次第に名称的にも「組合」が用いられ、定着してくる。ただし、その原形はすでに「領」のなかで形成されていたために、「領」は名称としてもそのまま残っていったと考えられるのである。

以上が戦国末から近世中期にかけての牛久沼周辺「地域」の概要であるが、史料的制約もあってまだまだ詰めなければならない課題は多い。とくに「谷原領」や「相馬領」については、近世前期の実態については、ほとんど明らかにすることができなかった。これが利水や普請の単位として組織されたのであれば、当初からそれを機能させるための何らかの手段が講じられたものと思われるが、ここでは先に開発を担当した例として上げた在地の有力者たちが、その中心となったのではないかということを想定しておくしかない。[52] それはこうした地域結合の内部秩序や結

合関係をどのようにみるかという問題でもあり、そうした側面から「領」や「組合村」を再検討してみることも必要であろう。今後の課題としたい。また、支配領域としての「領」と新田開発による「領」との関係についてもほとんど明らかにすることができなかった。戦国期の地域的な結束点となった城地や中世に成立した村落が、開発においても大きな拠点となったと考えられることを指摘したにとどまったが、そもそも扱った地域そのものが異なっているので、統一的に把握するにはいたらなかった。さらにここではマクロの視点から広範な地域を対象としてその変化を概観したに過ぎないので、もう少し視点を絞ってみていく必要があろう。次章では、牛久沼をめぐる近世前期の水利秩序を中心に、そうした「地域」構造の成立、特質とその変容について具体的に検討していくこととしよう。

（1）『週刊朝日百科　日本の歴史』73　近世Ⅰ―⑦　開発と治水（朝日新聞社）。

（2）龍ケ崎市　岡島伸夫家文書。『龍ケ崎市史』近世史料編Ⅱ（以下『市史近世Ⅱ』と略記）口絵参照。裁許絵図裏書については『同書』史料一六三。

（3）『市史近世Ⅱ』史料一七一・一七四・一七五など。

（4）『市史近世Ⅱ』史料五三。

（5）本間清利『利根川』（埼玉新聞社）、『増補新訂　関東郡代―伊奈氏の系譜』（同）など。

（6）澤登寛聡「近世初期の国制と『領』域支配―『徳川政権』関八州支配の成立過程を中心に―」（『関東近世史研究』第一五号）、同「三田領の成立と地域秩序」（『歴史手帖』第一三巻一二号）、大石学「近世江戸周辺農村の機能と性格―武州野方領の分析を中心に―」（徳川林政史研究所『研究紀要』昭和五八年度）、岩田浩太郎「関東郡代と『領』―江戸周辺の地域編成の特質―」（『関東近世史研究』第一六号）、熊沢徹「江戸の下肥値下げ運動と領々惣代」（『史学雑誌』第九四巻四号）、同「江戸周辺農村における『領』と『触次』制―武蔵国荏原郡六郷領の事例をもとに―」（『論集きんせい』第九号）、小松修「割元役と組合村制の成立―上州山中領の場合―」（『関東近世史研究』第一八号）、佐藤孝之「近世前期の『領』支配と割本制―上州山中領を事例に―」（『地方史研究』第二一〇号）、同「上州山中領における割元制と組合村」（『群馬歴史民俗』第一二号）など。なお、佐藤氏は関東以外の事例として、遠江国における「領」についても検討を加えている（「近世前期の広域村落支配と『領』」『国史学』第一二二号）。

（7）丸島隆雄「近世前期相模と中原代官」（平塚市博物館研究報告『自然と文化』第一〇号）。

（8）前掲注（6）大石・岩田論文。

（9）前掲注（6）澤登・岩田論文。なお、筆者は武蔵国葛飾郡西葛西領柳島村（現東京都墨田区）大沢家に現存した文化五年（一八〇八）一一月付の「所々御普請組合高留帳」と題する史料を通じて、利根川水系の二大用水路である見沼代用水と葛西用水の自普請組合と、その構成要素としての「領」について整理したことがあるので、参照されたい（墨田区教育委員会『大沢家文書―近世Ⅰ―』解説　四、「所々御普請組合高留帳」について）。

（10）市村高男「中世龍ケ崎の歴史」（『龍ケ崎市史別編Ⅱ　龍ケ崎の中世城郭跡―城郭にみる龍ケ崎のあゆみ―』第一章第二節）、同「常陸南部における中近世の支配関係と牛久市域―牛久市域形成の前提を考えるために―」（『牛久市史研究』創刊号）。本稿の作成にあたって市村氏には貴重なアドバイスをいただいた。記して感謝の意を表する次第である。

（11）板橋町　北沢豊家文書『市史近世Ⅱ』史料一。忠清支配下の二十五騎組与力の知行については、斉藤司「近世前期の二十五騎組与力知行地について」（『龍ケ崎市史研究』第七号）、『市史近世Ⅱ』解説、および本報告書中の「二十五騎組与力知行地の概要と年貢収取について」を参照されたい。

（12）以下の記述については、前掲注（5）本間『利根川』『関東郡代』、『取手市史』通史編Ⅱ、『藤代町史』通史編などを参考とした。

（13）市村高男氏は、「鏑矢伊勢方記」所収の源某寄進状案によって、鬼怒川には須藤川という支流が存在し、この河川が龍ケ崎市佐貫町の西方で鬼怒川から分かれ、入地→須藤堀→北河原（以上龍ケ崎市）→砂場→龍ケ崎丁歩

(以上河内町)をへて内海(三香取海)に流れ込み、その間の流路が下総相馬御厨と常陸河内郡との境界となっていたと推測されている(「中世龍ケ崎の地形と城郭の分布」前掲注(10)『龍ケ崎の中世城郭跡』第一章第一節)。

(14)『市史近世Ⅱ』史料一六四。

(15)前掲注(5)本間『関東郡代』、『藤代町史』など。

(16)『茨城県史料』近世社会経済編Ⅲ史料一二八。

(17)『市史近世Ⅱ』史料一六五。

(18)『藤代町史近世史料集(1)災害を超えて—古文書にみる—』史料一七(以下『藤代町史近世史料集(1)』とする)。

(19)『茨城県史料』近世社会経済編Ⅲ史料一二四。この七組の組み合わせについては、前掲注(18)史料を参照のこと。

(20)貝塚和実氏は、用水組合のもつ普請組合として機能に着目し、こうした普請組合は基本的には近世の領主権力によって上から設定された役負担の単位であったとしている(「近世普請組合の機能と性格」『埼玉県史研究』第一七号、「近世水利・治水史研究の現状と課題—大谷貞夫『近世治水史の研究』を手がかりに—」『関東近世史研究』第二三号)。

(21)前掲注(18)の史料では「谷原領福岡・伊丹堰用水組合」とも記されている。

(22)『藤代町史近世史料集(1)』史料五五。

(23)『藤代町史近世史料集(1)』史料六三。

(24)『茨城県史料』近世社会経済編Ⅲ史料一二〇。

(25)前掲注(20)貝塚「近世普請組合の機能と性格」。

(26)『市史近世Ⅱ』史料一七一。

(27)『市史近世Ⅱ』史料一八九。

(28)『市史近世Ⅱ』史料一七〇。

(29)『市史近世Ⅱ』史料一九一。

(30)『水海道市史』上巻第四編第二章。

(31)『同右書』第四編第二章。

(32)『藤代町史近世史料集(1)』史料一。

(33)本稿では史料的制約によって検討できなかったが、天和三年の裁許絵図に出てくる「中河辺領」も、それが新利根川を隔てた位置にあることを考えれば、やはり同様のものであったと考えられるのではないだろうか。

(34)(35)前掲注(5)本間『利根川』『関東郡代』。

(36)前掲注(5)本間『関東郡代』一〇五頁。

(37)慶長一九年(一六一四)正月「二郷半の内飯島新田開之事」前掲注(5)本間『関東郡代』一〇六頁。

(38)文和二年(一三五三)の安楽寺の鰐口に「総州相馬郡河原代安楽寺」という銘がみえる。

(39)『市史近世Ⅱ』史料一六二、一六三。

(40)『新編埼玉県史』資料編13解説。

(41)『茨城県史料』近世社会経済編Ⅲ史料一二一。なお、天保二年(一八三一)の「岡堰御普請所樋類内郷用悪水路仕来書」にも同様の記載がある(『藤代町史近世史料集(1)』史料五五)。

(42)以下幕府の政策については、大谷貞夫「享保期の治水政策」(『関東近世史研究』第一〇号)、西田真樹「川除と国役普請」(『講座・日本技術の社会史』第六巻　日本評論社)、『国史大辞典』などによる。

(43)『日本財政経済史料』巻四　二一六頁。

(44)(45)前掲注(42)西田「川除と国役普請」。

(46)『御触書寛保集成』一三五六号。

(47)前掲注(42)西田「川除と国役普請」。

(48)『牧民金鑑』上巻七四一頁。

(49)『同右書』七四三頁。

(50)天保一〇年三月「下利根川・新利根川・利根付小貝川組合邑々高書抜帳」『茨城県史料』近世社会経済編Ⅲ史料一一九。

(51)前掲注(9)拙稿「『所々御普請組合高留帳』について」。

(52)茎崎町下岩崎の岡野康夫家に伝来した「牛久沼八間堰」と題する史料には、次章で検討する元禄一三年(一七〇〇)の新八間堀開削の際に、「谷原領三万石」からも人足を供出し、そのために谷井田村(伊奈町)の小川善左衛門や小張村(伊奈町)の大山将監らが「割元」として指揮をしたと記さ

れている。「牛久沼八間堰」自体が明治の後期に編さんされたと推定される史料であり、これに関する史料は掲げられていないので、なお検討を要するが、興味深い指摘といえよう。史料の発掘を含めて、今後の課題としたい。

第二章　近世前期の争論と沼周りの相克

一　問題の所在

次の史料は、牛久沼の泊崎（茎崎町）より上を新田として開発したいとする願人があったことから、審問に訪れた幕府代官の手代に対して、沼水を用水として利用していた河辺領七カ村が提出した口上書である。

〔史料1〕

乍恐以口上書申上候事

一、此度牛久沼之内八崎ゟ上御新田訴訟人罷出候ニ付、為御検分御出被遊御尋御座候、右牛久沼之義ハ、元来七ケ村高壱万石余用水引来申候処、七拾四年（寛永五年の事か）以前　伊奈半十郎様萱場領御新田ニ被遊候砌、鶴ケ巻八間堀御ほらせ沼水落旱上り之所、弐千間堤御築被遊候由、水下荒所罷成候ニ付、　御公儀様江御訴詔ニ罷成申処、松平加賀右衛門様・諸星清左衛門様御検使被　仰付、御見分之上用水下願之通八間堀口築留被　仰付、用水自由ニ引来候事

一、寛永十六年卯ノ年、万治弐年亥之年両度沼通村々水いかり迷惑之由御訴詔申上候得共、用水之義御座候間、拙者共理運罷成候、前々之通用水引来申候

一、拾九ケ年（元和か）已前若柴村と用水江川之義ニ付出入ニ罷成、伊奈半十郎

様御手代牛込弥三郎殿、南条金左衛門様御手代高田惣助殿御検使御出被遊、八間堀洗堰上留不洩様ニ仕、満水之節ハ上留取払悪水落候様ニ被　仰付、猶御評定所ニ御証文被下置候事

一、拾五年已前用水不足ニ御座候故水論仕、為御検使入木仁兵衛様御手代清水平内様、南条金左衛門様御手代高田惣助殿御見分之上、分水相極、御評定所ニ御証文被下置候事

一、八間堀築留之義、いたつら者ニ用水切落れ申ニ付、先年ハ足高村庄兵衛・助之丞与申者番人ニ付、米四拾俵宛番給ニ出申候、廿九年已前稗柄村御用地ニ罷成候節ゟ守屋権太夫様稗柄御百姓番人ニ被仰付、米廿壱俵・大麦三拾俵宛年々水下ゟ出申候事

一、去辰年萱場九ケ村水いかり迷惑之由ニ而、新八間堀御ほり洗堰も高く御座候間、御下ケ被下候様ニ御訴詔申上、為御検使平岡三郎左衛門様御手代田沢勘内殿、設楽勘左衛門様御手代嶋田清太夫殿御出被遊候処、前々用水不足之段拙者共申上候得ハ、先規之通洗無高下御移被遊被下候事

右之通沼水用水ニ相極候処ニ、此度新田ニ願出申候由、只今之通ニ而も年々旱損仕候ニ紛無御座候、右牛久沼之義、西浦・北浦と申候而二ケ所入口、上ハ御領(料)・私領村々ゟ落込候悪水を二ケ所之入口ニ溜、若柴・佐貫両村地境用水口ニ仕、壱万石余之引来(所脱カ)申候、然る処ニ廿九年以前守屋権太夫様御代官所之節、八間堀洗堰被　仰付候得共、土取場無御座御普請不罷成候ニ付、即御評定所ニおゐて山口修理亮様御知行稗柄村と御代官所長沖新田と替地被　仰付、高拾六石之場所土取場被下置、於只今ニ右場所ニ而土取御普請年々仕候、右堰之高権太夫様御代相極、度々御検使様方ニ而も右之通御極被遊候堰之高計ニ而用水半分もたり不申ニ付、上留丈夫ニ仕水引申候、若雨しけく満水之節ハ若柴・佐貫へせきいたし、其節ハ洗上留取払、沼悪水落申候、右之通両入口ニ溜置候へとも、用水不足仕候処、沼半分此度御新田ニ願申候由迷惑仕候、壱万石余荒所ニ罷成候処、御救ニ御座候間、何分ニも御詮義(選)之上前々之通用水溜ニ被成置可被下候ハヽ、難有可奉存候、已上

常陸国川内郡
大草太郎左衛門様御代官所
大徳村
名主　武左衛門
組頭　五郎左衛門
宮渕村
茂　兵　衛
村々役人

元禄十四年
巳三月

(夫)
完倉与兵衛様御手代
松木千右衛門殿
諸星内蔵之助様御手代
杉山茂太夫殿

次章で詳しく検討する享保一〇年（一七二五）の新田開発以前に、牛久沼を開発しようという計画があったこと自体興味深いことではあるが、それ以上に注目されるのは、河辺領の村むらが沼の水を用水として利用してきたことの根拠として書き上げたおのおのカ条が、牛久沼について現在知られている近世前期の争論をほぼ網羅しているということである。したがってここに書き上げられたカ条については、第一条を除いてその一つ一つを史料的に確認することができるのである。そこでまずこの第一条目の内容について検討し、以下の各カ条ついては、行論に必要な限りで簡単にみていくことにしよう。

第一条は、河辺領七カ村が用水の引き取りを認められてきたことのそもそもの由来を、古八間堀と二千間堤が設置された当時の問題にさかのぼって述べたものである。牛久沼はその面積の広大さの割には水深が浅いために、集水能力が低く、洪水を起こしやすい沼であった。そこで沼周辺の村むらを洪水の被害から守るために、字鶴ケ巻からのちの弥左衛門新田（藤代町）地先の小貝川にかけて、長さ三六〇間（約六五四メートル）の水抜堀が開削された。その幅が八間（約一四・五メートル）であったことから「八間堀」（当初は「新川」）と呼ばれたが、後述するように元禄一三年（一七〇〇）には、新たに稗柄村地先から弥左衛門新田・川原代村地先にかけて水抜堀が開削されたことから、前者を古八間堀、後者を新八間堀と呼ぶようになった（本稿でも史料中の文言を除いてはこのように表記する）。一方二千間堤は沼水除のために栗山村（伊奈町）から弥左衛門新田にかけて築かれた堤防で、その長さが二三二間（約四・二四キロメートル）であったことからこの名がある。いずれも伊奈忠治の手によって設けられたもので、一般に古八間堀の開削が寛永四年（一六二七）、二千間堤の築堤が同一一年（一六三四）といわれている。(2)

さて、第一条によれば、七五年以前＝寛永五年（一六二八）に幕府代官伊奈半十郎忠治が萱場領を新田として開発した際、「鶴ケ巻八間堀」を掘らせて沼の水を干上がらせ、さらに二千間堤を築いたために「水下」が荒所となった。そこで公儀へ訴訟したところ、大番組頭松平加賀右衛門正次と勘定組頭諸星清左衛門盛政が検使として派遣され、見分の上で「水下」の願いの通り「八間堀口」を築留め、用水を自由に引いてよいことになったというのである。この時の争論によって「水下」の村むらは用水利用の権利を勝ち取ったわけであるが、それではこの争論自体はいつのことであろうか。そこで注目されるのが、検使として派遣された松平正次と諸星清左衛門である。この両名は、寛永一〇年（一六三三）に幕命を受けて関東の山野論の検分を行なった「論地検分使節」で、特定地域に出掛けてまだ出訴されない紛争に介入してその処理にあたったという。(3)しかもこうした検使が派遣されたのはこれが最初であったというから、この争論も寛永一〇年頃ということになろう。

これが現在確認される範囲でもっとも古い争論となるのであるが、そもそも牛久沼は集水能力の低い沼であるがゆえに、古八間堀から水を落とせば用水が不足するし、築留れば沼周辺が水浸しとなるといった矛盾を抱えていた。そのために二千間堤が必要となったわけであるが、それだけに古八間堀と二千間堤は、これ以後の争論においても重要な争点となっていくのである。

そこで第二条目以下に記された争論の年代と相手、内容を列記すると大略次のようになる。

第二条…寛永一六年（一六三九）、万治二年（一六五九）。沼の水が氾濫して「迷惑」した「沼通村々」が用水村々を訴えたもので、ここでは「用水之儀」についてのことなので自分たちに「理運」があり、前々の通りに用水を引くことが認められたという。

第三条…一九年以前＝天和三年（一六八三）。若柴村と用水江川について出入となったが、幕府代官伊奈半十郎（忠治の孫忠篤）と南条金左衛門の手代の見分を受けた上で、古八間堀洗堰の上留については水が洩れないように丈夫に仕立て、満水の節には上留を取り払い悪水を落とすことで決着となった。

第四条…一五年以前＝貞享四年（一六八七）。用水不足について受益村むらの内部で水論となり、幕府代官入木甚兵衛・南条金左衛門の

手代の見分を受けて「分水」が定められた。

第五条…二九年以前＝延宝元年（一六七三）。古八間堀築留の番人が足高村（伊奈町）の百姓から稗柄村の百姓に替ったことについて書き上げられたもので、これは延宝元年の洗堰設置にともなって稗柄村が土取場に指定されたことを契機とするものであった。なお、奥書にもこの土取場設定の事情についての記述がある。

第六条…去辰年＝元禄一三年（一七〇〇）。沼水の氾濫に苦しむ「萱場九ケ村」が、新八間堀の開削と洗堰の引き下げを求めて訴訟を起こした一件について記したもの。これによって新八間堀が開削されたのであるが、洗堰の高さについては、用水不足の主張が認められ、元の高さのままで新八間堀口へ移転したという。

すなわち、ここには古八間堀が掘られてから新八間堀が開削されるまでの間のさまざまな争論が書き上げられているわけで、それによって用水村むらの「苦労」を語り、沼の水を用水として使うことの正当性を主張しているのである。本章では、この一つ一つの争論を具体的に検討することによって、当時の牛久沼をめぐる問題を浮き彫りにするとともに、そうした争論を通していかなる秩序が形成されていったのかについて明らかにしたいと考える。その際、以下の二点についてとくに留意し、検討を進めていきたい。

まず第一点目は、それぞれの争論に関係した村むらや地域を、史料に即して復元し、位置づけていくということである。第一章でも検討した通り、この時期は村むらの分立が進行している最中であるので、時期によって異なることはもちろんであるが、さらに争論の内容によっても関係する地域は異なってくる。そこでこの両者を交えて個々の争論を具体的に検討することにより、この時期の村むらの結合のあり方とその変化についてみていきたい。これについては、**表2-1**および**図2-2**に関係する村むらを示しておいたので、以下これをもとに検討を進めていくことにする。(4) なお、**表2-1**には、次章で検討する牛久沼の新田開発計画が頓挫した明和期以降の組合村についても例示しておいた。

次に第二点目として、それぞれの争論においては、沼に設けられた施設が大きな争点となっているので、その問題点や機能を明らかにすることが重要である。すなわち、古八間堀、新八間堀、二千間堤、用水江川、江川の取入れ口などである。これらの施設はまた相互に関連しあっているので、その関係についても明らかにしたいと考える。

表 2-1　近世前期牛久沼をめぐる水論関係村むら一覧

国名	郡名	村名	市町村名	元禄郷帳	天保郷帳	旧高旧領	寛永末～延宝期(1643～80)						天和～元禄期			明和期(1764～)以後				
							寛永 20		万治 2		延宝 2		用水	悪水		用水	悪水			
							用水	悪水	用水	悪水	用水	悪水	河辺領	天和 3	元禄 13	江川組合	青場領	上郷 25	悪水 13	牛久沼附
下総国	相馬郡	川原代村	龍ケ崎市	10366.75	10205.911	10145.3411	○		○		○		○			○				
常陸国	河内郡	若柴村	〃	1518.003	1581.191	1338.063		●		●		●		●						
		佐貫村	〃	437.721	439.20377	444.4532								●		○				
		中島	〃	288.862	288.0303	288.229								●						
		入地村	〃	158.62	162.2471	162.2471								●						
		小通幸谷村	〃			232.868										○				
		十六石村	〃	16.	16.	16.						×								
		馴馬村	〃	1100.	1242.431	1300.551					○		○			○				
		龍ケ崎村	〃	1238.249	2214.9625	2214.963	○		○		○		○			○				
		大徳村	〃	2313.067	2611.961	2318.373			○		○		○			○				
		宮淵村	〃	1012.621	1178.686	1034.005					○		○			○				
		生板村	河内村	2226.086	2241.086	2261.695					○		○			○				
		幸谷村	〃	249.098	284.433	283.251					○		○			○				
		《河辺村》					○													
		長竿村	河内村	1415.851	1516.797	1516.797	○													
		牛久村	牛久市	862.213	870.898	880.937		●		●		●								
		〈岩崎村〉	茎崎町					●		●		●								
		下岩崎村	〃	498.308	505.0433	505.1953												●	●	◇
		上岩崎村	〃	490.69	495.6247	495.6242												●	●	◇
		房内村	〃	38.93	94.8733	94.8733												●		◆
		若栗村	〃	354.42	466.6503	466.6503		●				●						●		◆
		境松新田	つくば市	196.78	212.3436	212.3436												●		◆
	筑波郡	弥左衛門新田	藤代町	463.58	468.78	468.78									●		●		●	●
		徳右衛門新田	〃		232.94	232.94									●		●		●	●
		根新田	〃	0.	108.843	108.843									●		●		●	●
		〈貴場村〉	〃					●				●								
		下貴場村	〃	785.062	443.775	443.094									●		●		●	●
		上貴場村	〃	628.25	623.775	623.771									●		●		●	●
		浜田村	〃	700.218	700.2176	700.114									●		●		●	●
		城中村	伊奈町	644.23	648.33	644.21449						●			●		●		●	●
		栗山村	〃	347.437	352.2595	347.53									●		●		●	●
		足高村	〃	853.776	853.776	853.776		●				●			●		●		●	●
		神生村	〃	314.314	321.094	314.313												●	●	◇
		野堀村	〃	312.415	358.886	358.886												●	●	◇
		大和田村	〃	67.34	93.82	89.446												●		◇
		狸穴村	〃	62.979	192.28423	166.092												●		◇
		高岡村	〃	51.819	171.62565	172.662												●		◇
		根崎村	つくば市	56.127	56.127	56.127												●		◆
		古立村	〃	134.83	141.079	141.079												●		◆
		境田村	〃	86.33	97.135	97.135												●		◆
		下飯田村	〃	) 45.35	) 199.373	102.171												●		◆
		上飯田村	〃			93.402												●		◆
		中野村	〃	85.208	83.96	86.725												●		◆
		栗山村	〃	86.531	86.53	86.53												●		
		丸山村	〃	37.106	39.898	37.133												●		◆
		羽成村	〃	298.83	412.139	412.139												●		◆
		下貴丸村	〃	) 63.07	) 348.939	179.67												●		◆
		上貴丸村	〃			169.269												●		◆
		谷田部村	〃	(1832.16)	(2847.511)	2823.15		●		●		●								◆
		(内町村		848.36	1434.033													●		
		台町村		564.1	719.089													●		
		新町村)		419.7	694.389													●		

注）「寛永 20」「延宝 2」「天和 3」「元禄 13」は、それぞれ『龍ケ崎史』近世史料編 II No.169、No.170、No.163、No.175 による。また、「万治 2」は『茨城県史料』近世社会経済編 III No.128 による。

「上郷 25」は上郷 25 カ村を、「悪水 13」は悪水組合 13 カ村を示す。

谷田部村は内町村・台町村・新町村の 3 カ村に別れており、しかも内町村は 2 つの組に別れている。上郷 25 カ村はこれらをすべて単独の村として合計したものと考えられる。

「牛久沼附」村むらの内、●・◇・◆の区分については、第三章第四節第一項を参照のこと。

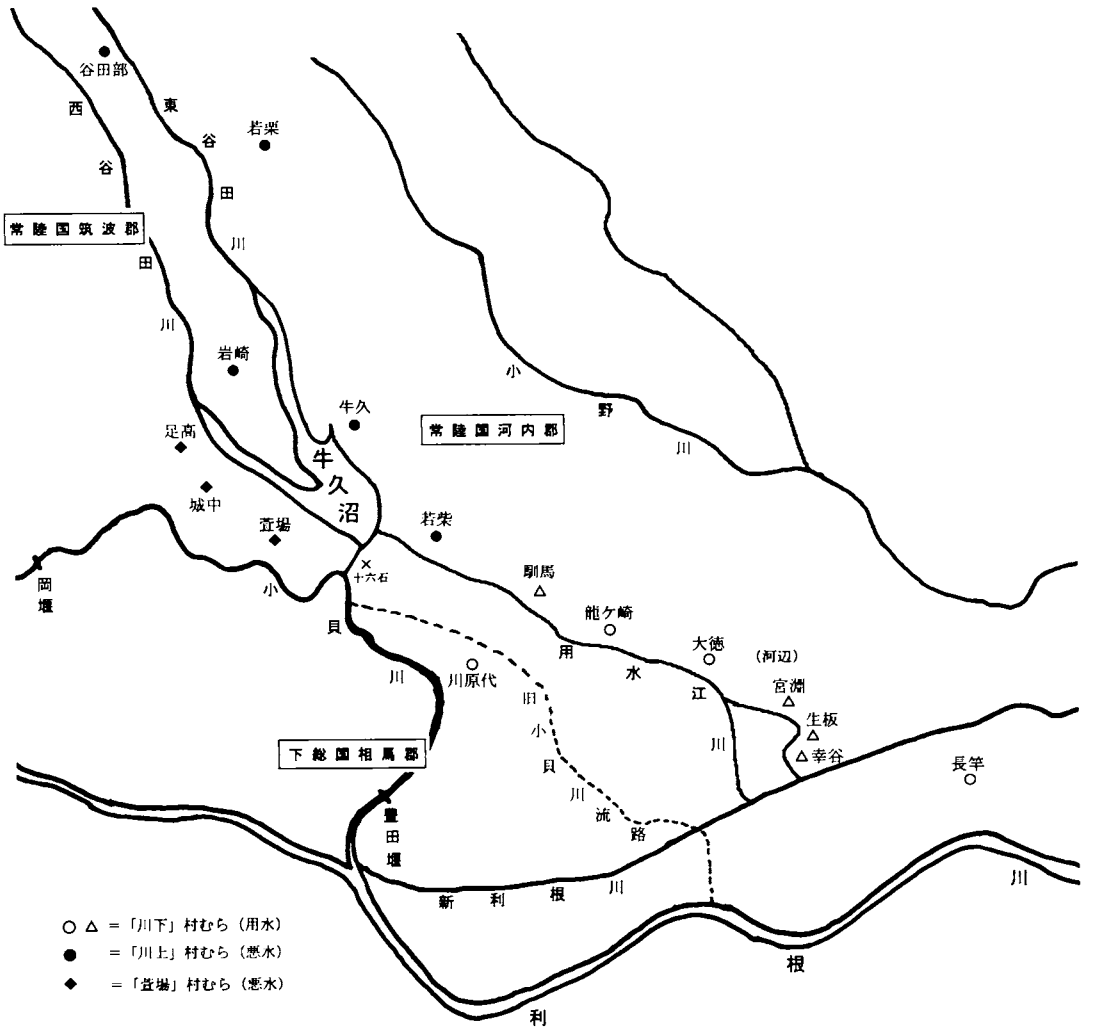

図 2-2　寛永～延宝期における争論関係村むら

二　寛永末～延宝期の争論と「地域」

(1)　古八間堀と二千間堤をめぐって

まず寛永一六年（一六三九）と万治二年（一六五九）の争論からみていくことにしよう。〔史料1〕第二条目をみても明らかなように、そもそもこの二つの争論は連続したものであった。次にこれに関する史料をあげておく。〔史料2〕は寛永一六年争論の結末について確認するために、「川下」村むらが「川上」村むらに差し出した同二〇年の証文、〔史料3〕は万治二年争論における「川上」四カ村の訴状である。

〔史料2〕(5)

一、萱場村新川水門之義、当五年以前御奉行所へ御訴詔被成候ニ付而双方被召出様子申上候処、松平伊豆守様・伊丹播磨守様被仰付候ハ、水門之義訴詔仕候村々入宇を以相立、用水之内ハ水落シ申間敷候、用水仕舞申候ハヽ、悪水訂(ママ)吐を可申候、縦用水之内成とも打続洪水もいたし、上下いかへ申ニ付而互之相談を以水落シ可申候、尤稲作苅仕舞申候ハヽ、寒水之義ハつゝみ可申候、為其錠をいたし、かきを請取申候、若又水門大破之体ニ而被指置候ハヽ、如前々之新河土手ニつきとめ可申候、右之段御奉行所ニて被仰付候間如此候、但萱場堤御普請御座候ニ付而ハ前角可承候、則水門戸を抜キ水落シ可申候、土手普請之義川下ニ而も如在ニ不存候、依如件

龍ケ崎村　　諸岡助四郎
寛永廿年未ノ四月十三日

若柴村　　中嶋総兵衛
飯野与右衛門殿
野口弥次兵衛殿
牛久村　　河原代村
佐野助三郎殿　　木村左馬助
同　内膳殿　　同　源三郎
双村弥次右衛門殿　　河辺村
若栗村　　関口次兵衛
相沢七右衛門殿　　大野五郎七
谷田部村　　宮渕久兵衛
沼尻庄左衛門殿　　烽山権七
岩崎村　　長竿村
岡野勘作殿　　斎賀将監
同　五左衛門殿
足高村
谷口弥左衛門殿
萱場村
根本左馬助殿
同　彦五郎殿

〔史料3〕(6)

乍恐書付を以御訴訟申上候事

一、常陸国牛久岩崎沼、其下にかやバ(萱場)・やハら(谷原)伊奈半十郎様より御新田に御立被成候砌、悪水払に新川を御堀候、松平陸奥守様御領知

龍ヶ崎村、山口備前守様御領知川原代村、新庄越前守様御領知大徳村、此三ヶ村之者共用水たり不申候由半十(郎脱)様え御訴訟申上、新川口つきとめ申候間、半十郎様より沼水よけのため弐千間余之新堤を被成候故、沼廻り田地大分水損仕候ニ付、水上之者共　御公儀様・半十郎様え御訴訟申上候所に、川下右三ヶ村之者共御召被出、対決之上にて用水悪水のために水門に被仰付候御事

一、右之水門ハ川上四ヶ村之入目を以立申候得共、押なかされ申候、此四ヶ村と申ハ、山口但馬守殿、細川豊前守殿、根来出雲守殿、新庄越前守殿領知にて御座候、又水門仕候得は子ノ年大水にて押なかされ、両度之水門に大分之金子入申候得共、又水門可仕と請合申候内に新川口を川下之者共つきとめ申候、又水門立可申と度々川下へ断申候得共、水門立させ申間敷と我まゝ申候、若あらい関にハいたさせ可申之由にて、あらいの高サ水本木午ノ年川下より打申候得共、殊外高ク打申候間、川上之者共合点不申候事

一、先規　御公儀様より水門に被仰付候所に御座候間、川下村々え水門立可申と年々様子申候得共、合点不仕候故、沼廻り田地年々大分に水損いたし迷惑仕候間、川下之者共御召被出被仰付可被下候、委細之儀は絵図并口上にて可申上候、以上

万治弐年亥極月日

川上之地頭

細川豊前守領

谷田部村

清　兵　衛㊞

八　右　衛　門㊞

同断

根来出雲守領

岩崎村

御奉行所様

勘　作㊞

兵右衛門㊞

同断

山口但馬守領

牛久村

伊左衛門㊞

主　馬　助㊞

同断

新庄越前守領

若柴村

さらにもう一点史料を提示したい。〔史料4〕は、下岩崎村（茎崎町）に伝来した「牛久沼八間堰」と題する史料から抜粋したものである。(7) この史料自体は、牛久沼に関係する史料を収集し、これに解説を加えて編さんしたもので、その内容からして明治の末頃に作成されたものと思われる。これはその解説部分であるが、江戸期の史料では、とくに古八間堀の開削と二千間堤の築堤、洗堰の設置などの正確な年代について記された史料が確認できないので、これが唯一のものである。ただし、その論拠となる史料が示されていないのでなお検討を要するが、当時の史料とつきあわせることで、全体的な経緯を推測することができよう。

〔史料4〕

一古八間堀鑿水門伏込並弐千間堤築立

寛永年間御代官伊奈半十郎ハ萱場領新田開発ナサレシニヨリ、同四

年新川ヲ堀抜キタリ、此幅八間ナルヲ以テ八間落シ堀ト云フ、然ルニ龍ケ崎・河原代・大徳ノ三ケ村沼水ヲ之レヨリ下水スレハ用水不足ナリ迚、新川口ヲ築留メタリシニヨリ、伊奈氏之レニ困シテ同十一年該新田ト沼地ノ境ニ二千間余ノ新堤ヲ築立タリ、斯ク為シタリシカハ□沼岸ノ村落悉水害ヲ得タリ、之レ小貝ノ水洪水ノ節逆流シテ沼地ノ分内狭迫セシ故ナリキ、爰ニ於テ伊奈氏川上ノ費額ヲ以新川口ヲ寛永廿一年申六月用悪水ノ為メ逆水門ヲ伏込シナリ、然レトモ該水門ヘ水害□□回流出シタリシカハ、川下ノモノ水門ヲ拒断シ、又築留タリ、之レニ因テ川上ヨリ川下エ応接ニ及ヒシモ、承諾セサリシカハ訴詔ト成リ、谷田部・岩崎・牛久・若柴ヨリ万治元年十月其筋エ出願セシモ決定セサリシカ、尚翌二年極月ノ出願ニ依テ川上ノ願意ニ充チ則チ水門ニ成スト云フ、該当時牛久・若柴カ沼付方ナリシカハ、庄兵衛新田カ出来サリシ以前ニシテ、沼岸ノ堤防ナカリシ故ナリ、然シテ未タ川上・川下抔ト唱ヒ、組合村々ト云フ迄モナクシテ、区々ニ渉リテ居リシナリ、(万治三庚子年二千間堤一千五十三間流出セリ)、其後寛文九己酉年八間口竹洗ト成リ、同十一年改良シテ石洗ニ成リシト云フ

洗ヨリ小貝川迄四百九十四間
惣下リ六尺一寸七分　一間ニ壱寸二分五厘
沼ノ内四尺七寸五分　竹洗上ヨリ
江川水上迄二尺一寸下リ

これらの史料に〔史料1〕第一・二条を加味して整理すれば、古八間堀の開削から万治二年の争論までの経緯についておおよそ次のようにまとめることができよう。

すなわち、第一章でみたように幕府代官伊奈忠治は、寛永二年（一六二五）の山田沼堰竣工を手始めとして、常陸谷原の本格的な開発に着手したのであるが、とくに牛久沼南岸に位置する萱場一帯については、滞流する水を排除して干拓化を進めるために、沼の悪水を小貝川に落とすための排水路として同四年（〔史料1〕では同五年となっている）に古八間堀を開削した。ところがこれでは用水が不足するとして「川下」の村むら（龍ケ崎村・川原代村・大徳村）が訴訟におよんだために、吟味の上で古八間堀口を「築留」とし、「沼水よけのため弐千間余之新堤」＝二千間堤を忠治の手で築いた〔史料3〕。この間の事情を〔史料1〕の第一条によって類推すれば、「川下」の訴訟を受けて検分にあたったのが、すなわち「論地検分使節」の松平正次と諸星盛政で、寛永一〇年（一六三三）頃ということになろう。しかもこの結果、願意の通りに古八間堀口を「築留」とすることが認められたわけであるから、「川下」の村むらとしては「用水自由ニ引来申候」権利を手に入れたと考えたのであろう。しかしながら、古八間堀口を「築留」としたのでは排水能力が著しく低下し、せっかく開発した萱場一帯がまた沼水の被害にさらされてしまうことになる。そこで萱場一帯をそうした被害から守るために、沼水除の堤防として、翌寛永一一年に忠治によって二千間堤が築かれたのである(8)。

ところが寛永一六年（一六三九）に小貝川が氾濫すると、今度は「川上」の村むらが、これによって「沼廻り田地大分水損仕候」として訴訟を起こした。〔史料3〕によれば、「川上」村むらは谷田部村（つくば市）・岩崎村（茎崎町）・牛久村（牛久市）・若柴村の四ケ村である。図2-2にも明らかなように、若柴村は牛久沼東岸の台地上に位置する村であるが、第一章でも述べた通り、当時はまだ佐貫村・中島村・入地

村・小通幸谷村が分村されていなかったから、東南方面にかけての一帯が被害地域であった。また牛久村は沼の北岸に位置する村で、岩崎村は牛久沼の北浦と西浦に囲まれた一帯、そして谷田部村はこの両浦に流れ込んでいる東谷田川と西谷田川に囲まれた村である。かなり広範な地域に被害がおよんでいたことがわかるが、これらの村むらでは古八間堀口が「築留」られた上に二千間堤が築かれたことで、排水の便が便が悪くなっていたのであろう。しかも古八間堀は、小貝川との距離が短いために逆流を起こしやすい堀であった。したがって〔史料4〕にもあるように、寛永一六年に小貝川が氾濫すると、排水の便の悪さに加えて、古八間堀を逆流した水によって「川上」の村むら一帯は、一面「水損」となったのである。そこで「川上」の村むらが訴訟におよんだわけであるが、これに対して幕府は双方を召し出して対決させた上で、その解決策として沼の水を効率的に落とすために、古八間堀口に水門を設置することを命じた。この内容を示したのが〔史料2〕である。

申し渡しを行なったのは、幕府老中の松平伊豆守信綱と勘定組頭の伊丹播磨守康勝である。これによれば、まず水門の竣工は訴訟を起こした「川上」村むらの入用をもって行なうこととし、以下水門を利用する上での注意事項として、①用水を引いているうちは水を落とさないようにし、用水としての利用が終われば悪水を落とすこと、②たとえ用水を引いている時期であっても洪水が続いて「川上」「川下」が氾濫したならば、互いに相談して水を落とすこと、③稲の刈り入れが終わって寒水の時期になったならば、水を溜めるために水門を閉じて錠をし、その鍵を受け取るようにすること、④もし水門が大破となったならば、前々のように古八間堀を「築留」ること、⑤また萱場堤＝二千間堤の普請があれば、水門の戸を抜いて水を落とすこと、といったことが申し渡されたのである。

ただし、こうした証文が幕府の申し渡しから四年後の寛永二〇年（一六四三）に作成された背景には、この間「川上」と「川下」の村むらの相談がまとまらず、水門の設置を実施に移すことができないという事情があったためと考えられる。これは「用悪水ノ為メ逆水門ヲ伏込」んだのが、寛永二一年六月であったとする〔史料4〕の記述とも一致する。言い換えれば、四年たってようやく双方の相談がまとまったことから、水門設置に対する規定事項を確認するために作成されたのが〔史料2〕であったということである。請取人に牛久沼南岸の萱場新開地に属する足高村と萱場村が名前を連ねているのも、とくこの地域の代表として了解が求められたためと思われる。

いずれにせよ、こうして寛永二一年（一六四四）になってようやく水門設置にこぎつけたのであるが、それを維持することはかなり困難だったようである。当時の技術的な限界もあったのであろう。〔史料3〕によれば、水門を設置した直後にすぐ押し流されたとあり、また伏せ込んではみたものの、「子ノ年」＝慶安元年（一六四八）の大水で再び押し流されてしまったという。「川上」の村むらでは、両度の水門伏込で多額の費用を使ってしまったが、それでもまた水門を伏せ込むしかないと申し合せていた。ところが、「川下」の村むらが堀口を「築留」てしまったので、改めて水門を伏せ込みたいと申し込んだのであるが、「川上」の村むらは「水門立させ申間敷と我まゝ申」し、洗堰であれば伏せ込んでもよいと答えた。そこで洗堰の高さを「午ノ年」＝承応三年（一六五四）に試しに打ち込ませてみたところ、ことのほか高く打ち込んだ。これでは「川上」の村むらとしては「合点」がいかない。先年「御公儀様」より水門設置を命じられた場所なのであるから、今度も水門伏込を申し付けてほしい

というのである。

〔史料4〕にも「之レニ因テ川上ヨリ川下エ応接ニ及ヒシモ、承諾セサリシカハ訴訟ト成リ、谷田部・岩崎・牛久・若柴ヨリ万治元年十月其筋エ出願セシ」とあるから、慶安元年から一〇年の間延々と交渉が続けられていたのであろう。そこで改めて万治元年（一六五八）に出訴におよんだのであるが、「川下」村むらがこれに強固に反対したのはもちろんである。[9] この顛末を示す史料は残されていないが、〔史料4〕には「尚翌二年極月ノ出願ニ依テ川上ノ願意ニ充チ則チ水門ニ成スト云フ」と記されているから、「川上」村むらの願意通り、再び水門が設置されたと考えて間違いないであろう。

以上が古八間堀の開削から、寛永一〇年前後の堀口「築留」と二千間堤築堤、および寛永一六年・万治二年の水門設置をめぐる争論にいたる経緯である。万治二年の争論では、最終的には水門を再建することで決着したが、それで問題が解決したわけではない。とくに万治二年の訴状〔史料3〕では、「川上」村むらが水門再建を望んでいるのに対し、「川下」の村むらでは洗堰の伏込を志向していることが明らかになったが、この後古八間堀口の水門は洗堰に伏せ替えられることになる。ただ、この間の事情については、史料が残っていないので明らかにしがたいのであるが、〔史料4〕には寛文九年（一六六九）に竹洗となり、同一一年に改良して石洗となったと記されている。もっとも、これも論拠となる史料が示されていないので、その設置年代を含めて確実なところは不明である。[10] これに対して堀口への確かな洗堰設置が確認できるのは、延宝二年（一六七四）のことである。次にこの洗堰設置に関する問題についてみていくことにしよう。

これについては、先の元禄一四年（一七〇一）の口上書〔史料1〕に次のように記されている。まず奥書によると、牛久沼には西浦と北浦といって二カ所の入口があり、上は御料・私領村むらから流れ込む悪水をこの二カ所の入口に溜め、若柴村と佐貫村両村の地境に用水口を設けて一万石余の場所に水を引いてきた。ところが二九年以前＝延宝元年（一六七三）、守谷権太夫代官所の節に古八間堀に洗堰を設置することを命じられたが、土取場がなかったために普請にとりかかることができなかった。そこで評定所において、牛久藩山口修理亮弘隆領分であった稗（ひえ）柄（がら）村を幕府代官所の長沖（ながおき）新田と替地し、「高拾六石之場所」を土取場として下されたことから、只今までこの場所で土を取り、年々普請をしてきたというのである。この「高拾六石之場所」というのがすなわち稗柄村で、村高が一六石であったことから当時十六石村と呼ばれていた。[11] 次の史料は、これに際して十六石村が牛久沼用水七カ村に差し出した手形である。

〔史料5〕[12]

手形之事

一、牛久沼八間口築留之所、去丑五月満水ニ而堤押破申ニ付、土取場御公義様江御訴訟被遊候ニ付、沼廻り牛久村・城中村・若栗村・谷田部村・岩崎村・萱場村・足高村・十六石村、右八ケ村之者共寅ノ正月廿二日之御評定所へ被召出、穿鑿之上沼水一滴も落不申候様ニ前々通築留ニ被仰付、其上十六石村山口修理様御知行所ニ御座候処ニ、御公義様ゟ川下之衆永代八間口築留修覆（復）之ため土取場ニ被為仰付、此度守屋権太夫様御代官所ニ罷成候、右築留之場昼夜無油断相守可申候、若徒者有之、右之場所切申候ハヽ、拙子共如何様之曲事ニも可被仰付候、満水ニ而築留あやうく罷成候ハヽ、早速御左

右可申上候、此度従　御公義様土取場御用地ニ被為仰付候義ニ御座候間、無油断番守相勤可申候、為其仍如件

延宝弐年寅ノ二月九日　　守屋権大夫御代官所

十六石村名主　八　兵　衛㊞

組頭　右　馬　丞㊞

市左衛門㊞

金　十　郎㊞

山口修理様御知行　浅野伝兵衛殿

馴馬村　同村

小村次右衛門殿

山口平兵衛様御知行　木村藤左衛門殿

川原代村　松平陸奥守様御知行

郷倉宗右衛門殿　龍ケ崎村

同村　諸岡助四郎殿

同村

中島孫兵衛殿　関口次兵衛殿

守屋権大夫様御代官所　同断

大徳村　宮渕村

菅生五左衛門殿　豊崎三郎兵衛殿

同村　同断

同村

中村平三郎殿

同断

生板村

大野宗左衛門殿

同村

秋山利右衛門殿

同断

高野村（幸谷）

（後　欠）

これによって先の口上書〔史料1〕の記述をかなり補強することができる。すなわち、牛久沼古八間堀口の「築留」場所の土取場については、まず「去丑」＝延宝元年（一六七三）五月に満水となって堤が「押破」れたために、「川下」の七カ村が「御公義様」へ訴願したものであった。これに対して幕府は、牛久村（牛久市）・城中村（伊奈町）・若栗村（茎崎町）・谷田部村（つくば市）・萱場村（藤代町）・足高村（伊奈町）・十六石村の八カ村を翌延宝二年正月二二日に評定所へ呼び出し、「穿鑿」の上で沼水を一滴も落とさないように前々の通り「築留」を命じ、「川下之衆永代八間口築留修覆（復）之ため」に十六石村を幕府代官所にして土取場に

指定したのである。おそらくこの背景には、これまでの古八間堀をめぐる動向からしても、「川下」の七カ村と牛久村などの七カ村との間で何らかの紛争があったのであろう。ともあれ、「土取場御用地」に指定されたことで十六石村は、古八間堀口築留場所の番人を勤めることになり、「川下」七カ村に「手形」を入れて、昼夜とも油断なく守ること、もし「徒者」があって築留場所を切り落とすようなことがあれば「如何様之曲事ニも可被仰付」きこと、満水になって「築留」が危うくなったならば、早速報告して指示を仰ぐことを誓っているのである。さらに先の〔史料1〕口上書第五条によれば、十六石村（稗柄村）は番人の給分として毎年「水下」村むらから、米二一俵・大麦三〇俵を受け取ることになっている。[13] また、それ以前は足高村（伊奈町）の庄兵衛と助之丞という人物が番人を勤め、米四〇俵を「番給」として受け取っていたとあるから、これによって番人そのものが交替したことになる。

（2）寛永末～延宝期における水利「地域」の構図

このように寛永期末から延宝期にかけての争論では、牛久沼の古八間堀からどのように水を落とすかが最大の焦点であった。そこに沼の水を用水として利用する「地域」と悪水処理の「地域」との相克が集中的に表現されていたのである。そこで最後に、図2-2を参考にそうした「地域」の構図と、そこに含まれる村むらの結合形態の特徴について検討することにしよう。

まず第一に指摘したいことは、この当時の牛久沼をめぐる対立に集約される「地域」の結集は、「川上」「川下」ないしは「水上」「水下」という言葉で表現されていたということである。万治二年（一六五九）の訴状〔史料3〕によれば、「川上」の中心は谷田部村（つくば市）・岩崎村（茎崎村）・牛久村（牛久市）・若柴村の四カ村で、「川下」は龍ケ崎村・川原代村・大徳村の三カ村が中心ということになろう。ただし、寛永二〇年（一六四三）の証文〔史料2〕では「川下」に大徳村の名前はなく、かわりに河辺村と長竿村（河内村）が名前を連ねている。「河辺村」については、第一章で述べた通りのちの大徳村・宮渕村・生板村・幸谷村の四カ村一帯を総称した「村」であったと思われる。第一章では、この四カ村が伊奈忠治から二〇五町の地所を割り渡され、開発を命じられた「地域」であったということを指摘したが、[14] 例えば〔史料2〕の「河辺村」に名を連ねている四人の苗字を、延宝二年（一六七四）の手形〔史料4〕の宛て先と比べてみると、関口次兵衛は大徳村に、大野姓は生板村にみいだすことができる。また「宮渕」姓はその地名を苗字にしたのであろう。さらに注目されるのは、牛久沼の新田開発計画のために引かれた代用水では用水が不足するとして、新堀の開削などを願い出た享保一八年（一七三三）の川原代村の願書に、「龍ケ崎・川部（辺）・馴馬共（ママ）・河原代共七ケ村名主・組頭印形、宮渕村茂兵衛江戸江出候積り付札出ス（致カ）」という注記がみられることである。[15] この「川部」が先の大徳村などの四カ村をさすことは明らかであり、この当時まで四カ村の一帯を「河辺（村）」とする意識が残っていたことを示している。このなかでも大徳村は、もっとも村高が大きく、第一章でも述べた通り比較的村落としての成立が早かったことから、「河辺村」の中心となっていたということであろう。

一方長竿村については、新利根川の開削が問題となろう。新利根川は、伊奈忠治の子忠克が、寛文二年（一六六二）に下総国相馬郡押付（おしつけ）村（利根町）で利根川を締め切り、利根川に平行して霞ケ浦に通じる河道を開削したもので、同五年に開通をみている（谷原新川と称していた）。[16] もっとも、この流路は直道で勾配が急であったことから、洪水の被害が大き

く、また舟運にも差し支えたために、寛文七年（一六六七）に忠克の子忠常が、幕命によってこれを廃川とし、利根川流路を元に戻している。その後忠常は、小貝川通り羽根野村（利根町）に洗堰（豊田羽根野堰）を設け、廃川となった谷原新川を用水として再利用するための工事を行なった。これが現在の新利根川である。図2-2に示したように、長竿村はこの新利根川を越えた地域に位置している。もちろん寛永二〇年当時は新利根川は開削されていなかったのであるが、興味深いことは、元文二年（一七三七）の「下利根川・新利根川・利根付小貝川組合邑々高書抜帳」に「豊田村羽子野堰出来無之内ハ牛久用水鶴ケ牧と申用水引取申候」と記されていることである。[17] 豊田羽根野堰用水組合に含まれる長竿村は、その位置関係からしてもこの当時牛久沼用水の水を利用していたか、少なくとも何らかの形でそれにかかわっていたことが考えられるのである。[18]

またこの証文〔史料2〕の宛て先には、先の「川上」四カ村のほかに若栗村（茎崎町）と足高村（伊奈町）・萱場村（藤代町）が名前を連ねている。若栗村はその位置関係から「川上」のなかに含まれる村であることは明らかであろう（図2-2）。また足高村と萱場村は、先にも述べた通り、牛久沼南岸の萱場開発地に位置する村であり、この証文自体が古八間堀口に水門を設置することが実行に移された段階で、四年前の幕府の調停事項を確認するために作成されたもので、両村にその承認を得る必要があったものと思われる。さらにこれを延宝二年の手形〔史料5〕と比較すると、ここでは若柴村の名前が消え、かわりに城中村（伊奈町）が含まれている。城中村は足高村・萱場村と同じく萱場新開地に含まれる村である。

このように一七世紀中葉の寛永～延宝期においては、牛久沼に関係する「地域」は非常に広い範囲におよんでいたが、そのなかでも（a）沼の水を用水として利用する「川下」村むら、（b）牛久沼の悪水処理をめぐって（a）と対立していた、牛久沼上方の谷田部村から若柴村にいたる「川上」村むら、（c）牛久沼南岸の萱場新開村むらの三つがあり、（a）と（b）の対立がその基本的な構図となっていたということができよう。これが第二点である。

さらに第三点として、寛永二〇年の証文〔史料2〕に登場する村むらのうち、萱場村と川原代村・河辺村・長竿村を除く七カ村はすべて戦国期に城郭が築かれた場所であったということがあげられる。また、前述したように萱場村は萱場新開地一帯の中心であったし、そのほかの村むらも戦国期にはその存在が確認できる村むらである。前章で戦国期の諸城郭を中心として形成された支配「領」域が、一方で各々の地域社会で下から自生的に形成されていた生活圏・文化圏・経済圏などを前提とするものであるという市村高男氏の指摘を紹介し、[19] そうした城地が近世前期の開発の中心となったのではないかと推測したが、この村むらの構成はそうした推測を補強するのに充分であろう。しかもこれらの村むらから多くの新村が、元禄期にかけて分立していったことは先に述べた通りである。すなわち、この時期には本格的な村の分立がはじまる以前の、戦国期に城地となったような村、あるいは中世に起源をもつ村が「地域」の中心となっていたということである。

これに関連して注目されるのは、連名人として名前を連ねている各村の代表者には、名主などの村役人としての肩書きが記されていないということである。しかも〔史料2〕の証文や〔史料5〕の手形などの、いわゆる領主に提出するような「公文書」ではない、各村の申し合せ事項を確認するような在地側の史料には、いずれも当たり前のように苗字が

書き上げられている。これらが戦国期から在地を支配していた土豪的な有力百姓たちであったことは間違いなく、実際なかには戦国大名土岐氏の被官筋で、江戸期には仙台藩大庄屋を勤める龍ケ崎村の諸岡氏や、近世初期から名主を勤めていたことが確認できる川原代村の木村氏、大徳村の関口氏、宮淵村の豊崎氏などが含まれている。もちろんこれらの人物が当時村役人を勤めていなかったわけではなかろう。また、一般的にこの時期の文書には、村役人の肩書きをもつもの自体が少ないことも確かである。しかしながらそれは逆にこの時期の牛久沼をめぐる水利秩序が、村役人としての職能に体現されるものではなく、旧来からの土豪的有力百姓が保持してきた「地域」的な権力に握られていたことを明示するものと考えられるのではないだろうか。おそらくは村役人をそのなかに含み込んだ、いわゆる「年寄」ないしは「乙名」たちの集団である。これが四点目である。

換言すれば、基本的に新田開発は終わっても、村の分立・創出が完了していない寛永末～延宝期（一六四〇年代～七〇年代）においては、戦国期からの、とくに城郭が築かれたような地域社会の結束点となるような村むらが、これまた戦国期からの系譜を引くような土豪的有力百姓を核として牛久沼の水利秩序を掌握しており、それぞれ用水と悪水という対立する利害のもとに、「川上」「川下」といった形で結集していたということである。それでも第五点目として、延宝期（一六七三～八〇）の「川下」では、龍ケ崎村・川原代村・大徳村の三カ村に加えて、馴馬村・宮淵村・生板村・幸谷村の四カ村が名を連ねており、「牛久沼用水七ケ村、高一万石余」の枠組みがこの段階で形成されていることが確認できるのである。

それだけに、これ以前の「川上」「川下」という名称で統合される「地域」は、自立化の達成のもとに、定まった村によって構成されるような、いわゆる「組合村」的な結合体―連合体というよりも、村の分立の進展などによって、時期や村相互の関係によって構成のあり方も異なるような可変的な結合形態を示しているといえるのではないだろうか。「牛久沼八間堰」〔史料4〕の著者が、万治元・二年の争論をさして「然シテ未タ川上・川下抔ト唱ヒ、組合村々ト云フ迄モナクシテ、区々ニ渉リテ居リシナリ」と述べているのは、この当時の「地域」的結合の特質を本質的に言い当てているように思われるのである。

いずれにせよ、これ以降、牛久沼上方の谷田部村から若柴村までの広い範囲にまたがる「川上」村むらと「川下」村むらが、古八間堀口をめぐってこれまでみてきたような争論を起こすことはなくなってくるので、延宝二年（一六七四）の洗堰設置はその一つの帰結だったのであろう。もちろん、それによって牛久沼をめぐる争論がなくなったわけではない。むしろ争論自体は増えていくのであるが、それはより狭い範囲の「地域」が、それぞれの利害に応じて、さらにそこで問題となる対象―施設を異にした争論が多様に展開していくことになるのである。

三　天和～元禄期の争論と「領」

（1）用水江川の築出し土手と川浚いをめぐって

天和二年（一六八二）四月、牛久沼用水七カ村は、若柴村と佐貫村を相手取って次のような訴状を幕府の勘定奉行所へ提出した。

〔史料6(20)〕

乍恐以書付御訴詔申上候事

一、常陸国牛久沼用水川払出入

訴訟人

常陸国守屋助次郎様代官所(生板村脱)　惣左衛門
同国　幸谷村　与兵衛
同国　宮渕村　茂兵衛
同国　大徳村　新兵衛
同国松平陸奥守様御知行
龍ヶ崎村　助四郎
同国山口修里(理)様御知行
馴馬村　茂右衛門
下総国土屋数馬様知行
川原代　藤左衛門
武左衛門

常陸国太田摂津守様御知行

相手

若柴村　権左衛門
七郎兵衛
左貫　五左衛門

一、常陸国牛久沼用水右七ヶ村石高壱万石余之所へ先規ゟ用水引来り申所ニ、太田摂津守様御知行若柴村之者共我まゝに用水川ノ口へ両方ゟ築出しをいたし、落口うまり水滞申ニ付、用水不自由ニ罷成、川下壱万石余之村々日損逢迷惑仕候間、若柴村江築出しを取、川払可仕由度々断仕候へとも承引不仕事

一、右築出しゟ下江新規ニ土橋を掛ケ築出し仕候故、大分水つかへ申候、其上用水川筋江あじを数ヶ所掛ケ、弥以水つかへ申候事

一、鶴ヶ巻新川築留普請仕候時分、他領地故土取場無御座まゝ当九年以前　御公儀様江御訴詔申上候へハ、山口修理様御知行拾六石村を土取場為御用地守谷助次郎様御代官所ニ被為仰付、年々築留之処修覆(復)仕、則拾六石村之者共ニ築留為守申、為給分と米弐拾壱表(俵)・大麦弐拾壱表(俵)つゝ水下村々ゟ相渡し申、用水大切ニ仕候、沼水溜置申所ニ若柴村ゟ用水川為払不申候故、用水不自由ニ御座候、彼若柴村之者三拾壱年已前辰ノ五月、川下田植最中ニ徒ニ沼水新川へ切落申ニ付、川下大分日損仕申候間、其時分御地頭新庄越前守様御代官江其断致候へハ、御穿鑿之上若柴村名主弐人籠舎ニ被仰付、其あやまり之段川下村々江手形仕、為御代(ママ)切落申候堤元之ことく築留返し申候、如此我まゝを仕村ニて御ざ候

右之通り若柴村ゟ所々築出し仕、水つかへ申候故、只今田うへ最中ニ御座候(ママ)へハ、用水場水下人足を以築出し取払、川さらい普請仕、以後用水川江築留不仕様ニ御慈悲を以若柴村の者被為　召出被為仰付被下候者、難有可奉存候、委細ハ絵図・口上ニ可申上候、以上

天和二年戌四月

川原代　藤左衛門
武左衛門
茂右衛門
介四郎
新兵衛
茂兵衛
惣左衛門
与兵衛

御奉行様

ここでまず注目したいのは、川原代村・馴馬村・龍ケ崎村・大徳村・宮淵村・生板村・幸谷村の七カ村が「牛久沼用水」を利用することが、「先規ゟ」のことであるというように既成事実化しているということ、そしてその範囲が「右七ケ村石高壱万石余之所」あるいは「川下壱万石余之村々」などというように、一つの地域的なまとまりとして意識化されているということである。ここでは「川下」＝七カ村という図式が完全に定着していることがわかる。すでにその枠組みは延宝二年（一六七四）の段階〔史料5〕で形成されてはいたが、それにも増してここでは用水秩序をめぐる利害集団としての姿を明確にしているということである。

そこでこの「川下」七カ村の若柴村・佐貫村に対する訴訟の内容をみると、まず第一に争点となったのは、若柴村の者どもが「我まゝ」に用水江川の落口＝取水口に両方から「築出し」（土手）を築いたために落口が埋まり、水の流れが滞って用水に支障をきたすようなったということである。そのため「川下壱万石余之村々」に旱害が広がって「迷惑」したことから、若柴村に対して「築出し」を取り払い、川払いをするように度々かけあったが、いっこうに「承引」してくれないというのである。さらにこの下にも土橋をかけて「築出し」を設けたために「大分水つかへ」、その上用水川筋に数カ所網代をかけているために「弥以水つかへ」となったと述べている。すなわち、江川取水口とその下の土橋に設けた「築出し」と網代が水行を妨げているというのであるが、「川下」七カ村では用水利用の正当性を主張するために、九年以前＝延宝二年（一六七四）の古八間堀「築留」＝洗堰普請の際に、十六石村が幕領へ編入されて土取場御用地に指定されたこと、そのため十六石村に給分を渡して古八間堀「築留」の番人を委託し、大切に用水を守ってきたことをあげている〔史料5〕。さらに、若柴村を非難するために、三一年以前辰＝承応元年（一六五二）五月の田植え最中に若柴村が沼の水を古八間堀に「切落」したために「川下大分日損」となった一件を持ち出した。これを当時牛久藩主であった新庄氏の代官へ訴えたところ、穿鑿の上で若柴村の名主二人が籠舎に処せられ、「川下村々」へは謝罪の意志を示した手形を入れ、切落した堤を元のように「築留」て返したというのである。前述した通り、この当時は慶安元年（一六四八）に流失した古八間堀口水門の再建をめぐって、「川上」と「川下」の村むらが対立を続けていた最中で、そうした軋轢がこの一件の背景にあったものと思われる〔史料3〕。しかしながら、「川下」村むらにとっては、そうした背景を抜きにして、若柴村を攻撃する恰好の材料となったのである。

返答書が残されていないので若柴村側の言い分は明らかではない。ただ、牛久沼の用水路江川は、若柴村と佐貫村の地境に取水口を設けて水を引き入れていることから、沼が増水すればたちまちその被害にさらされる地域であった。おそらくその被害を避けるための「築出し」であったと思われる。いずれにせよ、「川下」七カ村の要求は、用水江川取水口と土橋際の「築出し」および網代を取り払い、川払い（川浚い）普請を行ないたいということであった。結局この一件は幕府評定所の吟味となり、翌天和三年（一六八三）の三月に裁許絵図が下された。次の史料はこの裁許絵図の裏書である。

〔史料7〕(21)

常陸国生板・幸谷・宮渕・大徳・龍ケ崎・馴馬・下総国河原代七ケ村与常陸国若柴・佐貫・中嶋・入地四ケ村水論之事、牛久沼用水江川堰口之広狭、川口築出之新古等伊奈半十郎手代牛込弥三郎、南条

金左衛門手代高田宗助差遣之令見分之処、築出土手之上若柴村之民屋一軒有之而家作古相見、殊古水帳之面築出堰場記置之間、古来有之証拠慥ニ候、雖然只今堀口三間有之故、水路狭ク水下七ケ村用水不足候間、向後五間堀広メ、堀口ゟ大徳村三俣之内迄所々之橋川幅五間半ニ可致之、川之上下網代懸候儀一切停止之、川浚候儀者三俣より上者水下之村より、三俣より下者南方新川迄之内若柴村・佐貫村可勤之、諸村用水取候以後者堰中通川幅五間充取払之、且又満水之節者江川堰口塞留之、八間堀洗堰之上致置候土留取捨、若柴・佐貫・中嶋・入地四ケ村田畑之悪水可落之、水退候以後所々之堰口并龍ケ崎水門発之、同所橋下之堰可取払之、八間堀洗堰之上土留水不漏様ニ念ヲ入可致之、右之趣両人見分之上評定之面々令相談、如此裁断畢、仍為後鑑絵図加裏書七ケ村与四ケ村江壱枚充下置之条、守此旨永不可違失者也

天和三年癸亥三月廿二日　中　隠岐印

上方筋川見分ニ被遣候ニ付無加判

大　備前　彦　伯耆印

北　安房印

甲斐飛騨印

本　淡路印

坂　内記印

板　伊予印

水右衛門印

前年の訴状では若柴村が対象で、若柴村と同じく用水江川の取水口にあたる佐貫村が相手方に名前を連ねているだけであったが、この裁許絵図裏書によれば、両村に中島村と入地村を入れた四カ村が争論相手だったことがわかる。佐貫村・中島村・入地村の三カ村が、正保期から元禄期（一六四四～一七〇三）にかけて若柴村から分村した村むらであるといわれていたことは先に述べた通りである。この時期にはすでに個別の村として把握されていたことが確認できるが、それでも本村若柴村の強い影響下にあったことは確かであろう。同時に用水江川取水口周辺の悪水地域として共通の利害を抱えていたから、そのまとまりは若柴村を中心に、以後も維持されていくことになる。以下これを「沼通」四カ村と通称することにしよう。(22)

さて、裁許絵図裏書によれば、この一件は結局「牛久沼江川堰口之広狭」と「川口築出之新古」が主な争点となったことがわかる。幕府からは代官伊奈半十郎（忠治の孫忠篤）と南条金左衛門の手代が見分のため派遣されたが、その結果①用水江川口の「築出土手」については、その上にいかにも古い家作とみえる若柴村の「民屋」が一軒あり、しかも古水帳に「築出堰場」という記載があることから、この「築出土手」自体は古来からのものであると承認された。しかしながら、ただいまは堀口（江川取水口）が三間しかないゆえに水路が狭くなって、「水下七ケ村用水不足」となっているとして、②今後堀口を五間に広げ、堀口から大徳村三俣（図2-3参照）までの「所々之橋川幅」を五間半とすること、川の上下に一切網代を掛けないことが申し渡された。その上で③川浚いについては、大徳村三俣より上は「川下」七カ村が、三俣より下は若柴村と佐貫村がこれを勤めること。④村むらが用水を引いた後は、中通川幅五間ずつ堰を取り払うこと。⑤満水の節は、江川堰口を塞ぎ留め、古八間堀洗堰の上に敷いた「土留」を取り除いて、若柴村ら四カ村田畑の悪水を落とすこと。ただし、水が引いたならば、江川の所々に伏せ込まれ

た堰口と龍ケ崎村の水門を開き、同所橋下の堰を取り払い、古八間堀洗堰の上に洩れないように入念に「土留」をすることとされたのである。

すなわち、「築出土手」についてはほぼ若柴村ら四カ村の主張が認められたものの、結局第一義的には「川下」七カ村の用水利用が優先されたものといえよう。それでも、とくに満水時においては、若柴村などの用水江川取水口周辺の悪水処理についても注意が払われたことも確かである。いずれにせよ、古八間堀の「築留」が最大の焦点であった延宝期までの争論と違って、ここでは用水江川の取水口と流路が争点となっているのである。そこで注目されるのは延宝二年の手形に若柴村の名前がみえないことである。また、延宝二年の争論の後、それまで「川上」の中心村であった牛久村が沼をめぐる争論に一切登場しなくなることも確認できる。この間の事情は明らかではないが、先にも述べた通り、延宝二年の洗堰設置が一つの大きな画期となったこと、そしてより小さな「地域」の個別の利害が前面に押し出されてきたことは確かであろう。その背景に分立した村むらの自立化があったことはいうまでもない。

(2)　用水江川の日割と川浚いをめぐって

改めていうまでもないことではあるが、沼の水をめぐる対立の構図は何も用水と悪水という局面だけにあるのではない。とくに開発された土地の耕作が軌道にのり、小農経営の著しい進展がみられるようになると、それを基礎とする村むらの自立化が加速され、用水利用についてもその矛盾が表面化するようになってくる。一七世紀後半は、そうした用水利用の局面における対立がはじめて表面化した時期でもあった。次の史料は、用水の日割利用をめぐって馴馬村・川原代村・龍ケ崎村の三カ村を、大徳村・宮淵村・生板村・幸谷村の四カ村が訴えた、貞享三年（一六八六）の訴状である。

〔史料8〕(23)

（前欠）

御知行所ニ御座候処所ニ、御代官所ゟ替地被遣御領地被為遊、今程(般カ)葎柄村ニて土取御普請自由仕申候、尤御　公儀様ゟ年々御普請萱被下置、御領(料)所ゟつけはこひ、普請節才料御付被下候、右用水引申村々守屋助次郎様御代官所常陸国生板・幸屋(谷)・宮渕・大徳此四ケ村、松平奥陸(ママ)守様御知行龍ケ崎村、山口修理助様御知行馴馬村、土屋数馬様御知行下総国川原代村、右七ケ村ニ而引来り申候、用水過不足之義ハ内談ニ而無高下水取申筈ニ申合候所ニ、馴馬村・川原代村水口ニ罷有候ニ付我儘仕、龍ケ崎村へ申合、水長々堰留申候故、水下四ケ村用水不足ニ而年々旱損致、百性困窮仕候ニ付、七ケ村田方高ニ応シ甲乙なく日積ヲ致水取可申旨、馴馬・川原代・龍ケ崎三ケ村江度々相談仕候へ共承引不仕候、第一御領所用水之ため高拾六石之村土取場ニ御付被下候所ニ、田高ニ応シ水引不申候ニ付御訴詔申上候、勿論私領三ケ村之義ハ水通り掛りにものり申場所ニ而御座候、御領所四ケ村へ者私領三ケ村ニ而堰仕候内者水一滴茂参不申候

御事

一、伊奈半十郎様御代官所之節、御領四ケ村江御割渡シ之御新田弐百五町歩余之所、用水掛ケかへ者過半田方ニ罷成場所ニ御座候、御代官様ゟ開発仕候様ニと度々被仰付候へ共、本田用水不足故水一円懸り不申、埜原ニ而指置畑方御年貢指上ケ申候、右御新田之義者本田潰地之上御替地ニ申請候場所、埜原ニ而指置申所迷惑仕候御事

右川原代・馴馬・龍ケ崎之者被為　御召出、村々田方高応シ日数御

定可被下候、御領四ヶ村田高弐千四百九拾石九斗五升壱合御座候、日数三十日割付申候へハ、十四日二時四歩(分)、私領三ヶ村田方弐千六百九拾五石四升三合余御座候、右之通割付申候へハ、十五日三時六歩(分)ニ而御座候、日数如斯用水取申様ニ御慈悲ヲ以被為　仰付被下候様ニ奉願候、委細口上ニ可申上候、以上

生板村　　宗左衛門
幸谷村　　吉左衛門
宮渕村　　茂兵衛
大徳村　　五左衛門

貞享三年寅ノ四月

御奉行様

訴状にも明らかなように、この争論の特徴は、まず第一に対立の構図が御料四カ村と私領三カ村という形をとっていることと、第二にそれが「水口」の馴馬村と川原代村に龍ケ崎村を含めた三カ村と、流末の四カ村という構図に対応していることである。御料四カ村が論拠となる事情については第二条に詳しい。これについてはすでに前章あるいは前節で検討したことではあるが、そもそもこの御料四カ村は、一七世紀前半―寛永期の新田開発の際、伊奈忠治から用水さえ充分ならば過半は田方になる場所であるとして、新田二五〇町歩余を割り渡され、開発を命じられた「地域」であった。もっともこの開発地は、現実には本田が用水不足で水かかりが悪かったために、「埜原」として差し置いたまま、畑方の年貢を上納してきた場所ではあるが、もともと本田潰地の替地として申し請けた場所であるので、「埜原」のまま差し置くわけにはいかないという。当時この四カ村全体で「河辺村」とも称していたことは前にも述べた通りである。それゆえに御料としての四カ村のまとまりはより強固となり、私領三カ村に対峙することになるのであるが、加えてそれが「水口」＝上流と下流との対立ともなっていたことが問題を複雑にしていたといえよう。一般的に用水秩序には、親元の村を中心とする上流地域に特権が認められるような上流優先の大原則があり、それを下流部の村むらがより平等性の高いものに改変していこうとする動きは、用水をめぐる争論の普遍的な方向性の一つであった(24)。この争論もそうした志向を示すものであったことはいうまでもない。ただし、後掲図2-3をみれば明らかなように、江川の取水口自体は用水を利用しない若柴村と佐貫村の地境にあり、さらにその下には中島村や入地村があったから、「水口」とはいってもかなり特異な存在ではあった。それもまた、用水の引き取りといった面で問題を複雑にしていたといえよう。

そこで改めて御料四カ村の具体的な主張をみてみると、本来「用水過不足」については内談をもって、高下がないように配分する筈であるにもかかわらず、馴馬村と川原代村が「水口」に位置することをいいことに「我儘」をして龍ケ崎村と示し合せ、長々と「堰留」している。そのために「水下四ケ村」が用水不足となって、「年々旱損致百性困窮仕候」次第となっているのである。そこで、七カ村の田方高に応じて甲乙なく「日積」をして水を引き取るようにしたいというのである。そしてこうした御料四カ村の主張の根拠となっていたのが、やはり延宝二年の十六石村の土取場設定自体が「第一御領所用水之ため」であったと幕府領であるこ

との優位性を主張するのである。そこで四カ村が提示したのは、御料四カ村の田高が二四九〇石九五一、私領三カ村の田高が二六九五石〇四三であるから、日数三〇日をこの田高で割り、御料四カ村の用水日割を一四日と二時四分、私領三カ村を一五日と三時六分とするというものであった。すなわち、用水の日割を村高などによって算出するのではなく、現実に水を引いている田方の石高で割ろうというのであり、そうすれば御料四カ村と私領三カ村はほぼ半分になるというのである。

ところが、この一件はさらに意外な展開をみせていくこととなる。従来の用水日割について川原代村・馴馬村と龍ケ崎村で意見が対立したのである。これについては鈴木秀雄氏が、龍ケ崎村の口上書について紹介されている。[25] 同村の名主惣右衛門と助四郎が幕府勘定奉行所に提出したもので、その内容を要約すると、大略次のようになる。

川原代村が申し上げたことは偽りで、この方（龍ケ崎村）には確かな証拠がある。まず牛久沼古八間堀洗堰の諸入用（米七俵、大麦七俵、竹木・縄・俵・人足など）については、川原代村・馴馬村で三分の一、龍ケ崎村一村で三分の一、御料四カ村で三分の一ずつと定めており、これをもとに用水の日割を決めているので、その「日限」は御料四カ村にて五日、龍ケ崎村にて五日、馴馬村・川原代村で五日となっている。もっとも近年は川原代村で五日、馴馬村で三日ずつ引いており、これは御料四カ村からも「申出」ている通りである。したがってこの度川原代村が七日、馴馬村が五日と申し上げているのは「大キ成偽」で、もしその通りであれば、洗堰の諸入用なども余計に出している筈である。ことに川原代村は沼の近所にあって、田高九〇〇石余のうち三〇〇石余の場所は「沼より直ニかけながし（掛け流し）之所」で自由に水を引いており、残りの五、六〇〇石ばかりを「本用水」（用水江川）から引いているに過ぎない。また、馴馬村も用水江川の川筋三一〇石余の場所を引いているのみで、残りは蛇沼の水を用水としている。したがって二カ村を合わせても龍ケ崎村一村の「石高」＝田高よりも少ない。龍ケ崎村の田高は一三〇〇石余で、水門一カ所から水を引いているため、この水門に二～三日も水を溜め、その上で用水を「捍出（ふせぎだ）」して引いているので、一円水の掛かりが悪いのが現状である。川原代村の者どもが度々相談に来たので、この通り正直に「日限」五日と答えたところ、それでは「御吟味」があれば一日～二日ずつも減少することになるので、もう少し考えてほしいといわれた。川原代村の申す通りに龍ケ崎村も「日限」七日と申し上げれば、公儀に対して偽りを申すことになり、そうすればどのようなお咎めを受けるかも知れない。自分たちとしても「日限」七日と申し上げたいのはやまやまだけれども、この通りの次第であるから、偽りを申すわけにはいかない。また、御料四カ村より「日限定り無御座候」と申し上げているのも偽りである。「只今迄如何様ニ水引申候」と御穿鑿につき、龍ケ崎村では「成程正直ニ申上」ているのであるから、御了簡をいただきたい、というのである。

すなわち龍ケ崎村は、古八間堀洗堰の諸入用（普請入用に十六石村への洗堰番人給などを加えたもの）が、川原代村・馴馬村―龍ケ崎村―御料四カ村の三者で等分に負担していることを基準に、それぞれ日割五日ずつとするのが慣例であるのに、川原代村と馴馬村の両村はなし崩し的にこれを破り、しかもそれを正当化するために龍ケ崎村を引き込もうとしているというのである。したがって御料四カ村が主張する通り、両村の所業は「水口ニ罷有候ニ付我儘」であり、その限りでは龍ケ崎村と御料四カ村の立場は一致していたといえる。ただし、そうした龍ケ崎村の主張は、裏を返せばどの村よりも洗堰諸入用を負担しているので、それ

だけの用水日割を受けるのは当然であるという主張でもある。その意味での等分の負担であった。それではなぜ龍ケ崎村は一村で三分の一の負担を負うのであろうか。確かに龍ケ崎村は二〇〇〇石を超える大村ではあるが、村高だけならば後掲**表2―3**にもみられるように、大徳村や生板村の方が大きいのであるから、これが村高を基準とした割合ではないことも確かである。とすれば問題は、龍ケ崎村が地域社会のなかで占めていた位置づけそのものにあろう。第一章でも述べた通り、龍ケ崎村は戦国期には江戸崎城主土岐氏の支城が置かれた場所であった。支城龍ケ崎城を中心とした「龍ケ崎領」が、経済・文化・生活圏の集合体をなす一つの地域社会を形成していたことについては改めていうまでもないが、近世に入っても龍ケ崎には町場が形成され、流通・経済・文化の結束点であった。そうした龍ケ崎村が、用水の秩序においても中心をなし、それに応じた役割や負担を求められたのは当然であったと考えられる。龍ケ崎村が主張する洗堰諸入用→用水日割の慣行は、そうした「地域」社会における村むらの位置関係を反映したものともいえるのである。それだけに龍ケ崎村の主張は、そうした秩序そのものの動揺を、ひいては自らの「地域」社会における地位の動揺を示すものとも考えられよう。

結局この一件も幕府評定所での吟味となったのであるが、それでは幕府はこれに対してどのような態度で望んだのであろうか。次の史料はこの争論に対する裁許絵図裏書である

〔史料9[26]〕

常陸国河内郡生板村・幸谷村・宮渕村・大徳村与同龍ケ崎村・馴馬村・下総国河内郡河原代村水論之事、牛久沼用水右七ケ村一同ニ堰普請相勤之無多少水引取候、然ニ龍ケ崎・馴馬・河原代於水上悉ニ水引候ニ付、水下及旱損ニ間、田地高ニ応し日数相定水可引之由四ケ村百性訴之、馴馬・河原代之者申旨ハ、馴馬村五日、河原代村七日、龍ケ崎村七日、水下四ケ村合五日従前ニ引来由申之、龍ケ崎村之者申候者、四ケ村壱組、馴馬・河原代壱組、龍ケ崎壱組各五日宛引之、普請料・堰番人給米等三組等分ニ出之旨答之、右所論地形之高下、田地之広狭就難分明、南条金左衛門手代高田宗助、八木仁兵衛手代清水平内差遣遂検分を処、拾四ケ年已前土取場替地相究時分証文慥有之上ハ、龍ケ崎村百性申立日数尤ニ相聞候、龍ケ崎・河原代村高多有之間、河原代村五日、馴馬二日両村合七日、龍ケ崎村七日、四ケ村七日ニ相極畢、向後守此旨用水可引之、堰普請入用等龍ケ崎村百性申通弥如先規三組等分可出之、仍為後証裁許之趣絵図令裏書、生板村・幸谷村・宮渕村・大徳村江壱枚、龍ケ崎村・馴馬村・河原代村江各壱枚下置之条不可違失者也

仙　和泉
貞享四年丁卯　彦　伯耆
四月十二日　大　備前
北　安房
甲斐飛騨

この前半部分に明らかなように、用水江川下流部の御料四カ村が上流部の私領四カ村を訴えるという形で始まった用水日割争論は、①田地高に応じた日数割を求める大徳村・宮淵村・生板村・幸谷村の御料四カ村、②馴馬村五日、川原代村七日、龍ケ崎村七日、「水下四ケ村」五日を主張する馴馬村・川原代村、③「四ケ村」一組、馴馬・川原代村一組、龍ケ崎村一組として各々五日ずつ引くという龍ケ崎村の三者の争いと

なっている。それが①下流部であることの不利を御料としてのまとまりと田地高という基準をもちだすことによって回避する、②「水口」の有利性を最大限に生かす、③洗堰の普請料・堰番給などの負担を根拠に、「等分」という形で自らの分水日数を確保する、という三者の利害を反映したものであることはいうまでもない。

これに対して幕府は、論地の地形の高下、田地の広狭が明らかでないとして代官南条金左衛門と八木仁兵衛の手代を検分のために派遣した。その上で一四カ年以前＝延宝二年（一六七四）の「土取場替地相究時分証文」〔史料5〕を証拠として採用し、龍ケ崎村の主張を全面的に認めたのである。その結果、龍ケ崎村と川原代村の村高が多いことを考慮し、新たに川原代村五日および馴馬村二日で両村合わせて七日、龍ケ崎村七日、御料四カ村で七日と定められたのである。この限りでは龍ケ崎村の主張する従来の「慣例」がそのまま認められたことになる。ただそれも幕府側からすれば、第一義的には堰普請を中心とした用水体系の全体的な維持を志向していたということであろう。それは「堰普請入用等龍ケ崎村百性申通弥如先規三組等分可出之」とわざわざ断っている点からも明らかである。

（3）新八間堀の開削をめぐって

天和～貞享期（一六八一～八七）における二つの争論は、悪水と用水、用水内部というようにその内容、対象地域は異なっていたが、いずれも牛久沼用水江川をめぐるものであった。先にも述べた通り、それはより小さな「地域」の利害が表面に現われてきた証左でもあったが、元禄期になると古八間堀周辺でも、前代の広範な地域を対象とした争論とは異なった形で新たな問題が持ち上がってきていた。そしてそれによって牛久沼に大きな転機が訪れることになる。新八間堀の開削である。次の訴状はその発端となるものである。

〔史料10(27)〕

常陸〔　〕

山田源左衛門御代官所

栗山村名主　　角右衛門

弥左衛門新田名主　　武右衛門

足高村名主　　弥左衛門

城中村名主　　五兵衛

悪水出入訴訟人

浜田村名主　　武兵衛

上萱場村名主　　次郎右衛門

下萱場村名主　　与右衛門

根新田名主　　佐左衛門

徳右衛門新田名主　　徳右衛門

同国川辺領

大草太郎左衛門様御代官所
大徳村名主　次兵衛
宮渕村名主　茂兵衛
生板村名主　理右衛門
相手
幸谷村名主　与兵衛
同国松平陸奥守様御知行所
龍ケ崎村名主　助四郎
同国山口修理様御知行所
馴馬村名主　喜右衛門
下総国土屋数馬様御知行所
河原代村名主　半右衛門

一、常陸国筑波郡萱場村々之儀、北浦沼附之村々ニ而御座候処、右之沼水湛近年者大分水入罷成、田畑共皆損仕、尤田方御年貢年ニより少茂上納仕儀不罷成村茂御座候而、百姓之稼可仕様も無御座、殊之外及困窮迷惑仕候御事

一、右北浦沼端に弐千堤(間脱)与申候而、萱場村々田地之囲堤長弐千七百間余御座候而、年々堤御修覆(復)被成下候得共、沼内滞(マン)水之節者此堤近年度々押切候故、萱場村々大分水損仕候、彼堤近年押切申分ケ者、右沼水之儀川辺領七ケ村之内江用水ニ引来り、則江川と申候而、沼ゟ用水堀を掘続ケ置申候、就夫前々より萱場之内弥左衛門新田八間堀与申所ニ洗流之堰御座候而、此堰より沼之溢水流来シ申候、然処ニ近年者川辺領村々之者右之用水堀を浚不申、其上葭・真菰生茂り候故、用水引候障ニ罷成候故歟、連々八間堀之洗流大分高仕、剰其上ニ土俵を置申候ニ而、滞(マン)水之節者用水堀之口を築留申候ニ付沼水盈、惣而沼廻之村々江水押入弐千間堤をも押切候故、就中萱場村々之田畑江沼内同前ニ水湛申候、依之奉願候者、右之用水堀先年之通ニ浚、其積を以洗堰下候様ニ川部領七ケ村江被為　仰付被下、堰之高向後御定杭相極候様ニ奉願候御事

一、沼滞(マン)水之節者、右用水堀築留申候故、猶以堀埋申候間、用水引口ゟ樋ニ仕、満水を除候様被為　仰付被下、其上川原代之用水堀小貝川江掘続ケ、此堀を沼之悪水落堀ニも用候積ニ被為　仰付被下候様奉願候御事

右之通萱場村々度々之水損ニ而、殊当年も堤切大分水入ニ罷成、百姓困窮仕候故、御訴訟申上候茂迷惑奉存罷在候得者、猶更川辺領村々ゟ我侭仕候間、無拠御訴訟申上候、愈以御慈悲右之段々被聞召上、右七ケ村之者被召出、萱場村々百姓助申様被為　仰付被下候者難有可奉存候、猶御詮儀(議)之上口上ニ而可申上候、以上

元禄十一年寅十一月

御奉行様

まず第一にここで注目しておきたいことは、各村の代表者にはじめて「名主」という肩書きが現われることである。これまで掲げてきた史料のなかで村役人の肩書きが確認されるのは、「川上」「川下」「萱場」を含め

て、延宝二年（一六七四）の手形〔史料5〕を発給した十六石村だけであった。そこで先に近世前期の水利秩序が村役人によって体現されるものではなく、旧来の土豪的百姓、とりわけ「年寄」と称されるような層に握られていたのではないかと推測したが、これ以降の史料では村役人の肩書きを名乗ることが常態となっていくことを考えれば、この元禄期を境に牛久沼の用水秩序は、ひいては村と村の関係そのものが村役人の職能を中心とした、それゆえに近世的な行政体としての「村」によって名実ともに担われるようになったといえよう。

さらに第二に注目されるのは、用水受益村むらを「川辺領七ケ村」、そして古八間堀を挟んでこれと対峙する村むらを「萱場村々」と称していることである（**表2-1**参照）。「萱場村々」はまた、このほかの史料では「萱場九ケ村」ないしは「萱場領」とも称されている。ここでは煩雑さを避けるために、また「河辺領」との対比からも、史料中の文言を除いて「萱場領」と通称していくこととするが、第一章でも検討したように、ここではじめて「地域」名称としての「領」が登場しているのである。しかも先の「名主」の肩書きの問題と合わせて考えれば、この「領」という枠組みは、村役人を代表とした近世的行政村そのものを構成要素としているといえよう。それもまた村むらの自立化の達成を示すものと考えられるのである。

訴状の具体的な内容についてみていこう。この訴状は、沼水の溢水に悩む「萱場領」村むらが、「河辺領」村むらをその元凶として訴えたものである。牛久沼の「北浦沼附之村々」である「萱場領」では、絶えず沼から溢れ出す水に悩まされていたが、とくに近年はそれが激しくなって田畑とも「皆損」というありさまで、年によっては少しも田方年貢が上納できない村もあるという。「萱場領」村むらはその第一の原因を二千間堤の決壊に求めている。すなわち、二千間堤については毎年幕府から修復を加えてもらっているが、とくに近年は沼内が満水になって「押切」れることが多く、そのために「大分水損」となっているというのである。そしてこのように堤防の決壊が多いのは、「河辺領」村むらが用水堀江川の川浚いを行なわず、その上、葭や真菰が生い茂っているために用水を引くことに差障りがあると考えてのことか、絶え間なく古八間堀の洗堰を高く仕立て、さらにその上に土俵を置き、満水となれば用水堀の口を築留るからであると訴えるのである。そこで「萱場領」村むらの要求は、①先年のように用水堀を浚い、その積りをもって洗堰を下げ、今後のために定杭をたてる。②満水時に用水堀を築留るためによけい堀が埋まってしまうのであるから、用水の取水口に込樋を伏せ込み、満水の被害を避ける。③川原代村の用水堀を小貝川まで掘り続け、これを沼の悪水堀と併用する、ということであった。

①の用水江川の川浚いをめぐっては、この後正徳三年（一七一三）に「河辺領」村むらの内部で出入となっている[28]。ただ、ここでは「河辺領」全体が「萱場領」によって非難されており、両者の関係においても重要な問題であったことに注目しておきたい。また、②の満水時における江川取水口の築留は、天和二年（一六八二）に起きた「萱場領」と若柴村など「沼通」四カ村との争論における争点であり、翌年に出された裁許絵図のなかで規定されたことであった。その意味でこれは「沼通」四カ村にかかわることでもある。そして最大の問題が③であった。貞享三年（一六八六）の用水日割争論の際に検討した龍ケ崎村の口上書によれば、川原代村の田高九〇〇石余のうち三〇〇石余の場所については、江川とは別に堀を設けて沼から直接用水を引いており、「萱場領」村むらはこれを拡張して沼の悪水堀としても利用したいというのである。これがすな

わち新八間堀の開削へとつながっていくのである。

返答書などが残されていないために、その後の細かな経緯については不明である。ただ、元禄一四年（一七〇一）の口上書（史料1）第五条には、検使として幕府代官平岡三郎左衛門手代の田沢勘内と、設楽勘左衛門手代の島田清太夫を派遣したことが記されている。両人が見分に来たのは元禄一二年の夏のことで[29]、この報告をもとに新たな悪水堀の開削が決定したものと思われる。とはいえ、それでことが簡単に進んだわけではなかった。翌元禄一三年二月には、新堀の開削をめぐって川原代村と若柴村の間で出入が起こっている[30]。先述した川原代村の用水堀については、若柴村の地面のうちに堀筋があたっていたために（小屋表用水）、この地面替えとして若柴村の悪水堀を川原代村地内に設け、悪水を小貝川へ落としていた。この若柴村の地面というのは「小通」と称する同村の飛地で、のち分村して小通幸谷村となり、牛久沼の新田開発計画が頓挫して元の溜沼となって以降、「牛久沼用水組合九ヶ村」に編入されることになる場所である（図2-2参照）。これは川原代村の用水堀の一部が新堀筋として掘り替えられることによって、両村の用水・悪水のあり方がかわることから、これをどのように調整するのか、とくに悪水の落とし方をめぐって争われたものであったが、下八井田村（伊奈町）の善右衛門と弥左衛門新田（藤代町）の武右衛門の扱いをもって示談が成立している。

また同年八月には、馴馬村と龍ケ崎村が連名で、新堀筋にあたる佐貫村・川原代村の地所を御用地として召し上げ、川除堤御普請を実施してほしいとする願書を勘定奉行所に提出している[31]。この願書から八月には新堀の開削が終わっていることが確認できるが、それについて新堀筋にあたる佐貫村・川原代村のうちで堤が「押切」れれば、その場所ばかりではなく、水下の多くの村むらが難義することになる。ことに川原代村は小貝川付で長さ二五〇〇間余（約四・五キロメートル）の川除堤があり、そのなかでも危ない場所が一三〇〇間余（約二・四キロメートル）ほどあるが、「御地頭様」（旗本土屋氏）は一切「御普請」を行なってくれない。また、「河辺領」七カ村は「地旱」の場所で「漏通シ水」についてはとりわけ難義しているところに、この度新堀筋を命じられ、ともかく「御普請場所」が多くてとても手が回らない。しかも川原代村や佐貫村に続く小貝川通り上下五里、一〇里のところはいずれも御料所で、毎年小貝川除御普請を仰せ付けられているのに、川原代村ばかりが私領であるために御普請も行なわれない。もし川原代村の堤が破損すれば、「用水下」の一万石余はいうにおよばず、御料・私領四、五万石余が「水損」となってしまうというのである。

しかしながら、何といっても問題となったのは、古八間堀の堀口に設けられていた洗堰の移転である。この時に提出された願書によれば、この洗堰が萱洗堰ないし竹洗堰であったことがわかる[32]。「河辺領」ではこの洗堰の「洗両脇繕欠留」を毎年自普請とすることを条件に、洗台の「御普請」すなわち幕府の入用による普請を願ったわけである。ただし、先の川原代村の川除堤御普請とともに、これがどのように処理されたのかについては不明である。もっともこれとは別に、洗堰についてはその高さが問題であったが、〔史料1〕第五条にも明らかなように、これは古八間堀通りの高さとする「河辺領」の要求が全面的に通ったようである。

紆余曲折はあったものの、ともかくも八月までには稗柄村地先から川原代村・弥左衛門新田地先の小貝川にかけて、長さ一二七〇間（約二・三キロメートル）、幅八間（約一四・五メートル）の堀が完成した。これが新八間堀で、現在八間川と呼ばれている。そして一〇月には関係村む

らで、新たな申し合せ事項が交わされることになったのである。

〔史料11(33)〕

指上申一札之事

一、今度新八間堀御普請被仰付被下候ニ付、古八間堀口洗無高下新八間堀江御移シ被下、重而相違無御座様川辺領村々名主・百姓并萱場村々名主・百姓立合、分杭為御打被下候上者、向後川辺領ゟ洗堰修覆(後)仕候節者萱場村之内へ相断為立合、弥以洗堰無高下様ニ修覆普請可仕候御事

一、跡々ゟ八間堀洗堰上ニ而水留仕、川辺七ヶ村用水江川ゟ取、満水之節者江川口築留、八間堀洗堰水留取払、牛久沼悪水落来候ニ付、今般御普請被遊候新八間堀口洗堰之上水留之儀、自今以後も満水之節江川口築留候者、早速川辺七ヶ村并ニ左貫・若柴・入地・中島四ヶ村内之者と萱場方之者立合、八間堀之洗上水留取払、悪水落シ可申候御事

右之通被仰渡奉畏候、若相背申候者如何様之曲事ニも可被仰付候、為後日連判仕指上申候、仍而如件

常陸国筑波郡上萱場村
名主　次郎衛門
下萱場村
同　与右衛門
浜田村
同　武兵衛
城中村
同　五兵衛
足高村
同　弥左衛門
同村
同　七郎衛門
根新田
同　佐左衛門
徳右衛門新田
同　徳右衛門
弥左衛門新田
同　弥五左衛門
栗山村
同　角右衛門

此本紙大徳村所持仕候

まず第一にここで確認されたのは、古八間堀の洗堰を高下なく新八間堀に移し、「河辺領」村むらの名主・百姓と「萱場領」村むらの名主・百姓が立ち合って「分杭」を打ち込んだからには、今後「河辺領」で洗堰を修復する時は萱場村のうちへ断った上で立ち合わせ、改めて高下がないように修復普請をするということである。続いて第二点目は、以前より江川から用水を引いている時には八間堀洗堰の上に「水留」をし、満水の節は江川口を築留とした上でこの「水留」を取り払い、牛久沼の悪水を落とすということが決められているからには、今後もこれを遵守すること。とくに「水留」を取り払う際には「河辺領」七カ村と「萱場領」九カ村、および佐貫村・若柴村・入地村・中島村の「沼通」四カ村が立ち合うことを義務づけるというものであった。この二つは二千間堤の維持にかかわる重要な問題であり、「萱場領」としては、洗堰の高さを下げ

ることと（要求①）、江川取水口に圦樋を伏せ込むこと（要求②）が基本的な要求であったが、新八間堀が開削されたことで妥協したのであろう。とくに第二点目については、「河辺領」はおろか「沼通」四カ村との対立の危険性を孕むものであったが、相互監視を強めることで解決がはかられたわけである。事情は「沼通」四カ村も同じである。ともあれ、新八間堀の洗堰と江川取水口の築留―江川、そして二千間堤の三つの施設は、「河辺領」七カ村・「萱場領」九カ村・「沼通」四カ村の三つの「地域」の連係を通して、名実ともに関連づけられることになったのである。さらにこれに関してもう一点史料を紹介したい。

〔史料12(34)〕

指上申一札之事

一、常州牛久沼洗堰上留并沼除弐千間堤之内、当五月中何者歟度々切流申ニ付、同国河内郡水下七ケ村用水不足難義仕候由御訴詔申上ルニ付、萱場九ケ村沼近所ニ付、切流候者及見候哉無隠可申上候由御詮義(議)御座候得共、何方之者切流候哉及見候者九ケ村之内ニ且而無御座候、牛久沼増水仕候得者沼通水腐仕候故、佐貫・若柴・入地・中嶋四ケ村之者用水口築留申候、其節萱場九ケ村并水下七ケ村立合、洗上留切流候積り前々ゟ御証文ヲ以被仰付候ニ付、当四月中沼増水仕候故、右四ケ村之者共用水口築留申ニ付、弐千間堤危罷成候間、用水番人薭柄村八兵衛方江相断、萱場村之者上留取之、水干方以後又候築留置申候、御詮義被成候者、沼増水ニ而上留取候節者水下七ケ村立合可取捨相定之処、水番人方江計相断上留取候義不届至極ニ被思召候間、向後者増水之節水下七ケ村と萱場村之者立合上留取捨候様ニ可仕候由被仰付奉畏候

一、弐千間堤之義、当五月中何方之者歟徒ニ切流申ニ付、萱場九ケ村者勿論、埜原領三万石田畑悪水除ニ御座候得者、水下七ケ村ゟも難義仕候ニ付、此度も三万石村々ゟ人足出之築留申候由御訴詔仕候得者、三万石悪水除ニ候間、早速切口可築留処、水下ゟ度々断致候処捨置、水下之者かり留致候以後三万石ゟ修覆不仕候由水下申上ルニ付、然上者油断不届之至極ニ被思召上候旨御詮義奉誤(ママ)候、前々ゟ萱場九ケ村ニ弐年(千)間堤相守候番人有之上者、向後番人堅申付不被切流様ニ仕、若シ又徒者有之堤切流候者、九ケ村之者出合捕置御注進可仕候由、尤大勢ニ而捕候義難成候ハヽ、其者行末落着所見届ケ、其村名主ニ相断置、早々御注進可仕候由被仰付奉畏候、右被仰付趣相背申候者、御詮義之上如何様成曲事ニ茂可被仰付候、為其証文奉差上候、以上

元禄十六年未七月　　常州築波(ママ)郡

足高　村名主　権三郎
栗山　村名主　角右衛門
城中　村名主　五兵衛
浜田　村名主　武兵衛
上萱場　村名主　惣助
下萱場　村名主　与右衛門
弥左衛門新田名主　弥左衛門
武右衛門
徳右衛門新田名主　徳右衛門
根新田　村名主　佐左衛門

御代官様

これは元禄一六年（一七〇三）四月に沼が増水したあと、五月に入っ

て新八間堀洗堰の上留や沼除二千間堤のうちを度々切り流す者があったことから、「河辺領」七カ村が用水不足になったとして訴訟を起こした一件について、詮議を受けた「萱場領」九カ村がその不備を認めて幕府代官に提出したものである。[35]それだけにここでは先の元禄一三年一〇月の取り極め〔史料11〕が、現実にどのように運用されたのか、その問題点を含めて確認できる。それは次の二点であった。

第一に問題となったのは、満水時における新八間堀洗堰「上留」の取り払いについてである。先にも述べた通り、沼が満水となったならば、「沼通」四カ村が用水江川の取水口を築留し、「河辺領」と「萱場領」の村むらが立ち合って洗堰の「上留」を切り流す取り極めであった。ところが四月の増水では、「沼通」四カ村が江川口を築留るやいなや、二千間堤が危ないということで、用水番人の稗柄村八兵衛方ばかりに断りを入れ、「河辺領」七カ村が立ち合わないまま「上留」を取り捨てたということで咎めを受けたのである。さらに、第二の問題は、二千間堤の修復と管理に関するものである。二千間堤は「萱場領」のみならず、「埜原領」＝「谷原領」三万石の悪水除であり、「河辺領」の用水確保にとっても重要な施設であったから、従来の規定通り今回も三万石村むらから人足を出し、早速「切口」を築留るべきところ、「河辺領」が何度かけあってもこれを無視し、「河辺領」で仮留を行なったあとでもいっこうに修復にとりかからないというのである。ここでは二千間堤の普請が「谷原領」三万石の負担であったこと、その管理のために「萱場領」九カ村から番人を差し出していたことが確認できるが、この二千間堤自体は「小貝川通堤川除御普請所」のなかに属しており、「谷原領」（七〇カ村）が担当する三カ所の堤川除御普請所のうちの一つであった。[36]「萱場領」はその非を認めた上で、今後は堤が切り流されないように堅く番人に申し付け、もし「徒者」があって切り流すようなことがあったならば、九カ村から人を出し、これを捕らえて注進する。大勢にて捕らえられないようであれば、その者の「行末落着所」を見届けた上でその村の名主に断り、早々に注進におよぶことを誓っているのである。

改めていうもでもないが、相互に取り極めが交わされたからといってそれで問題が解決するわけではなく、それを遵守するにもそれだけの努力と交渉を重ねていく必要があった。そしてこうした争論がくりかえされることによって取り極め自体の内容が確認され、補強され、場合によっては改変されていくのである。ここでは新八間堀洗堰と用水江川口築留、二千間堤の三者の連係と、二千間堤の普請について改めて確認されると同時に、二千間堤番人の監視体制を強化することが盛り込まれたわけである。

（4）天和～元禄期における水利「地域」の構図

このように天和期から元禄期にかけての争論は、用水江川取水口の築留、江川筋、古八間堀洗堰、二千間堤といった個々の施設を対象としつつ、これに関連する小「地域」の利害に応じた形で展開し、とくに元禄期においては、それらが相互に干渉し合うことが明らかになることによって新八間堀の開削へと結びついていったのである。もちろん、その根底に用水利用と悪水処理という相反する利害の相克があったことにかわりはない。**図2-3**はこの時期の争論に関係する村むらを地図に落としたもの、**図2-4**はその関係を図示したものである。

この時期の争論としてはまず、天和二年（一六八二）に起こった「川下」用水七カ村と、若柴村・佐貫村・中島村・入地村の四カ村との用水江川取水口の築出し土手と流路の川浚いをめぐる争論が上げられる。こ

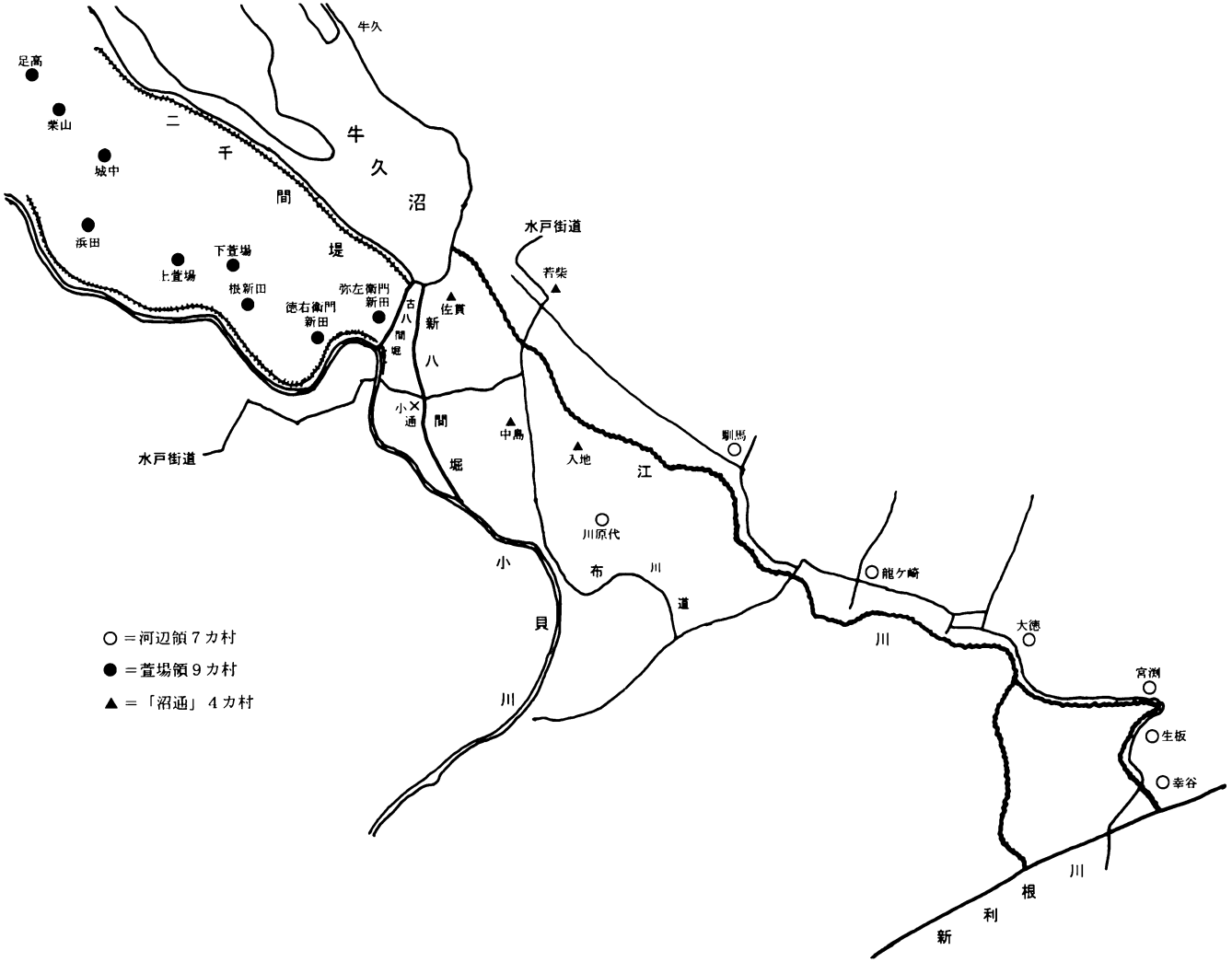

図 2-3　天和～元禄期における争論関係村むら

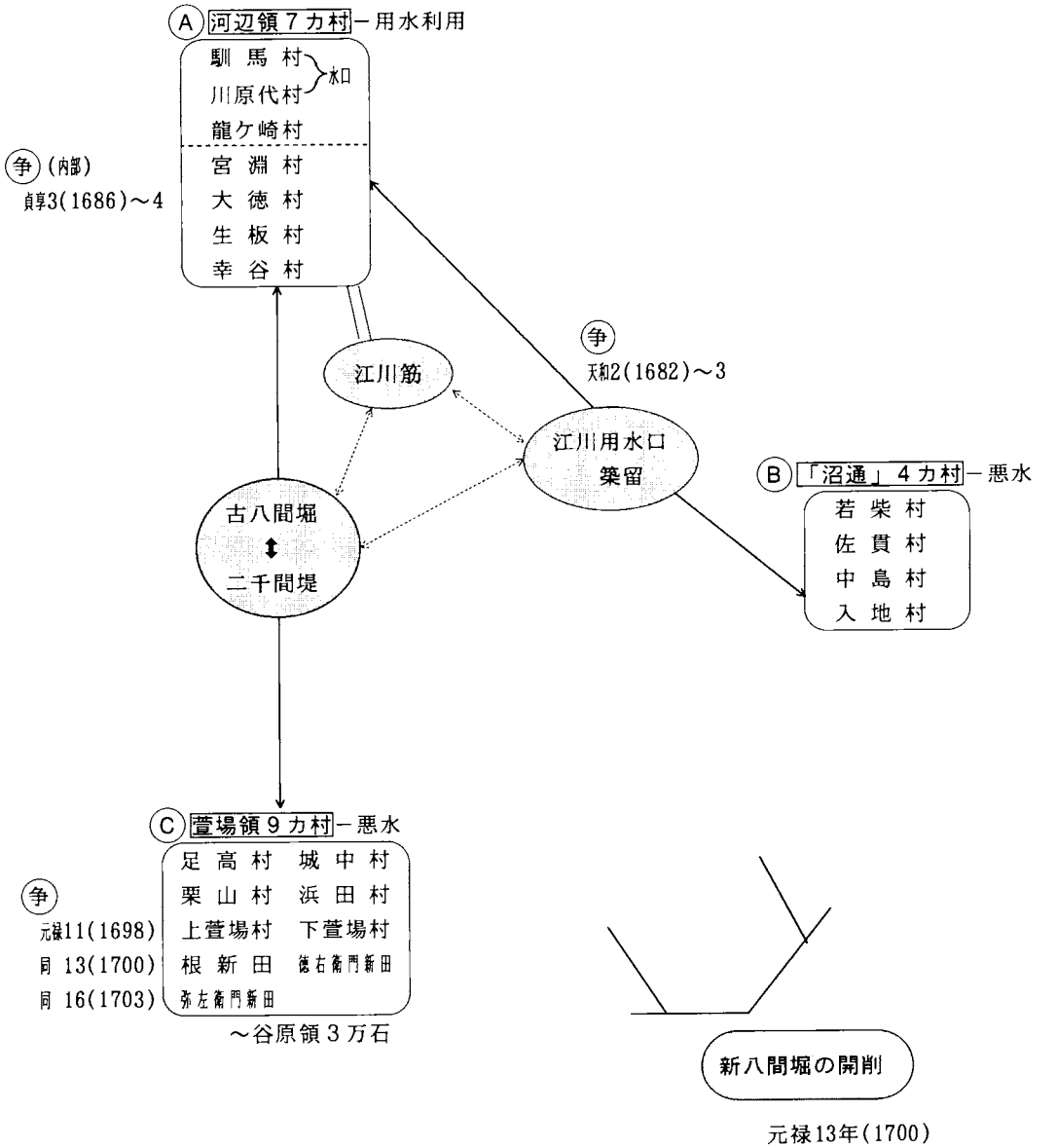

図 2-4　天和～元禄期における牛久沼周りの争論と関係村むら

れは結局取水口周辺の悪水処理と用水引き入れをめぐる争論であった。ここでは幕府による裁許の結果、一応用水利用の優位性が認められはしたが、同時に満水時においては江川取水口を築留る一方で、古八間堀洗堰の上留を取り払って悪水を落とすことが定められた。次に貞享三年（一六八六）の用水七カ村内部の争論は、下流部の御料四カ村が、用水の充分な引き取りを求めて上流部の私領三カ村を訴えるという形ではじまったが、同時にそこにはとくに水口に位置する馴馬村と川原代村に対する下流部の抵抗という対立の図式があった。したがってその用水日割をめぐっては、水口であることの優位性を確保しようとする両村と、堰普請・番人給といった洗堰に対する負担を基準にした日割を継続確保することで、自村の優位性を保持しようとする龍ケ崎村、そして御料としてのまとまりを基礎に、各村の田高に応じた分配を求めることでこれらを改変しようとする御料四カ村という、三極の対立構造を産み出すことになった。幕府による裁許では、龍ケ崎の主張が全面的に受け入れられる結果となったが、これは用水の引き取りが、洗堰の普請を中心とした入用割によって規定されるということを明示し、確定させるものであった。

そして元禄一一年（一六九八）には、牛久沼の南岸に位置する「萱場領」九カ村が、増大する「水損」の元凶として「河辺領」七カ村を訴えた。「萱場領」村むらにしてみれば、「水損」の主因は二千間堤の決壊にあり、もとをただせばこれは、古八間堀の洗堰が高いこと、用水江川の川浚いを行なわないこと、さらに天和二年の争論で定められた満水時の処理の仕方にあるというのである。改めて牛久沼における沼水の処理と各施設との関係を示すと**表2-2**のようになる。ここでは用水利用時、用水の終了時、寒水時といった季節―農耕に応じた平常での処理と、満水という非常時の処理が規定づけられているのである。水深が浅く、集水能力の低い牛久沼であるだけに、用水利用時や寒水時といった平常時の利用であっても、常に用水不足への懸念と悪水への対処といった相反する問題を内包していたのであるが、とくにこれが非常時＝満水時の処理に集約されることはいうまでもない。ともあれここでは、（A）「河辺領」七カ村・（B）「沼通」四カ村・（C）「萱場領」九カ村という三つの「地域」が、はじめて相互に関連した「地域」として登場することになる（**図3-6**）。結局これら相互の利害を解決する手段と採用されたのが、「萱場領」によって提示された悪水堀の新たな開削であった。もとより流路が短く、小貝川からの逆流を防ぎきれない古八間堀では、先に上げた牛久沼の難点を克服することが困難だったのである。こうして元禄一三年（一七〇〇）に新八間堀が開削されたのであるが、一方で洗堰の高低や満水時における江川取水口の築留と洗堰上留の取り払い、すなわち表2-2で示した処理のあり方はそのまま新八間堀開削以降も継続されることとなった。これは「萱場領」にとっては一つの妥協であろうが、少なくともこの三「地域」は、それぞれの施設の管理責任の強化と監視の義務化、さらには相互の関係の強化を通して、「地域」的連係の強化がはかられていくことになるのである。

表2-2　用水江川口と古八間堀

	江川口	古八間堀	二千間堤
用水利用時	流	築留	
中水時	流	流	
終水時	流	築留	
寒水時	築留	流	（危険大）

これを一つの到達点として考えれば、前節―一七世紀中葉の寛永末～延宝期―との関連において、この時期の牛久沼をめぐる水利「地域」の形成の特質を以下のようにまとめることができよう。まず第一に指摘さ

れることは、こうした小「地域」のまとまりの基礎は、前代の開発にあったことは確かであるが、同時にそれぞれの村の自立化が達成されてくるにしたがって、その共通する利害のゆえに新たな結集をみせるということである。具体的には、「川下」「萱場」あるいは本村としての若柴村といった「地域」のなかから分立・創出していった村むらが、旧村ないしは本村を軸に再結集していったものと考えられよう。それゆえに第二に、それらの「地域」は複合的・多面的に展開していくが、その「地域」としてのまとまりは、争論を通じて強化されていくとともに、相互の関係の秩序化がはかられていくということが上げられる。そして元禄期には、それが「河辺領」「萱場領」といった「領」と称するまとまりで表現されるようになる。これが第三点目である。若柴村四カ村もこれに準じたものであったといえよう。ただし、それ自体は常に史料中の文言に現われるというものではなく、また「組合村」のようにより普遍性の高い呼称とはいえないようである。それでも第四に、「領」に結集したまとまりは、村役人の職能を中心にしたもので、それゆえに近世的な行政体としての「村」を構成要素としたものであったといえよう。そこに村むらの自立化の達成をみることができるであろうし、いわゆる「組合村」的な組織や秩序の原形は、この段階で形成されていたと考えられる。

そこで最後に、「河辺領」を構成する村むらの「高」について整理しておくことにしよう。[37] 表2-3は、『旧高旧領取調帳』の村高（寺社領を除く）と元禄一二年次（一六九九）のいわゆる「組合高」、および田高を比較したものである。[38] これによると、川原代村から宮淵村までの五カ村は「村高」と「組合高」がほぼ同じであるのに対し、生板村と幸谷村はそれぞれ「組合高」が「村高」の六〇パーセント、六三パーセント強となっている。これは両村が牛久沼用水の構成村であるとともに、豊田羽根野堰用水組合にも属しているためであろう。[39] さらに田高の割合となると、これは各村で四六～六五パーセントと隔たりがある。これには私領の川原代村と馴馬村・龍ケ崎村の田高が記されていないが、次章に掲げた表2-5中の享和元年次（一八〇一）の田高によれば、それぞれ六〇パー

表2-3　河辺領7カ村の村高と組合高

国名	郡名	村名	①旧高旧領	②元禄12(1699)	③内田高	③／②	②／①
下総国	相馬郡	川原代村	1014.53411	1036.76	———		102.21%
常陸国	河内郡	馴馬村	1300.551	1385.6373	———		106.55
		龍ケ崎村	2214.963	2190.537	———		98.90
		大徳村	2318.373	2313.067	1184.619	51.20%	99.77
		宮淵村	1034.005	1012.621	658.287	65.01	97.93
		生板村	2261.695	1365.856	634.614	46.46	60.39
		幸谷村	283.251	180.302	92.32	51.20	63.65
		＊合計＊	10427.1791	9484.7803			90.96

注）「旧高旧領」は明治元年『旧高旧領取調帳』、「元禄12」は龍ケ崎市川原代町　木村一郎家文書「牛沼宝湖早鏡　巻之一」より。

セント、三四パーセント、六二パーセントとなる。七カ村の内部争論では、村むらの位置関係とともに洗堰入用の負担割合が問題であったことを指摘した。すなわち、七カ村内部では川原代村と馴馬村の二カ村、龍ケ崎村一カ村、御料四カ村を一組ずつとして、三等分するのが基本であり、用水の引き取りもそれに準じていた。それが村高はもちろん、「組合高」とも符合しないものであることが改めて確認できるのである。また、田高の間に隔たりがあるのも問題なのであろう。それだけに実際に田高を合計すれば、御料四カ村が二二八一石余、私領三カ村では龍ケ崎村の口上書の内容を加味すれば、享和元年次で二五六九石余（馴馬村を組合高の三三〇石で算出）、ないしは二〇九五石余（馴馬村を田高の一一四石余で算出）となるから、田高を用水日割の基準としたいという御料四カ村の主張も根拠のないことではない。したがって、洗堰入用の負担割合は、石高の面でみれば、「等分」という名の不平等ということになる。そこにあえてそれを主張する龍ケ崎村の「地域」の中心としての自負と、それを維持しようという意図を指摘したわけであるが、高割負担という時代の趨勢からすれば、やはり大きな問題を抱えていたことは確かであろう。

四　小　括

本章の目的は、一七世紀中葉から一八世紀初頭の寛永末～元禄期にかけてのさまざま争論と、牛久沼に活用ないしは防災のために設けられた人為的な諸施設をめぐる動向を通じて、沼をめぐる「地域」の形成・変容、そして相互の関係を検討していくということであった。これらの諸点については、とくに第二節（2）と第三節（4）にまとめておいたので、改めて細かく述べる必要はないであろう。そこでここでは、諸施設の設置時期と画期、および沼をめぐる「地域」形成の画期に絞って再度まとめておくことにしよう。

近世の初頭、幕府代官伊奈忠治による常陸谷原開発の波は、牛久沼の周辺にもおよんでいた。ここでの第一の課題は沼周辺の水を後退させ、沼と小貝川の間の沼沢地を可耕地に変貌させることであった（＝「萱場」）。そこで寛永四年（一六二七）頃に沼の水を小貝川に落とすための悪水堀として、古八間堀が開削されたのである。ところが、これでは用水が不足するという「川下」の訴願によって、寛永一〇年（一六三三）頃には堀口を築留とすることが認められたが、それによる沼からの溢水から開発場を守るために、翌一一年に忠治の手で二千間堤が築堤された。しかしながら、こうした処置によって、今度は沼の東部から東西谷田川筋にいたる「川上」一帯が、沼の悪水によって水損の被害にさらされることになった。そこで寛永一六年（一六三九）には、訴願した「川上」の負担によって水門が伏せ込まれることになったが、結局これが完成するのは同二一年（一六四四）のことである。その後寛文九年（一六六九）には竹洗堰に、また同一一年には石洗堰に伏せ替られたというが、詳細は不明である。ただ、水門では沼の水が落ちすぎると考えた「川下」が、堰普請の費用を負担しても、一定程度水を溜めておくことのできる洗堰への改修を望んだことは充分に考えられることである。実際に洗堰の伏せ込みが確認されるのは延宝二年（一六七四）のことで、この時古八間堀際の十六石村（のちの稗柄村）が幕領に編入された上で、洗堰の土取場に指定された。これによって堰の番人（用水番）も足高村の百姓から十六石村にかわったという。また、この洗堰は新八間堀の仕様によれば萱洗堰と考えられる。これが牛久沼にとって一つの大きな画期

となったが、天和三年（一六八三）には満水時における用水江川口の築留と古八間堀洗堰上留の取り払いが定められた。そして元禄一一年（一六九八）の「萱場領」村むらの訴訟を契機として、同一三年に新八間堀が開削されたのである。

牛久沼周辺の「地域」は、用水の利用と悪水の処理をめぐって沼と深くかかわっていたのであるが、沼に設けられた施設はそれぞれの利害が集約される場であった。そうした周辺「地域」の形成にとって一つの大きな画期となったのは、延宝期（一六七三〜八〇）であったと考えられる。延宝期以前については、古八間堀口の築留―堰の設置が最大の焦点であったが、先にも述べた通り、これにかかわる「地域」は非常に広範な範囲におよんでいた。ここでは悪水地帯としての「川上」「萱場」と、用水地帯としての「川下」の三つの「地域」を摘出したが、このなかでも「川上」と「川下」との対立はその軸となっていた。これらの「地域」は、開発による村むらの分立・創出が完了する以前の段階で、内部的には戦国期からの系譜を引くような旧来の土豪層（あるいは「乙名」「年寄」層）の結合を軸とし、これも戦国期に城郭が築かれたような村、村落としての形成が古い旧村を中心とした結びつきであったと考えられる。それらが「川上」「川下」「萱場」といった枠組みのもとに相互に結びついたということであるが、もとよりそれは村むらの分立・創出によっては多分に可変的なものであった。

それが延宝期頃になると、こうした旧村の外延部に開かれた村や枝村、新田村などが次第に独立した村としてその姿を明確にしてくるようになる。その「地域的」なまとまりは、依然「川下」「萱場」などと称されていたが、それでも村むらの自立化の進展によって、その数はもとより、内部の秩序も次第にそれに応じたものにかわっていく。またそのまとまりは、旧来の関係を引きずりながらも、より小さな「地域」の利害に即して新たに模索されていったもので、そのために牛久沼とのかかわり方も、そうした小「地域」の利害に応じた形でより多様に展開することとなるのである。そして元禄期（一六八八〜一〇七三）になると、「領」という枠組み―名称が登場するのであるが、それにつれて内部の秩序も村役人の職能を中心としたものに明確に転じていく。それゆえに「領」そのものが、村むらの自立化の達成を基礎に、近世的な行政村の連合体として構成され、その一層の組織化・秩序化がはかられていくと考えられるのである。それが具体的には「河辺領」七カ村、「萱場領」九カ村、そして「沼通」四カ村であった。ただし、枠組み・名称としての「領」は、その文言の用法からしても、のちの「組合村」ほど普遍的なものではなかったようである。

これらはあくまでも牛久沼の水利秩序をめぐる「地域」形成の問題ではあるが、一般論としても、それがこの時期の村むらの変化を色濃く反映して展開していったことが確認できよう。そしてこの元禄期のもう一つの特徴は、このように「領」として結実した小「地域」が、相互干渉を通してより大きな「地域」的総意を模索していったことである。それは物理的には、新八間堀―二千間堤―用水江川取水口―江川筋といった施設の連係とその確認を核とするものであったが、それゆえに用水利用と悪水処理という相反する利害を内包しながらも、それを昇華する手段としての小「地域」の連合―連係の形成を物語るものであったといえよう。

もちろんそれですべてが解決するわけではない。そこに水利をめぐる問題の複雑さと根深さがあるが、それでも新八間堀の開削とそのための合意形成の過程が一つの帰結であったことも確かである。しかしなが

ら、こうしたさまざまな争論や牛久沼の人工化を通して創り上げられた秩序は、享保期（一七一六～三五）を境に一変することになる。牛久沼の新田開発計画とその挫折である。次章ではその具体的な経緯と、それが沼周辺の「地域」社会に与えた影響について検討していくことにしよう。

（1）『龍ケ崎市史』近世史料編Ⅱ史料一八九（以下『市史近世Ⅱ』と略記）。

（2）野口武太郎『牛久沼―水論の歴史地理的考察―』、鈴木秀雄「近世における水論」（鈴木秀雄編『龍ケ崎郷土史　追録一』）など。

（3）山本英二「論所裁許の数量的考察」（徳川林政史研究所『研究紀要』第二七号）、塚本学「諸国山川掟について」（信州大学人文学部『人文科学論集』第一三号）。

（4）なお、『市史近世Ⅱ』解説四九頁所収の表2「牛久沼関係組合村一覧」に示した「上郷二五カ村」と「悪水一二（一三）カ村」の構成村むらについては、その後の検討で誤りが判明したので、本表のように訂正しておきたい。

（5）『市史近世Ⅱ』史料一六九。

（6）『茨城県史料』近世社会経済編Ⅲ史料一二八。

（7）茎崎町下岩崎　岡野泰夫家文書「牛久沼八間堰」。

（8）〔史料1〕第一条では、松平正次と諸星盛政の検分以前に二千間堤が築かれていたとも読み取れるが、〔史料3〕や古八間堀口「築留」の意味、全体の流れなどから判断すれば、本稿のように考えた方が妥当であろう。

（9）前掲注（7）「牛久沼八間堰」にもこの時の訴状は収録されていない。なお、これには水門取立を拒否することを告げた「川下」の宮本勝右衛門・諸岡助四郎ら八人から、「川上」の沼尻庄左衛門・飯塚清兵衛ら八人に宛てた書状が収録されている。

（10）前掲注（2）の野口『牛久沼』や鈴木「近世における水論」、あるいは『藤代町史』通史編などの牛久沼に関係する市町村の自治体史では、寛永九年（一六三二）に洗堰が設置されたことになっているが、これまでの検討からも、洗堰どころか、一般に「築留」とされるものですらありえないことは明らかであろう。いずれも論拠となる史料が示されていないので詳しくは不明であるが、おそらく注（7）の「牛久沼八間堰」などの史料を読み誤ったか、史料自体に誤記があったかのいずれかであろう。

なお、元禄一四年の口上書〔史料1〕第六条では、延宝二年に十六石村が土取場に設定された際、堰の番人が足高村から十六石村にかわったとあるので、これ以前に堰が設けられていたことは確かであろう。

（11）『市史近世Ⅱ』の解説では、十六石村は稗柄村の枝村で、のちの史料には出てこないとしたが、明らかな間違いなので、このように訂正しておきたい（五〇頁）。

（12）『市史近世Ⅱ』史料一七〇。

（13）用水江川の川払いをめぐる天和二年（一六八二）の訴状では、十六石村の番人給分は米二一俵、大麦二一俵ずつとなっている。→注（20）

（14）『市史近世Ⅱ』史料一六四。

（15）市内川原代町　木村一郎家文書「牛沼宝湖早鏡」巻一（以下木村本「早鏡」巻一と略す）、同宮淵町　豊崎治男家文書「牛沼宝湖早鏡」（以下豊崎本「早鏡」と略す）。

（16）本間清利『利根川』（埼玉新聞社）。

（17）『茨城県史料』近世社会経済編Ⅲ史料一一九。もっともこの史料そのものは、天保一〇年三月に写されたものである。

（18）豊田羽根野堰用水組合の構成村むらについては、『市史近世Ⅱ』解説四五頁表1を参照のこと。

（19）市村高男「常陸南部における中近世の支配関係と牛久市域―牛久市域形成の前提を考えるために―」（『牛久市史研究』創刊号）。

（20）『市史近世Ⅱ』史料一六二。

（20）『市史近世Ⅱ』史料一六三。

（21）『市史近世Ⅱ』史料一六四。

（22）元禄一六年（一七〇三）の「萱場領」九カ村の「指上申一札之事」（注(34)史料）に、「牛久沼増水仕候得者沼通水腐仕候故、佐貫・若柴・入地・中嶋四ケ村之者用水口築留申候」とあることから、これを踏まえてこのように通

称しておくことにしたい。

(23)『市史近世Ⅱ』史料一六四。

(24) 大塚英二「水利秩序の変容と地域・村落間格差―近世後期の遠州地方の用水相論を通して―」(『地方史静岡』第一七号)。

(25) 前掲注(2)鈴木「近世における水論」。この口上書については、原史料が確認できないのと、解読文にいくつか意味不明の箇所があるので、推量を交えて要約しておくことにしたい。

(26)『市史近世Ⅰ』二六一頁。

(27)『市史近世Ⅱ』史料一七一。

(28)『市史近世Ⅱ』史料一六六、一六七。

(29)『市史近世Ⅱ』史料一七四。

(30)『市史近世Ⅱ』史料一七三。

(31)『市史近世Ⅱ』史料一七四。

(32)『市史近世Ⅱ』史料一七二。

(33)『市史近世Ⅱ』史料一七五。

(34)『市史近世Ⅱ』史料一六五。

(35) 天保一一年「小貝川通堤川除御普請所控」(『茨城県史料』近世社会経済編Ⅲ No.一二一。

(36) 新八間堀洗堰上留の取り払いについては、稗柄村番人の報告により四月二二日に上下岩崎村(茎崎町)の百姓六名が、また二五日には同二名が取り捨てたとして疑われ、代官の詮議を受けている。しかしながら、いずれも番人の勘違いであるということになり、以後規定の通り用水下七カ村と萱場九カ村とが相談の上取り払うことを確認している(『茎崎町史編さん資料』近世・近代史料集　史料一六)。

(37)「河辺領」という名称がどこからきているのかについては定かではない。ただ、寛永二〇年の証文で大徳村などの四カ村が「河辺村」と呼ばれていたことはすでに述べた通りであるし(史料2)、享保期にいたってもこの四カ村を「川部」ないしは「川部領」と称した例もある(『市史近世Ⅱ』史料一九一など)。「河辺」という地名が相当古くまでさかのぼることができるとするならば、多分に推測の域を出ないが、その位置関係からしても、付け替えられる前の小貝川(鬼怒川)の左岸一帯をこう呼んでいたという可能性は考えられないだろうか。天和二年の裁許絵図(『市史近世Ⅱ』口絵参照)に、新利根川を挟んだ地域が「中河辺領」と記されているのもそうした可能性を推測させる。また、一方この地域が、鎌倉期に常陸国南郡の惣地頭職に補任された下河辺氏(下総国下河辺荘の在地領主下河辺氏の一族)の支配下にあったと考えられているのも気になるところである(市村高男「中世龍ケ崎の歴史」龍ケ崎市史別編Ⅱ『龍ケ崎の中世城郭跡―城郭にみる龍ケ崎のあゆみ―』第一章第二節)。今後の課題としたい。

(38) 木村本「早鏡」巻一、豊崎本「早鏡」。

(39) 豊田羽根野堰用水組合の構成村とその石高については、『市史近世Ⅱ』解説四五頁の表1を参照のこと。

第三章　牛久沼の新田開発計画と「地域」構造の変容

一　問題の所在

筆者は、別稿「牛久沼の『進退』ついて」のなかで、近世後期における牛久沼用水組合の訴訟関係文書にあらわれる「進退」という文言に着目し、これを沼に対する用水組合の独占的な権利を主張したものととらえ、その根拠を享保期の新田開発計画を中止させて沼を用水溜沼として復帰させたこと、そのために多額の地代金や計画の際の拝借残金、さらには牛久沼を利用するための諸種の運上・冥加金を上納しているという事実においていたと指摘した(1)。ただ、これは近世後期に発生したいくつかの争論を通して、用水組合の内部秩序の動揺と再編のあり方を問うことが主眼であったために、享保期の新田開発計画をめぐる問題については前提として上げただけで、具体的に検討したわけではなかった。そこで本章では、牛久沼の新田開発事業を通して、第二章で検討した用水受益村むらの「河辺領」という枠組みやその内部秩序、さらには悪水関係村むらを含む「地域」の構造がどのような変貌を遂げたのかについて具体的に検討したいと考える。

二　牛久沼の新田開発計画とその挫折

(1)　新田開発

牛久沼の新田開発計画から溜沼復帰への経緯、およびその問題点については、すでに野口武太郎氏によって詳しい検討が加えられている(2)。また、とくに用水組合の村むらにとっては、それが牛久沼の歴史にとって最大の「事件」だったことから、訴訟などが起こる度ごとに顧みられ、再確認されるために、この事情を書き上げた文書はそれこそ枚挙に暇がないほどである。ここでは野口氏の論考に各種の史料をつきあわせることによって、大まかな整理を加えておくことにしたい。

この事業は享保一〇年（一七二五）に下総国相馬郡平野村（藤代町）出生の庄兵衛が(3)、幕府に願い出て許可されたもので、牛久沼を干拓して反別五五〇町歩余の新田を開発しようというものであった。その条件としては、鍬下年季を三カ年とし、地代金三七五〇両を支払うこと、山屋敷七二町歩余の開発に際しては、年貢として一カ年平均永三八貫九〇〇文ずつを上納すること、このほかに冥加として年々米二〇〇石ずつを上納することとなっている。この資金を援助したのは江戸鎌倉河岸の江戸屋七右衛門であったという(4)。また、工事の実際の指揮にあたったのは、幕府御勘定の井沢弥惣兵衛為永である。為永は紀州藩の治水土木事業に貢献した技術者で、いわゆる紀州流の祖といわれている。第一章で述べたように、徳川吉宗が将軍となるに際して、治水土木事業を推進するために呼び寄せたもので、享保八年七月に正式に召されて御勘定となった(5)。これ以降為永は、下総飯沼の干拓や、武蔵見沼の開発と代用水の開削、常陸江村沼・砂沼・大宝沼の干拓と江連用水の疎通などの大事業を担当し、同一六年（一七三一）には勘定吟味役に抜擢されている。改めていうまでもなく、牛久沼の新田開発計画もまた、当時吉宗が進めてい

た治水・新田開発政策の一環として位置づけられるものだったのである。

図2-5は、牛久沼の新田開発計画の概念図である。[6] 開発にあたって為永はまず、東西谷田部川流域から沼内に流れ込む悪水を制御するために、沼の二つの入口、すなわち北浦については小茎村（茎崎町）地内に、また西浦については板橋村（伊奈町）地内に締切りを設け、さらに谷田部川・境松川の両川から沼内に流入する悪水を排除するとともに、沼水を排水する施設として新たに江川に並行して、幅八間（約一四・五メートル）、長さ四五〇〇間（約八・二キロメートル）の水抜堀を開削し、新利根川に放流させた。また、境松川・谷田部川の周囲には、沼内への流水を防ぐために堤防をめぐらせた。さらに、新八間堀の悪水路としての効果を高めるために堀筋を浚渫し、その堀口には洗堰に替えて埋樋＝関枠を設けた。

こうして排水施設を整備する一方で、用水源を失う下流の村むらに対しては、その代替として小貝川福岡堰（谷和原村）用水の余水を利用するために、伊丹村（伊奈町）から「萱場領」村むらを貫通して走る幅七間（約一二・七メートル）、長さ三〇八〇間（約五・六キロメートル）の用水路を開削した。そして古八間堀には圦樋を、また新八間堀と新水抜堀には掛渡井を架設してこれを江川につなげたのである。これを伊丹代用水路と呼んでいる。もっとも、伊丹村からの受水とはいっても、第一章でも述べた通り、もともと「萱場領」の用水は、福岡堰台通り用水の水を伊丹村でいったん小貝川に落とし、ここに堰を設けて改めて引いたものであったから、おそらくは伊丹代用水もこうした従来の「九ケ村用水」を拡幅したものであったと考えられる。その意味では伊丹代用水は双方の用水を兼ねていたわけであるが、これを補う意味もあって、さらに境松川と谷田部川の下流部については、沼の内側に堤防を築いて排水路をつくり、同じく江川に放流させている。なお、これらの工事は幕府の出費による御入用御普請として行なわれ、その後川方定掛り場として御普請役の差配を受けることになったのである。[7]

こうして牛久沼の水を用水として利用してきた七カ村は、伊丹代用水路の開削によって、小貝川を水源とする用水系統に包摂されることになったのであるが、こうした工法は紀州流、ことに為永の得意とするところで、この時期のものとしては先に上げた見沼の開発と見沼代用水の開削が有名である。そもそも関東郡代伊奈氏の治水工法である伊奈流（関東流）は、霞堤などの不連続の堤防と遊水施設によって洪水を堤内地へあえて氾濫させ、受け流すことによって破堤を防ごうとするものであった。これに対して紀州流による工法では、強固な連続堤防によって水を押さえ込もうとするものであり、破堤の際の被害は大きいが、水を制御する技術には長けていた。それによって代用水の開削といった工事も可能となったと考えられるが、伊丹代用水路の開削についても、その前提として小貝川に対する治水政策があったことは想像に難くない。また福岡堰は、第一章で述べた通り、享保七年（一七二二）の山田沼の干拓によって設置されたものであり、その意味では伊丹代用水はもとより、牛久沼の開発計画についてもこれが前提となったことは充分考えられることである。

牛久沼内の本格的な干拓に着手したのは享保一二年（一七二七）のことであったが、当所から牛久沼の開発は困難を極め、工事は遅々として進まなかったという。残念ながら開発当時の具体的な様子を示す史料は必ずしも多くはないが、いくつかの現存する史料によって、とくに「河辺領」七カ村の実態について検討してみることにしよう。次の史料は、

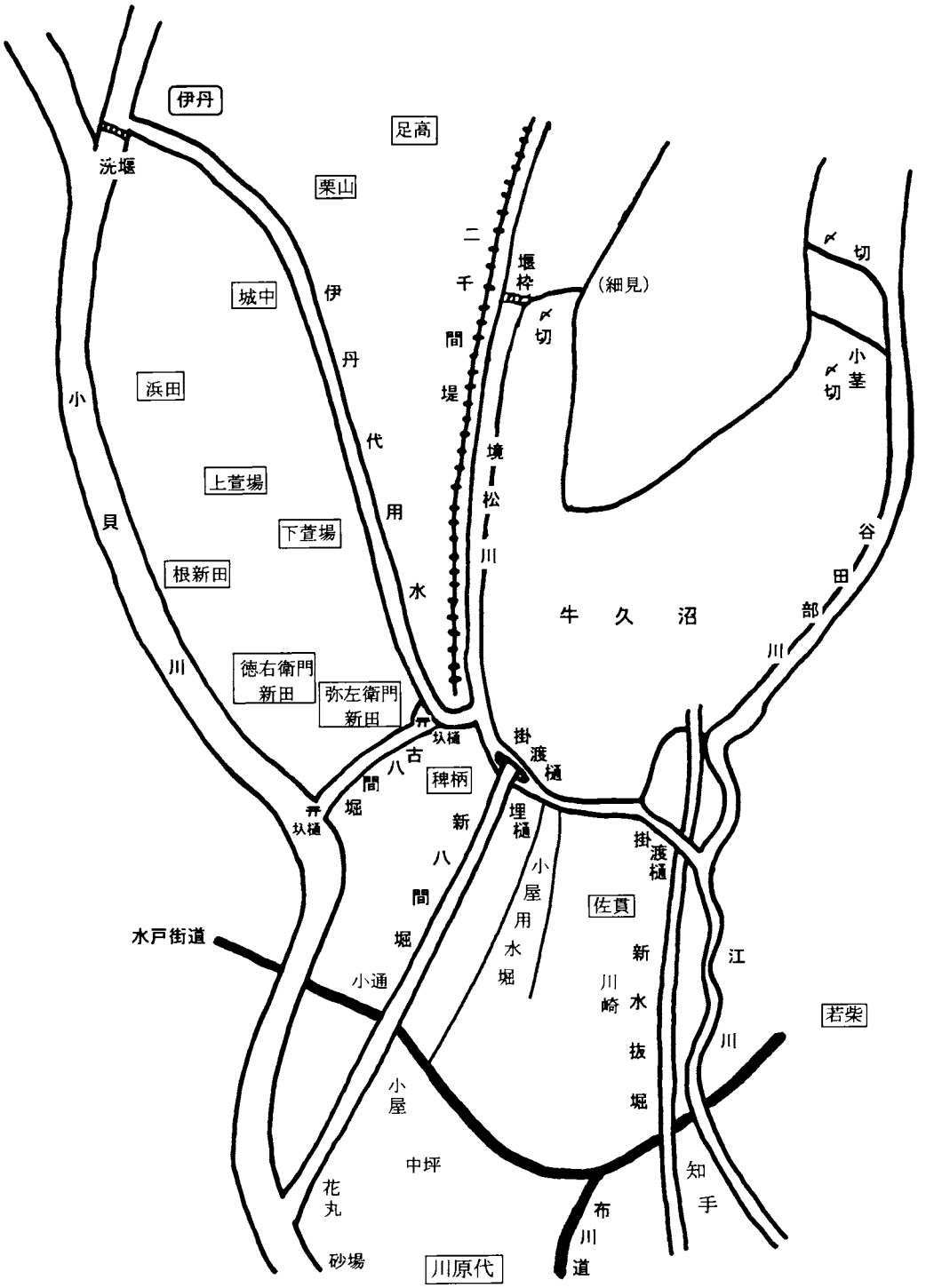

図 2-5　牛久沼新田開発概念図

川原代村長左衛門・龍ヶ崎村喜兵衛・宮淵村佐五右衛門・生板村多兵衛の四人が、新たに伊丹代用水の用水配と御普請御用に関する宰領を請け負った時の証文である。

〔史料13(8)〕

相渡申一札之事

一、此度七ヶ村御相談之上、拙者共用水配并御普請御用才料ニ被　仰付候、給金之儀ハ、壱ヶ年壱人四両宛被下筈ニ而候、然ル上ハ用水御肝煎衆中ハ不及申、惣而井筋通村々并出人足等ニ対しかさつ成義不仕、随分実体ニ可仕旨御申付承知仕候

一、伊丹村大落ゟ井筋通毎日相廻り、埋り場并藻草等ハ不及申、惣而水滞ニ罷成候場所有之候ハヽ、早速仲間見分之上、人足諸色積り廻状を以相触候様ニ可仕旨承知仕候

一、組合七ヶ村用水不足ニ候共、潤沢ニ候共、何れ之村方江も其時々之用水ニ応し、過不足無之様ニ私共五人見計江、無依怙贔屓村々毎日相廻水配可申旨御申付承知仕候

一、用水中御普請諸御入用・諸色并人足出方等毎日帳面ニ記置、未進過明白ニ記し置、少茂依怙贔屓不仕有体ニ割合可仕旨御申付承知仕候

右之条々少茂相違有之候ハヽ、早速役義取放し、其上給金一切被下間敷旨委細承知仕候上ハ、少茂相違申間敷候、為後日仍如件

享保十二年
未三月

大徳村
喜兵衛印
宮渕村
佐五右衛門印
生板村
多兵衛印

七ヶ村
御名主中江

長左衛門ら四人は、「河辺領」七カ村の委託によって「用水配并御普請御用才料」を請け負ったもので、そのために給金として一年に一人四両ずつを受け取ることになっている。これ以前の用水の管理については、先に述べた通り、稗柄村が七カ村の委託を受けて新八間堀洗堰の番人を勤めていたことは確認されているものの、七カ村内部の具体的な組織については不明である。ただ、この第一条目に「用水御肝煎衆中」という文言がみえ、彼らが具体的な用水の差配を行なっていたと考えられるが、それも固定した人員によって構成されたものか、いわゆる年番的なものであったのかすら不明である。いずれにしてもこの宰領たちは伊丹代用水の開削にともなって設置されたものであることは間違いなく、用水肝煎衆を補完ないしは新たな用水業務の拡大に対応して、その管理体制を強化しようとするものであったと考えられる。そこで宰領の職務として上げられているのが、①用水路の見廻りと普請の手配、②配水の管理、③普請入用や諸色・人足などの管理の三点である。①については、毎日伊丹村の取水口から用水路筋を見廻り、必要に応じて「人足諸色積り廻状」を村むらに廻して、これを手配することになっている。②では

河原代村
長左衛門印
龍ヶ崎村
彦　七無印

用水に過不足がないように、これまた毎日村むらを廻って水配をすることとなっている。さらに③では、用水中の普請入用や諸色・人足の出方などについて毎日記帳してチェックするとともに、その負担を公平に割り合うことを誓っているのである。しかもこれらの規定に少しでも背けば、すぐさま役儀は取り上げられ、給金も一切支払われないなど厳しい内容であった。それだけ伊丹代用水に対して七カ村の懸念が強いことがわかるが、現実に用水の不足はいかんともしがたいものであった。

そうした水不足に関する史料としては、とくに享保一八年（一七三三）の一〇月から一一月にかけてのものが集中して残されている。代用水の矛盾がこの時期ことさら顕著となったのであろう。例えば一〇月に川原代村が御普請奉行に提出した願書では、「新用水行渡り不申不作場出来、其外年々悪作ニ罷成、百姓困窮仕候」として、用水江川とは別に若柴村の飛地内を通過して引いていた堀を浚うことと、江川に新たに設けた堰について日割日数を定めることを求めている。(9) 前者については図2-5中の小屋表用水堀が問題で、すでに第二章第四節（1）で検討したように、新八間堀沿いに若柴村の飛地である小通（のち小通幸谷村）があり、ここを通過して沼から直接水を引いていたのである。川原代村は、新田開発以来この用水が「若柴領」内のみに引かれ、同村の田地に届かないので、堀床を一間掘り下げてほしいというのである。また後者については、新田開発にともなう普請の一環として、引水の効果を高めるために江川筋に多くの堰が設けられたのであるが、ここではそれ自体の管理が問題となっていたのであった。川原代村ではとくに、同村内の西道内に新たに設けた堰の日数を五日ずつとすること、下通り知手表より道仙田までについては古堰でよいが、従来の日割二日では新水抜堀に「吸落」してしまうので、三日にしてほしいという。さらに龍ケ崎村と「川部領」が享保一二年（一七二七）に行なった、門倉前における江川の堀り替えについても異義を唱えている。江川が浚渫されて深堀となったこともあって「下領」への用水は「急ニ引落」となり、それによって「下領」は「勝手」になったのであるが、川原代村では逆に「用水悪水不勝手」になってしまった。これでは従来の「高田共五日宛」の用水日割を増やしてもらわねば水が行き渡らない。また、堀り替えにともなう「潰地并橋々掛渡井入用」については「龍ケ崎・川部領江永々被仰付」れたいし、もし「古江川」が同意するならば、「新堀」は潰してほしいというのである。「川部領」は先に述べた通り、この場合大徳村・宮淵村・生板村・幸谷村の四カ村をさすのであろう。ここではこれを含めた龍ケ崎村以下の五カ村と川原代村との間で、新たな対立の様相も芽生えているのである。これに関しては、さらに「川部領」が、稗柄村から中島村地内地蔵堂前までの用水の堀り替えと江川浚いを願い出たことに対しても反対の意をあらわしている。それだけに、「古江川」＝七カ村が同意するならば、「新堀」＝新水抜堀を潰してもらいたいという願いは切実なものがあったものと思われるのである。

このように牛久沼の新田開発と伊丹代用水は、七カ村内部の新たな対立の要素をも秘めていたのであるが、それでも第一義的には、何とか七カ村全体の用水不足を解消したいというのが希望であったことはいうまでもない。そのために先の稗柄村から中島村にいたる用水の堀り替えについても、七カ村の相談がまとまったことによって新たに訴願が行なわれることになったのである。享保一八年（一七三三）一一月に提出された願書によれば、用水不足の原因は、伊丹代用水の新井筋と江川筋に大曲り場があることによって、新井筋ばかりに水が溢れて「洩水」してしまい、江川通りには水が届かない。そのため新井筋通りの「萱場領」村

むらは用水にて水腐となり、「河辺領」村むらは旱損となってしまうというのである。[10] そこで改めて古八間堀から稗柄村・佐貫村・中島村・若柴村地内川崎村の地蔵堂前までの新堀開削を願い出るのであるが、合わせて新井筋の水持堤が「不丈夫ニ而洩水」することから、堤敷両側三間通りを土取場とすることを願い出ている。さらに願いの通りに瀬違い普請が行なわれたならば、様子を見届けて用水堰の日割を取り極めたいというのである。

ここでは「河辺領」七カ村の用水不足の解消とともに、「萱場領」九カ村の水腐を回避するという名目を掲げることによって、訴願の意義を強調しているのが特徴であり、その意味では本来対立関係にあった双方の村むらが協調しているかのようにも感じられる。しかしながら、ことはそう簡単にはいかなかったようである。この間の「萱場領」の具体的な動きについては、あまり詳しいことはわからないが、同じ一一月に出された「河辺領」七カ村の「差上申一札之事」によれば、「萱場領」九カ村では、その用水路である伊丹用水について、代用水ができて以来水不足になったとして分水日割を願い出ていたことがわかる。[11] これに対して「河辺領」では、「萱場領」が用水不足であれば、その「末水」である「代用水通り七ケ村」へは「用水一円行渡り不申、年々難義」であり、そのためにこの度も新井筋へ新堀の開削を願い出たほどであるとして、これに反対しているのである。

このように牛久沼の新田開発とこれにともなう伊丹代用水の設置は、以前にもまして「河辺領」七カ村に深刻な水不足をもたらし、場合によっては七カ村内部の新たな対立や、「萱場領」との用水争いなど新たな局面を迎える危険性をも孕んでいたのである。しかしながら、「河辺領」はもとより、沼周辺を含めてその後の村むらの具体的な動向はほとんど確認できないのが現状である。もちろんこうした深刻な水不足とそれによる村むらの対立の危機がその後も継続していたことは確かであろうし、何よりもそれが宝暦一〇年（一七六〇）代の溜沼復帰運動につながっていったことは、その際の願書などによっても明らかである。これについては第二節で詳しく検討することにして、ここでは牛久沼の新田開発の問題点についてもう少し整理しておくことにしよう。

もとより内陸湖沼の干拓事業そのものは、河川に水を落とさなければならないため、海に水を落とす潟湖の干拓よりも技術的に複雑であり、失敗に終わる例が多かったとされる。[12] 小貝川との距離が近く、新利根川や利根川とも近似していた牛久沼であれば、なおさらのことであろう。それだけに牛久沼の干拓の失敗は、手賀沼などとならぶ井沢為永の治水・開発事業の失敗例の一つとなっているわけであるが、その要因について野口氏は、先の水不足による用水組合村むらの溜沼復帰運動とともに、以下の四点を上げられている。[13] すなわち①干拓地累年の水害、②経済的事情、③用排水の分離、④干拓に対する庄兵衛の態度である。

まず①については、先に述べたような内陸部の湖沼の干拓に必然的なもので、水を落としていた河川からの逆流が干拓地に被害をもたらすというものである。とくに距離の近い小貝川からの逆流はいかんともしがたかったのであるが、そもそも紀州流による治水工事は、強固な堤防によって水を封じ込め、川筋に多くの堰を設けるために天井川になりやすかったという。小貝川でも同様で、次第に牛久沼との排水落差は縮小していき、少しの雨でも逆流を防ぐことができなくなったのである。ましてや牛久沼は水深が浅いために集水能力が低く、しかも沼底には一丈（約三メートル）余の泥が堆積していたから、雨が降り続けば上流部から落ち込む悪水ですぐに溢れかえるような状態であった。それが沼廻り

の争論の基本的な要因となっていたことは第二章でみた通りであるが、地理的条件からいっても、技術的にも牛久沼の水を抜くこと自体が至難であった。また、開発に際して設けられた用排水施設による調整や関枠圦樋にしても、一時的には小貝川からの逆流を阻止することができたとしても、結局小貝川の水位が下降するまでは閉鎖しなければならなかったから、その間の滞水や上流地域からの悪水の流入で、干拓地を冠水の被害から守ることは到底できなかったのである。それらはまた、複雑に入り組む用排水施設の維持管理を不安定なものにもした。これが③である。

②の経済的事情については、次の史料が興味深い。

〔史料14〕[14]

覚

常陸国河内郡

牛久沼新田

一、大積請町歩五百町歩程

此地代金三千七百五拾両程　但、壱町歩ニ付金七両弐分宛

四百五拾八両　巳午両年亡父弥惣兵衛取立上納

七拾両弐分　午年斎藤喜六郎取立上納

内

四拾両　未年中嶋内蔵助取立上納

但、申年者皆水損ニ付納無之

百四拾四両　酉年小出加兵衛・八木清五郎取立上納

残三千三拾七両弐分程　不納

是者享保十巳ノ未迄新田作付町歩出来次第上納之筈ニ候処、水落兼、并作付候分茂水損ニ付、地代納兼不納多、斎藤喜六郎・中嶋内蔵助段々相伺年延、同十四酉年小出嘉兵衛・八木清五郎支配ニ成、作付町歩相改地代取立候処、普請不足ニ付同年金千両拝借被仰付普請等仕立候間、翌戌年ノ年々作米五分通者先拝借返納ニ取立、皆済之上地代者取立候筈ニ付、清五郎方ニ而茂戌年以来地代取立無之、去ル未年拙者方江引渡候得共、今以拝借返納済切不申候間、拙者方ニ而茂地代取立無之、残金如此御座候

右者拙者元御預所常州河内郡牛久沼新田地代残金書面之通ニ御座候、右新田当卯年ノ木村雲八御代官所ニ被仰付候間、普請拝借返納済切候ハヽ、右地代残金三千三拾七両弐分程之内、年々雲八取立上納御勘定ニ組仕上候様、同人宛所之御証文可被下候、以上

延享四年卯五月　井沢弥惣兵衛印

御勘定所

この史料は、牛久沼新田の支配を木村雲八へ引き渡す際して井沢弥惣兵衛（為永の子正房）が提出した「御証文伺」である。「御証文伺」とは、代官の支配替えの際に引き継ぎ事項を確認する証文を勘定所から発給してもらうための手続きをいう。これによれば、牛久沼の地代金三七五〇両余は、一町歩に付金七両二分で算出され、開発が開始された享保一〇年（一七二五）から一二年までの三カ年の間、すなわち繰下年季の期間に上納することとなっていたが、すでにその翌年から資金繰りに窮していたことがわかる。しかも享保一四年を最後に残金の三〇三七両二分余は滞納となっているが、これは同年に「普請不足」を理由に新たに一〇〇〇両を拝借したためで、この拝借金を返納することが優先されたのである。しかも返納については作米の五分をもってこれにあてることに

なっていた。そのためこの「御証文伺」でも地代金の取立が第一の案件になっているのである。

これらの点については、宝暦一四年（一七六四）に提出された溜沼復帰に対する請書によっても確認されるところである。[15] これによれば、地代金の滞納のほかにも、例えば年々二〇〇石を上納することになっていた冥加米についても、水損続きによって年延をくりかえし、今もって六七石余が不納であること。また拝借金ついては一〇カ年で返納する約束であったにもかかわらず、これまた水損による年延をくりかえして現在でも二六七両二分余を滞納しているというのである。結局まともに上納されているのは山屋敷の上納分だけで、進展しない開発→資金難→開発の行き詰まりといった悪循環をくりかえしていたことが明らかである。それが④千拓に対する庄兵衛の態度にもつながることで、庄兵衛は度重なる悪条件に悩まされて次第に開発への情熱を失っていき、牛久沼から上がる運上金の取立や新河岸の設置による運送業に比重を移したために、新田開発は名目ばかりとなってしまったという。

こうして牛久沼の新田開発計画は、災害によっても、技術的にも、そして資金的にも暗礁に乗り上げたわけであるが、これらはすべて溜沼復帰運動の過程で用水組合が主張したことでもあった。

（2）溜沼への復帰運動

牛久沼が用水組合九カ村の運動によって溜沼に復帰する過程については、宝暦一二年（一七六二）四月に箱訴した際の（a）「言上書」[16]、この吟味を受けて提出された翌一三年五月の（b）「申上書」[17]、さらに溜沼への復帰が正式に決定したことに対する翌々一四年六月の（c）「請書」[18]の三つの史料に詳しく述べられている。開発の過程や、運動の前提となる問題点については前節で検討したので、ここではこれらの史料から復帰運動の具体的な過程についてみていくことにしよう。

これに対する具体的な動向が確認できるのは、宝暦一一年（一七六一）からである。すなわち、用水組合九カ村は「惣百姓用水不足ニ而難義至極仕候ニ付度々模様を替奉願上」ったのであるが、聞き入れられなかったために、この年改めて各村の名主どもを惣代に立て、牛久沼を「如先規溜沼」に戻すことを求めて、幕府の勘定奉行所へ訴願に出向いたのである。ところが、これも「右御新田願主庄兵衛差障候間難相成候」ということで却下となったばかりか、一二月には勘定奉行一色安芸守政睦から「代用水新井通堤上置腹付并境松川落合江関枠共自普請」を命じられ、「名主共御請仕罷帰候」始末であった。九カ村の惣百姓が「驚入」ったのはいうまでもない。本来は「用水潤沢ニ致呉候様ニと名主共相頼罷在候」はずであったのに、「是亦熟談不仕迷惑至極」の上に新たな普請を抱え込んできたのであるからそれも当然であろう。そこで九カ村の惣百姓は、名主による訴願に見切りをつけ、若柴村の次郎兵衛、生板村の三郎兵衛、川原代村の善左衛門の三人を惣代に立てて、目安箱への箱訴におよんだのであった。（a）「言上書」がそれである。

訴願の内容は三点である。まず第一点目は、先の代用水新井筋堤と境松川落合関枠の自普請を用捨してもらうことである。この普請が決して「用立不申儀」は、毎年出張してくる「水配り御役人様方」も御存知のはずである。とくに今回は直々に勘定奉行がお出でになるというので、諸色や人足の供出を急ぐように催促されたのであるが、このように村むら「不得心之普請」であっても、名主どもは役に立たず、いまさら村役人どもが「御普請御免」を願い出ても聞き入れられないであろう。それでも「困窮至極之百姓共無益之御普請大人足、猶亦入用相掛り候義難儀」であ

るので、恐れ多いことではあるが、御慈悲をもって名主どもを召し出され、吟味の上で「御捨免」を願いたいというのである。ここでは村役人に見切りをつけ、惣百姓が自力で願意を達成しようとしている点が注目されよう。そこで箱訴惣代どもは「言上書」のなかでいう。「実ハ村役人共心得違ニ而数万人之百姓共為致難義申候御事」であると。

第二点目は、「去巳年村役人共奉願上候節、牛久沼引請人庄兵衛差障候故、右御損益も具ニ不申上」という状態であったから、改めて「牛久沼御新田如先規溜井ニ被成下候得ハ御益有之」筋を述べることである。すなわち牛久沼を溜沼に戻すことについての具体的な代替条件を提示したわけであるが、**表2-4**はこれを整理したものである。その条件というのは、まず溜沼に戻ることで不用堀となる伊丹代用水路・谷田部川・新水抜堀・新八間堀を埋め立てて開発するとして、それぞれの分米を定めて取米を算出することであった。その結果、合計反別三一町六反歩に対する取米の合計を七五石九一八と試算している。これらは九カ村が用水引取のための障害であると考えているものでもあった。また、これに加えて河岸・藻草運上、および魚鳥猟・蓮根運上としてそれぞれ五〇俵ずつ、用水冥加米として一〇〇俵ずつを毎年上納すること、庄兵衛が上納するはずであった牛久沼の地代金の残金七五〇両を用水組合で引き受けるとともに、これに不用堀の再開発（立帰り新田）地代金として三一六両（一反に付一両で換算）を加えて上納するというのである。なお、居屋敷ならびに山畑分として牛久沼新田が上納していた金四両についても、用水組合で引き受けるとしている。

そして第三点目は、庄兵衛の非儀を訴えることであった。すなわち庄兵衛は年々諸運上を横領しており、その額は一カ年およそ金一〇〇両余で、当年までの三七年間の累積は四〇〇〇両余にもなっているというの

表2-4　牛久沼の溜沼復帰にかかわる諸色運上米永

要件		宝暦12年（願書）	宝暦13年（吟味）	明和元年（請書）
井筋の処理	伊丹代用水路	長3080間×幅7間 反別7町1反8畝歩 取米17石85 （1反＝2斗5升）	長3080間×幅6間 反別6町1反5畝歩 地代金61両2分 （1反＝1両）	長3080間×幅7間 反別7町1反8畝歩 地代金71両3分永50文 （1反＝1両）
	谷田部川	長2000間×幅7間 反別4町6反6畝歩 取米8石385 （1反＝1斗8升）	庄兵衛の願いにより同人請地となる	
	新水抜堀	長4000間×幅8間 反別10町6反6畝歩 取米31石48 （1反＝3斗）	長4500間×幅8間 反別12町歩 地代金120両 （1反＝1両）	長4000間×幅8間 反別10町6反6畝2歩 地代金106両2分永100文 （1反＝1両）
	新八間堀	長1300間×幅12間 反別9町1反歩 取米18石2 （1反＝2斗）	長1380間×幅12間 反別9町2反歩 冥加米26俵 （1反＝1斗）	長1300間×幅12間 反別9町1反歩 冥加米9石1斗 （1反＝1斗）
	立帰新田地代金	金316両（1反＝1両）	（金181両2分）	（金178両1分永150文）
冥加運上米	河岸并藻草運上	米　50俵	米　50俵	米　50俵
	魚鳥猟・蓮根運上	米　50俵	米　50俵	米　50俵
	牛久沼冥加米	米100俵	米220俵	米220俵
残務処理	牛久沼地代金	金750両	金750両（15カ年賦）	金750両（15カ年賦）
	庄兵衛拝借残金	――	金267両2分余 （2カ年賦）	金267両2分永200文2分 （2カ年賦）
	居屋敷・山畑上納	金　4両	――	――

注）『龍ケ崎市史』近世史料編II №193～195より作成。

である。これについては「庄兵衛一言之儀可申上様も無之」はずで、庄兵衛は「御新田開発之儀専可申上(一脱カ)」のところ、「全体者沼内御新田ニ難成場所故、開発ハ噂計ニ而諸運上并新八間堀江新河岸問屋を相立、夥敷金銭取入、庄兵衛壱人之勝手計」りになっている。また、庄兵衛は「強勢ニ而堤堀見廻り役之威光を以」名主どもと馴れ合い、近々新水抜堀の普請にとりかかる心積もりであるが、「全無筋之普請大人足失墜多困窮仕候義」であるから、名主どもを召し出して吟味を願いたいと訴えるのである。

これを受けた幕府は、早速用水組合の名主・組頭・百姓代を呼び出して吟味を行ない、さらに冬場に論所の見分を行なった上で、翌宝暦一三年（一七六三）五月に再度吟味が行なわれた。この時用水組合九カ村の名主から提出されたのが（b）「申上書」である。

ここでの主な論点は、用水組合が主張する損益の具体的な内容の検討であった（**表2-4**参照）。まずは先の（a）「言上書」のなかで用水組合が「不用堀」として上げた堀筋の処理についてみていこう。このうち伊丹代用水路と新水抜堀については、従来の主張通り「牛久沼願之通り溜井ニ被　仰付候ハヽ、不用之堀ニ罷成候ニ付、立帰御新田ニ開発」することとし、そのために早速地代金を上納すること、四年目に検地を受けて「高入」を行ない、毎年滞りなく年貢を上納することを誓っている。検地を受けた上で「高入」となるわけであるから、（a）「言上書」にみられた取米の試算は意味をなさなくなっており、ここでは地代金のみが計上されている。地代の算出基準は同じである。

これに対して新八間堀を立帰り新田として開発することは認められなかった。そもそも新八間堀は「萱場領十三ケ村」の悪水路であり、しかもこの堀筋に掛けられた三カ所の土橋は「萱場領」のものであることから、「右之堀潰シ候而ハ萱場領難義ニ相成候」と判断されたのである。それが「萱場領」村むらの反対によるものであったことはいうまでもない。そのかわり用水組合側では、「右堀筋之義運送之通路宜候」ということで、これを庄兵衛に任せず、用水組合で引き受けて河岸下げなどの運送業務に活用したいと願い出た。ただし、新田として造成するわけではないので、この冥加米については（a）「言上書」の半額とし、地代金は免除してほしいと述べている。また、谷田部川については、庄兵衛の居宅近所に位置することもあって自分で引き受けたいと願い出た。用水組合としても別段用水にかかわる場所でもなく、差し障りもないということで、これは庄兵衛の請地とされた。

一方、庄兵衛が上納するはずであった牛久沼の地代金ついては、（a）「言上書」で約束した通り組合で引き受けるが、運上や諸上納物が過重であることから、地代金や御蔵金などを皆済した翌年より毎年五〇両ずつ、一五カ年賦で返済したいという。またこれに加えて、新たに庄兵衛の拝借残金二六七両二分余についても組合で引き受け、溜沼への復帰が許可されれば、その年より二カ年で上納するとしている。このほか河岸・藻草運上、ならびに魚鳥猟・蓮根運上として五〇俵ずつ上納することはそのままであるが、牛久沼の冥加米については、宝暦一二年夏の吟味の際に一〇〇俵、さらに冬の見分吟味の際に二〇俵増額され、都合二二〇俵を上納することになっている。ただし、居屋敷および山畑七二町歩余の年貢については、引き続き庄兵衛の請地として上納したいとしている。

ところでこの吟味の際庄兵衛は、沼内新田のうち百姓が居住している佐貫村後ろの新八間堀際から新水抜堀際までの一〇町歩ほどを、自普請で囲堤を築くことを条件に自身で「引請開発」したいと願い出ている。

これについては用水に差し支えるわけでもなく、とくに差し障りはないが、それよりも新八間堀口に二反歩ほどの空き地があり、これを洗堰普請の際の材木置き場などに使いたいので、組合に下げ渡してほしいとしている。庄兵衛は囲堤の根付の場所で、しかも百姓家の脇でもあるので組合に遣わすわけにはいかないが、竹木などを置いておく分には構わないと答えている。それでもなお組合側としては下げ渡しそのものを求めるのであるが、その際皮肉を込めて「尤拾町歩囲堰根付之処ニ候得共、迚も拾町歩開発者噂計之義ニ奉存候」と述べており、そこに庄兵衛に対する不信感が凝縮しているといえよう。したがってもし庄兵衛が一〇町歩の開発に失敗したならば、組合で引き受けるかと尋ねられた際にも「是亦引受開発仕候」と答えているのである。さらに願いの通り溜沼への復帰が認められれば、新田百姓の魚猟や舟稼ぎなどについても、これまでの通り運上を差し出させた上でこれを保証すると約束しているのである。

このように用水組合が提示した牛久沼の損益に関する個々の案件、および庄兵衛の願意について具体的な吟味がくりかえされたあと、ようやく宝暦一四年（一七六四）六月に勘定奉行所において裁定が下された。その際用水組合の九カ村と牛久新田の庄兵衛が勘定奉行所に差し出した一札が（c）「請書」である。

この（c）「請書」には、その前段で新田開発の経緯とその問題点についての詳しい記述があるが、これについては前節で検討した通りである。そして**表2-4**にも明らかなように、用水組合が提示した条件については、堀の長さや幅に若干の相違があるものの、ほぼそのまま認められている。また、「新田名目」を残すために、山屋敷七二町歩余の年貢をこれまで通り上納することと合わせて、沼内の土地一〇町歩余を開発したいという庄兵衛の願いも、鍬下年季を三カ年とし、四年目に検地を受けることを条件に許可され、山屋敷ともども同人の請地とされた。一方これに関連して、用水組合が要求していた新八間堀口そばの空き地二反歩余の下げ渡しについては、組合の願い通り「堰普請等之節木積場」として下げ渡されることとなったのである。

次に関係者の処分については、庄兵衛が沼内の諸運上を取り立てたのは、新田開発以来普請入用の「足合」としてきたもので、もちろん毎年欠かさず普請も行なっており、自分の徳用ばかりを求めたわけではない。また、開発について出精してきたことも事実であるが、「泥深之場所」で新田として開発するには困難な場所であることがわかったならば、すぐにも目論見を替えて願い出るべきところ、それを怠り、四〇年かけても開発できなかったことは「等閑至極不埒」であるとして「急度御叱」が申し渡された。また、九カ村百姓惣代の生板村三郎兵衛・若柴村治兵衛・川原代村善左衛門については、庄兵衛の押領の事実が否定された上、本来ならば村役人を通じて訴願を行なうべきところ、箱訴におよんだことは「不埒」であるとして、同じく「急度御叱」が申し渡されている。ただし、九カ村の村役人については、「不埒之筋」もみられないので、「一同御構無之候」となった。その上で「庄兵衛并百姓願之場所ハ銘々願之通被仰付候間、諸運上無滞上納可仕旨被　仰渡候間、一同ニ出情致し開発仕、運上其外御年貢米金御定之通無滞相納、庄兵衛并九ケ村共ニ相互ニ新田并用水路江不差障、其外出百姓魚猟稼等ニ不相障様和融いたし、以来及争論間敷」と、それぞれの願意を叶えたのであるから、一同出精して開発し、諸運上や年貢米金を滞りなく上納すること、相互に新田や用水路に差し障らないようにすること、また出百姓や魚猟稼ぎなどにも差し障らないように和融し、今後争論を起こさないことを誓っ

たのである。

こうしてようやく用水組合の念願であった牛久沼の溜沼への復帰が叶ったのであった。新田開発が開始されてから三九年の月日が流れていた。しかしながら、それ以上に本稿で問題としたいことは、この三九年の月日が、前章で検討した、用水利用や悪水の処理によって結集していた村むらの連合のあり方、その内部秩序、そしてそれを全体として包み込む「地域」の構造をどのように変化させたかということである。まずはこの「牛久沼用水組合」について検討を加えていくことにしよう。

三　牛久沼用水組合

(1)「河辺領」から牛久沼用水組合へ

牛久沼が溜沼に復帰して以降、より正確にいえば宝暦期に復帰運動を展開している時点から、用水受益の村むらは自らを「用水組合」と呼んでいた。しかもその構成村も佐貫村と小通幸谷村の二カ村が増えて九カ村となり、正式に溜沼への復帰が認可されると「牛久沼用水組合九ケ村」と称するようになるのである。本稿ではことさら文言にこだわって、こうした村むらの連合体の名称についても検討を重ねてきたが、それによると「川下」ないしは「水下」「用水下」村むらから「河辺領七ケ村」、そして「用水組合」、「牛久沼用水組合九ケ村」へと変化したことになる。第二章で検討したように、村むらの構成については、すでに延宝期（一六七三〜八〇）の段階で七カ村のまとまりを確認することができるし、とくに元禄期（一六八八〜一七〇三）に入って、「河辺領」という名称が登場する頃になると、内実的にも「組合村」的な連合体・組織体として機能していたことは確実である。とはいえ、改めて文言にこだわるならば、この時点までの名称は、とくに固定化されたものというわけではなく、あくまでもその「地域」的枠組みをあらわすものとしていくつかの名称が存在し、全体的な趨勢としてそのように変化したと考えられるに過ぎない。これに対し、宝暦期（一七五一〜六三）以降になると、名称としての「組合」が固定化すると同時に、名実ともに「組合」として意識されるようなったということが指摘できるのである。これは第一義的には、第一章第三節（5）において検討したように、とくに享保期（一七一六〜三五）の治水政策にともなう「組合」の積極的な編成と活用が、名称や意識の面でも大きな影響を与えたことが考えられる。もちろんそうしたあり方は、次節の悪水組合でも検討するように一様ではない。ただ、少なくとも牛久沼の水を用水として利用するという利害で結集した村むらは、その枠組みを表現する名称として「組合」を選び、名乗ったということである。それだけに問題は、その内部の組織や秩序のあり方、その変容ということになろう。

表2-5は用水組合九カ村の村高と組合高・田高を示したものである。くりかえすことになるが、「河辺領」七カ村に対してここでは新たに佐貫村と小通幸谷村の二カ村が加わっている。小通幸谷村は水戸街道が新八間堀と交差するあたりに位置する村で、もともとは若柴村の飛地であった。先に検討した通り、伊丹代用水が引かれていた時期には、当時「小通」と呼ばれていたこの場所は、用水不足に悩む「河辺領」の村むら（とくに川原代村）が引水の増量をめざす上で重要な鍵を握っていた場所であった。それだけにその交渉の過程で用水組合に加わっていったものであろう。もっとも、当初から小通幸谷村が用水組合の正式な構成村であったわけではない。宝暦一二年から一四年（一七六二〜六四）にいた

表 2-5　牛久沼用水組合 9 カ村の村高と組合高

国名	郡名	村　名	①旧高旧領	②享和元(1801)	③内田高	③／②	②／①
下総国	相馬郡	川原代村	1014石3411	1003石97	602石3844	60.00%	98.98%
常陸国	河内郡	佐貫村	444.4532	300.1751	———		67.54
		馴馬村	1300.551	300.1751	114.103	34.58	25.37
		小通幸谷村	232.868	330.	———		55.84
		龍ケ崎村	2214.963	2213.5975	1378.8689	62.29	99.94
		大徳村	2318.373	2379.518	1161.819	53.31	94.01
		宮淵村	1034.005	918.0618	———		88.79
		生板村	2261.695	1177.578	900.119	76.44	52.07
		幸谷村	283.251	150.085	———		55.29
		＊合計＊	11104.5003	8403.0124			75.67

注)　「旧高旧領」は明治元年『旧高旧領取調帳』、「享和元」は『龍ケ崎市史』近世史料編Ⅱ№168 より。

る一連の文書では、一貫して本村の若柴村が用水組合の構成村として名前を連ねているのである。先にもみたように、そもそも宝暦一二年の箱訴に際して惣代に選ばれた四人のなかの一人は若柴村の治兵衛であった。その後明和二年（一七六五）までは確実に若柴村が用水組合の構成村であったことが確認できるが[19]、同四年には「若柴小通」という名前が確認され[20]、さらに翌五年以降になると、一般的に「小通村」と称するようになってくるのである[21]。この頃「小通村」が若柴村から独立して、正式に用水組合に名前を連ねるようになったとみて間違いないであろう。その意味では小通村の分村も牛久沼の新田開発とその失敗の影響を受けたものと考えられよう。ちなみに「小通幸谷村」という村名の初見は文化九年（一八一二）であり[22]、これ以後は基本的にこの名前を名乗ることになる。一方、佐貫村は用水江川の取水口に位置する村であることから、同じく伊丹代用水によって水利体系が変容させられていくなかで水を引くようになったのであろう。いずれももとは若柴村の枝村であり、天和二年（一六八二）の争論では江川取水口の悪水をめぐって「川下」村むらと対立したわけであるから、一八〇度その立場を変えてしまったことになる。

さて、牛久沼用水組合九カ村の村高・組合高・田高を、先の表 2-3「河辺領」七カ村と比べてみると、まず第一に注目されるのは、村高に占める組合高の割合が大きくかわっていることである。「河辺領」七カ村の時は、生板村と幸谷村を除いては、九七パーセント以上、川原代村や馴馬村にいたっては一〇〇パーセントを越える高がつけられていたのであるが、これが用水組合九カ村になると、全体的に組合高の減少がみられる。それでも川原代村や龍ケ崎村・大徳村では一応九四パーセント以上と、前代とほぼ同じくらいの高がつけられているが、宮淵村で一〇パーセント弱、「河辺村」当時でさえ比率の低かった生板村や幸谷村でも一〇パーセント以上の減少となっている。とくに馴馬村の変化は大きく、一〇六パーセント強から二五パーセント強と大きく減少しているのである。前章でも検討したように、馴馬村はその用水の主要部分を蛇沼から

引いていたので、そうした現状が勘案されたのであろう。とはいえ、「河辺領」当時の馴馬村が用水江川から引いていた田高は三二〇石余といわれていたから、**表2-5**の組合高はこれを基準としていると考えられ、実際の田高は一一四石余と減少している。また川原代村については、田高六〇二石余は「河辺領」当時とほぼ同じであり、組合高そのものにも大きな変化はみられない。

このようにみてくると、牛久沼用水組合が結成されるにあたっては、現実の灌漑面積を考慮しながらも、前例や村落間・地域社会における力関係などが加味されて具体的な組合高が設定されていったものと思われる。その意味では新たに組合に加わった佐貫村や小通幸谷村に、それぞれ村高の六七パーセント強、五六パーセント弱という組合高が定められているのも、そうした事情が考慮されてのことであろう。ただ、この二カ村が用水組合に編入された時期を含めて、享保末年から宝暦末年の溜沼復帰にいたる三〇年ほどの間の史料が欠けているので、いつごろからこうした組合高が設定されたのかについては不明であるといわざるを得ない。いずれにせよ、文言の上でも「七ケ村高一万石余」と称していた「河辺領」村むらが、牛久沼の新田開発計画を間に挟んで、「牛久沼用水組合九ケ村高八千石余」にかわったことは間違いない。そしてその背景には、新八間堀洗堰などの普請入用や、沼内の運上・冥加米などの負担が「高割」となったことが上げられるのである。

「河辺領」以前の入用割が、馴馬村・川原代村の二カ村を一組、龍ケ崎村一組、大徳村・宮淵村・生板村・幸谷村の四カ村を一組として、この三組による等分割とされていたことは、前章で検討した通りである。その意味ではこの当時の「組合高」は、こうした入用割に関しては現実には機能していなかったのであるが、溜沼に復帰して以降の用水組合においては、まず第一に入用割の基準として組合高が設定されているという点が重要であり、組合高の変化の基本的な要因もそこに求めることができよう。それだけに「河辺領」当時と比べて、用水組合の組織自体が、より「高」に応じたものに変化したといえるのである。さらにここで注目したいのは、牛久沼が溜沼に復帰した翌年の明和二年（一七六五）から年番四組制が用いられたことである。**表2-6**はこの組み合わせを示したもので、左側につけた番号は年番の順番を示している。

川原代村の木村一郎家文書のなかには、年番村が作成した「牛久沼上納物九ケ村元割帳」「八間洗堰諸色目論見帳」「用水組合九ケ村賄帳」「牛久沼上納物口米代永并地代金拾五ケ年賦割帳」「牛久沼諸上納物取立帳」「八間河岸酉戌運上金割合帳」「牛久沼縁岸并関枠流破入用割」「牛久沼用水組合持八間関枠伏替入用」「同伏替入用渡方帳」「同伏替人足割賦帳」などの諸帳面が、明和二年（一七六五）を最初として多数現存している[23]。**表2-6**の年番村の組み合わせと順番はこれらの諸帳面から摘出したものである。

まずこの組み合わせについてみていくと、この基礎には「河辺領」以前の諸入用三組等分割制当時の組み合わせがあったことが考えられる。

表2-6　年番四組の組合わせ

①佐貫村	300石1751	
小通幸谷村	130.027	
馴馬村	330.	
川原代村	1003.97	
	(小計	1764.1721)
②龍ケ崎村	2213.5975	
③大徳村	2179.518	
④宮淵村	918.0618	
生板村	1177.578	
幸谷村	150.085	
	(小計	2245.7248)
合計	8403.0124	

①は馴馬村・川原代村の二カ村に、新たに組合に加わった佐貫村と小通幸谷村が編入されたものであるし、②龍ケ崎村はそのまま一村となっている。また③④は先の四カ村のうち、組合高の大きい大徳村が分かれた形となっているのである。もともとこの二組は、龍ケ崎村を間に挟んで、水口の二カ村と下流部の御料四カ村というように、用水江川筋の位置関係にも対応していたからそれも当然であろう。すなわち年番四組制は先例としての入用割の組み合わせをもとに、各村の位置関係や組合高、あるいは力関係などが考慮されて、より公平な組織として編成されたものと思われるのである。

次に年番の業務についてであるが、年番は基本的に各村の名主が勤めていた。それだけ年番の業務が重視されたということであるが、すでに別稿で指摘した通り、これには（a）用水の公正な配分と沼廻りの悪水組合との利害調整、（b）新八間堀洗堰（のち関枠）を中心として、江川羽口圦樋や江川筋の関枠・土橋の普請、さらには新八間堀と江川の浚渫などの普請の手配とその勘定割、（c）運上・冥加米など幕府への諸上納物の管理・納入とその勘定割といったものが上げられる。[24] これ以前の組織については、伊丹代用水当時の享保一二年（一七二七）に、川原代村など四カ村の百姓が「用水配并御普請御用才料」を請け負ったことを指摘したが、これと比較すれば、溜沼への復帰あたって、用水配や普請にかかわる事項を個人に委任するという体制よりも、各々の村を主体として、平等に管理する体制が志向されたことは確かであろう。

なお、用水組合では年番のほかに、水番（用水番・関枠水番・堰番）を設けて新八間堀洗堰（関枠）の管理を任せていたことが知られている。[25] この水番は同時に八間河岸の問屋を兼ねていたことから、沼内の運送による利潤をその給分として与えられていた。そのため新八間堀口から沼に向かって左側の岸には水番小屋が建てられ、五カ年季交代で村順に水番を選出して常駐させていたのである。

このように溜沼への復帰が確定すると、用水組合の内部もそれに応じた組織へと改変されていったのであるが、だからといってことが順調に運んだというわけではない。とくに牛久沼の冥加米・運上米の上納と拝借残金・地代金の返納は、新規のものであるだけに、用水組合に新たな負担を強いるものであった。次にこの点について検討してみることにしよう。

（2）牛久沼諸上納物の引方・棄捐願い

明和六年（一七六九）の年貢割付状によれば、すでに溜沼へ復帰してから二年後の明和三年に運上・冥加米の年延を願い出、これを五カ年賦としていることが知られる。[26] さらに明和七年一一月の用水組合九カ村の願書によると、「段々困窮ニ而御上納方難義仕候ニ付」ということで、またまた「三年已前子年」＝明和五年に「ケ条を以御引方」を願い出たことがわかる。[27] これについては、その後吟味も決着をみないままに推移していたが、とくに当年は「悉ク之旱魃ニ而田畑共ニ皆無同前損毛」となったために、改めて「当寅年御上納米金御引方」を願い出たのであり、そもそも「御上納米金之義ハ平年ニ而さへ御上納ニさへ差支」えるありさまであるというのである。さらに次の史料はこの翌年のものである

〔史料15[28]〕

差上申一札之事

私共儀、常州河内郡牛久沼用水年々不足仕候ニ付、組合村々為惣代右用水冥加米弐百弐拾俵之内百弐拾俵、并魚鳥猟、八間河岸、八間

堀右三品御運上米合百弐拾六俵之内百俵御引方被下、冥加米合百俵、御運上米弐拾六俵ツヽ年々上納仕度、其外牛久沼地代金残五百五拾両并去亥ゟ当卯迄五ヶ年賦被　仰付、戌年ゟ冥加米・御運上米残五拾九俵弐分棄捐被　仰付被下候様奉願候ニ付、先達而被　召出御吟味之上、右牛久沼之義ハ一旦御新田開発被　仰付候処、村々奉願先年之通り用水溜沼ニ被成下、其節御吟味之上地代金差上、冥加米・御運上米年々上納可仕旨御請申上者、右体之義奉願候筋ハ有之間敷旨御吟味請、可申立品無御座候得共、用水堀地高ニ而水乗兼、村々自普請難叶年々用水不足仕候ニ付、右体御願申上候得共、此上用水之掛り候得ハ御引方棄捐御願不及、冥加米・運上米年々無滞差上、地代金残り義も上納相成候ニ付、御見分之上右用水堀浚御普請被成下候様猶亦奉願候処、今日被召出被　仰渡候ハヽ、右場所御見分之義前沢（ザハ）藤十郎様江被仰渡御引渡被遊候間、御同人様御吟味請可申旨被　仰渡奉畏候、依之御請証文差上申候処如件

常州河内郡牛久沼用水組合
八ヶ村惣代
明和八卯年　前沢藤十郎御代官所
十二月四日　宮渕村名主　茂　兵　衛
組頭　平　左　衛　門
同御代官所
大徳村
名主　三郎右衛門
伊奈半左衛門御代官所
生板村
組頭　三　郎　兵　衛
御奉行所様

これによれば用水組合は、冥加米二二〇俵のうち一二〇俵と、運上米一二六俵のうち一〇〇俵の引方、および牛久沼地代金の残り五五〇両と、明和三年以来の冥加米・運上米未納分で年賦返済となった分の残り五九俵二分余の棄捐を求めたことがわかる。しかもこの引方は当年限りのことではなく、毎年冥加米一〇〇俵、運上米二六俵を上納するようにしたいというのである。これに対して幕府は、牛久沼については一旦は新田として開発することを命じたにもかかわらず、村むらの願いによって用水溜沼に戻したのであるから、願いの筋は聞き入れられないとした。上納を「御請」したのであるから、これまでの経緯からすればそれもまた当然の措置であったと思われるが、問題はこれと並行して用水堀江川の「浚御普請」を願い出ていることである。

すなわち、組合の村むらでは用水堀が地高で水が乗らず、自普請ができないままに用水不足となったがためにこのような御願いを申し上げているのであり、用水さえ充分であれば、引方や棄捐の御願いをすることもなく、運上米・冥加米も滞りなく上納できるというのである。このようにみてくると先の引方・棄捐願いそのものが江川の浚御普請を引き出すための方便であったとも受け取れるが、ともかくもこの願い自体は聞き入れられ、代官前沢藤十郎に担当が命ぜられた。前沢は早速手代の古山文右衛門と平松彦蔵の両名を派遣して見分を行なうと、その結果に応じて翌明和九年（一七七二）三月に浚御普請を命じている。この時の請書によれば、浚御普請の場所は沼口から龍ケ崎村までの一三カ所、総延長一九六四間（約三・六キロメートル）と、宮渕村・大徳村・川原代村

の三カ所、総延長七五三間（約一・四キロメートル）で、この人足の見積りとして合わせて九五五〇人五分が計上され、幕府の規定に応じて高一〇〇石に付五〇人が村役人足、残りが扶持米人足とされた。[29] ちなみに村役人足は四一三六人五分、扶持米人足は五四一四人である。

このように用水組合村むらでは、牛久沼の溜沼への復帰が叶った直後から運上米や冥加米の上納、さらには地代金の返納に窮していたことが知られるのであるが、同時に用水不足そのものが解消されていたわけではないことも確認することができよう。そこで当初は牛久沼上納米金の引方・棄捐を願い出ながらも、最終的にはこれと引き替えに用水堀江川の浚御普請の実施を獲得したのである。先に年番の業務として（a）用水の差配、（b）普請の手配と勘定割、（c）牛久沼上納米金の管理と勘定割の三点を上げたが、これらはそのまま用水組合にとっての重要事項であり、相互に不即不離の関係として分かち難く結びついていたことを示している。そのなかでもとくに（c）牛久沼の上納米金は、用水組合側から願い出たことであるとはいえ、もとをただせば幕府の新田開発に起因しているものである。溜沼への復帰運動でもその矛先は発願者の庄兵衛に向けられていたが、文言にはあらわれなくとも、用水組合の村むらがそうした認識を共有していたことは想像に難くない。それが訴願における用水組合の一連の動きにあらわれているとも考えられるし、そこの組合村むらの強かさをみることも可能であろう。いずれにせよ、構造的には（a）用水のために（b）普請と（c）牛久沼上納物の比重が高まっていったことは間違いない。実際（b）普請と（c）牛久沼上納物の、とくに勘定割に関する問題が近世後期における組合内部の争論の主要な論点となっていたことは、すでに別稿で明らかにした通りである。[30]

四　牛久沼の悪水組合と争論

（1）「上郷」と牛久沼悪水組合

前節では牛久沼が新田開発予定地からもとの用水溜沼に復帰したことによって、用水組合内部の構成や組織などにどのような変化がもたらされたのかについて検討してきたが、かわったのは何も用水組合だけではない。それはまた、長い間牛久沼の用水利用に対抗してきた悪水地域の組合にも大きな変化をもたらさざるを得なかったのである。とはいえ、悪水地域とはいっても沼への関わり方は一様ではない。次の史料は、文化九年（一八一二）に幕府の医師長谷川長佰が、牛久沼を薬園として開発する計画を建てた際に行なわれた審問に対して、沼周辺の村むらが答えた「申上書」である。

〔史料16[31]〕

御糺ニ付申上候書付

常陸国牛久沼之義、今般御医師渋江長佰様御開発之上御薬園ニ御仕立被成度由御願被成候旨、右ニ付差障有無為御糺被成御越、私共村々右沼附之義ニ付被召出、差障有無御糺ニ御座候

此段弥左衛門新田・根新田・徳右衛門新田・城中村・足高村・下萱場村・上萱場村・浜田村・栗山村一同申上候、牛久沼之儀、御医師長佰様御開発御願ニ付、差障有無小前壱人別相糺候処、享保年中下総国相馬郡平野村出生之由庄兵衛与申もの、右沼開発之節伊丹代用水与□（唱カ）常州河内郡龍ケ崎外八ケ村へ相掛候用水路、私共村方江返し

候ニ付□(水カ)相湛、年々水腐一同難儀仕候処、漸宝暦十四申年如元被
仰付候間、長佰様御開発之儀、右御仕法ニ候得者故障可申上候得共、
沼内開発而已之事ニ候へ者、私共村方ハ沼除堤有之候間、悪水押込
候義も有之間敷ニ付、差障候義無御座候
一、野堀村・神生村・上岩崎村・下岩崎村・大和田村・狸穴村・高岡
村一同申上候、牛久沼開発差障有無小前壱人別相糺候処、庄兵衛開
発之節ハ村下江用水を通候ニ付水相湛、其外沼水を堰留候故、右水
私共村方江溢れ候旁年々水腐難儀罷在候処、漸宝暦十四申年如元被
仰付候間、長佰様御開発之儀、右御仕法ニ候得ハ故障可申上候得
共、沼水引落御開発被成候儀ニ候へ者、故障之義無御座候
一、谷田部村・羽成村・若栗村・上茅丸村・下茅丸村・中野村・上飯
田村・下飯田村・古立村・根崎村・境田村・境松村・坊内村・丸山
村一同申上候、牛久沼之儀、渋江長佰様御開発御願差障有無小前壱
人別相糺候処、私共村々之儀、悪水往古ゟ牛久沼江落シ来水仕宜敷、
譬数日降続候而茂逆水仕水腐等仕候義曽而無御座、且照続候節も平
日沼水沢山御座候故、沼際ニ有之候用水保方宜敷、早損仕候義も無
之安心之村方ニ御座候処、享保年中右沼庄兵衛開発之砌、沼中江堤
を築水を〆切、尤格別水溜置候而ハ開発差障ニ相成候ニ付、沼縁江
茂堤を拵、右〆切之水堤外通沼末江落し候故、已前と違悪水吐兼、
大雨之節ハ〆切ゟも水溢越、悪水一所ニ罷成相湛水腐仕、将又〆切
之内へ□(水カ)溜り候而ハ是又開発之差支ニ相成、平日成丈ケ水落置候ニ
付、右沼際ニ有之候村内用水相洩保方悪敷、旱之節用水不足仕旱損
ニ罷成、右之通水旱両様ニ而開発中数十年之内村々一統困窮歎ケ敷
奉存候処、漸宝暦十四申年開発御差留如元ニ相成、危難相遁れ候程
之義ニ御座候間、尚又此度御開発被　仰付候而ハ、前同様難義仕候
ハ暦(歴)然ニ御座候ニ付、御開発被　仰付候得ハ、何方迄茂罷出、御差
留之義奉願候存念ニ御座候、何卒格別之御慈悲を以御開発願御取上
無之様被　仰立被下置候様奉願上候
右御糺ニ付一同相違不申上候、以上

岡田清助御代官所

文化九申年五月

常州筑波郡
弥左衛門新田
名主　安左衛門
（以下連名略）

長佰の開発に対する返答には三つのタイプがあるが、それは同時に沼への関わり方の類型を示すものでもある。また、いずれも前例として享保期の開発を引き合いに出しているので、後年のものであるとはいえ、それに対するそれぞれの「地域」の対応ないしは考え方を示す手がかりともなっている。**図2-6**はこれを地図上に落としてみたもので、それぞれのグループを●◇◆で示しておいた。図にも明らかなように、これらは牛久沼の南岸から北の東西谷田部川沿いにかけての村むらで、三つのグループが地域的にまとまったものであることがわかる。なお、各村の村高や現自治体などについては**表1-1**を参照してほしい。

まず第一のグループ（●）は、現在の藤代町の北東部から伊奈町の南東部にかけての地域で、弥左衛門新田以下のいわゆる「萱場領」九カ村である。これらの村むらでは、享保期の開発の節は伊丹代用水が村方を通っていたために水が充満し、年々水腐れとなって「一同難儀」したので、同じ仕法であれば「故障」を申し上げるが、沼内のみを開発するのであれば、私どもの村方には沼除堤があるので悪水が「押込」こともな

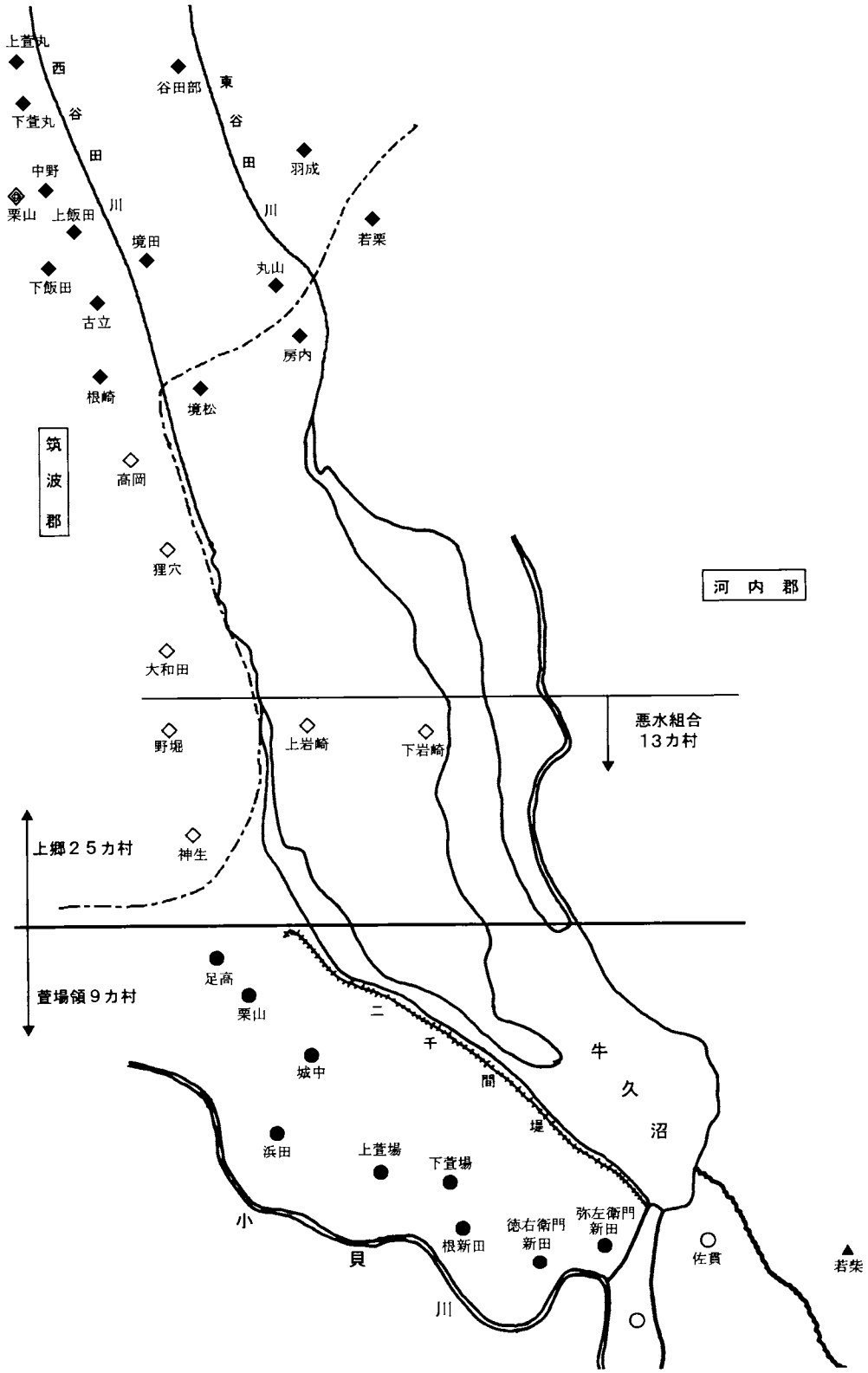
上萱丸
西谷田川
谷田部
東谷田川
下萱丸
中野
栗山
上飯田
羽成
若栗
境田
丸山
下飯田
古立
房内
根崎
境松
筑波郡
高岡
狸穴
河内郡
大和田
悪水組合
13カ村
野堀
上岩崎
下岩崎
上郷25カ村
神生
萱場領9カ村
足高
栗山
二
千
間
堤
牛
久
沼
城中
浜田
上萱場
下萱場
小
貝
川
根新田
徳右衛門新田
弥左衛門新田
佐貫
若柴

図 2-6 「上郷」と悪水組合

く、差し障りはないという。第二のグループ（◇）は、茎崎町南西部から伊奈町西部にかけての野堀村以下の七カ村である。返答の内容は第一のグループとほぼ同様で、享保期の開発の節は村むらの下方へ用水（伊丹代用水）を通したために水が満ち、しかも沼水を「堰留」めたことによってその水が村方に溢れ、年々水腐となって難儀したので、同じ仕法であれば「故障」を申し上げるが、沼水を引き落として開発するのであれば「故障」の筋はないというのである。

これに対して第三のグループ（◆）は全く異なった返答をしている。茎崎町・伊奈町北部からつくば市南部にかけての谷田部村以下の一四カ村である。これらの村むらでは、悪水については往古より牛久沼へ落としていたので、たとえ数日雨が降り続いても逆水して水腐れとなることもなく、また日照り続きでも沼水のおかげで用水に不自由することもない、「安心之村方」であった。ところが享保期の開発では、沼中に堤を築いて水を締め切った上に、あまり水を溜めては開発の障害になるというので、沼縁にも堤を築いて締め切りの水を堤外通りから沼末へ落としたために、以前と違って悪水が吐きかねるようになり、大雨の節は締め切りより水が溢れ越え、悪水が一所になって充満し、水腐れするようになってしまった。さらに締め切りの内へ水が溜まってはこれまた開発の障害になるというので、平日はなるたけ水を落とすようにしたために、沼際にあっても村内の用水に支障をきたすようになり、日照りの際には旱損の被害がでるようになってしまった。このように「水旱両様」にて開発中の数十年は村むら一統が困窮し、嘆かわしい次第となってしまったのであるが、ようやく宝暦一四年（一七六四）に開発が差し止めになったことで危難から遁れることができたのである。したがって、もし開発を命じられるようなことがあれば、どこへでも出かけて「御差留」を御願いする「存念」であるとしている。用水組合でも当然のことながら、長佰の開発には強硬に反対したのであるが、その点ではこの第三のグループは用水組合と利害を共有していたといえよう。それではこれらの地域とは全く対立がなかったかというと、ことはそう簡単ではない。また、第一のグループ―萱場領九カ村を除いては、これらのグループがそのまま組合を結成していたというわけでもない。それでもこの第一～第三のグループに含まれる村むらの全部が、溜沼復帰以後において用水組合と対峙する「地域」であったことも確かである。というよりも、現在のところ用水組合がこれらの村むら以外と争論を起こしたことを示す史料は確認できないのである。具体的にこれらの地域のなかに存在した「組合村」を抽出する作業に入ろう。

表2―7は、溜沼復帰以後の牛久沼をめぐる争論を整理したものである。ここでは全部で一一件上げているが、なかには争論そのものというよりも、その関係で出された願書なども含まれている（⑥⑧）。また、一連のものはなるべくまとめるようにした。

さて、表には争論に関係した組合村むらを、その構成村数を含めて史料中の文言通りに抽出して上げておいたが、これによると先の第一～第三グループ、すなわち「牛久沼用水組合九ケ村」と対峙する悪水「地域」には、「萱場領」のほかに「上郷」と「悪水組合」という二つの名称が確認できる。また、両者が併用された「上郷悪水組合」「悪水組合上郷」といった名称もみられる。構成村数については「上郷」には一三カ村と二五カ村の場合があり、以下「悪水組合」は一二カ村ないしは一三カ村と三四カ村、「上郷悪水組合」には一二カ村と三三カ村の場合がある。このなかで近似する村数の一二カ村と一三カ村、三三カ村と三四カ村と区別することにはあまり意味はない。上下岩崎村など二つに分かれた村が一

表 2-7　溜沼復帰以後の牛久沼における用水組合と悪水組合の争論一覧

年　月　日	関係組合	争論の内容	出　典
①明和 4 年（1767）8 月	上郷 13 カ村×用水組合 9 カ村	上郷 13 カ村が新八間堀洗堰の高さや幅などをめぐって訴える→定杭の設定	『龍Ⅱ』 No.168、木村「早鏡」1、豊崎「早鏡」
②天明元年（1781）10 月 ～寛政 6 年（1794）7 月	上郷 25 カ村×用水組合 9 カ村 ～萱場領の内 8 カ村 ～牛久沼新田	上郷 25 カ村が新八間堀の洗堰を関枠に改修することを求める。普請入用の負担が最大の問題→寛政 7 年完成	『龍Ⅱ』 No.177～186 『茎資』 No.17～20、木村「早鏡」2・3 豊崎「早鏡」
③寛政 9 年（1797）9 月 ～同 10 年 10 月	悪水組合 13 カ村 ×用水組合 9 カ村	新八間堀で鰻網漁をするために水行が妨げられたとして佐貫村と小通村を訴える→用水組合一同の訴訟として対処	『龍Ⅱ』 No.201～204 木村「早鏡」3 豊崎「早鏡」
④寛政 10 年（1798）12 月 ～同 11 年正月	用水組合 9 カ村 ×上郷悪水組合 33 カ村 （上郷 25 カ村＋萱場領 8 カ村）	新八間堀関枠が度々破損するので、用水組合が洗堰への復帰ないしは関枠の縮小を求める	『龍Ⅱ』 No.187～188 木村「早鏡」3 豊崎「早鏡」
⑤享和 2 年（1802）6 月	用水組合 9 カ村×沼縁村々	用水組合が沼境を改め、境杭を打つことを求めたもの→⑧	木村「早鏡」3
⑥享和 2 年（1802）12 月	用悪水組合 43 カ村 （用水組合 9 カ村 ＋悪水組合 34 カ村）	破損した新八間堀関枠の伏替えについて、御普請役に見分の上で入用積りを願い出る	木村「早鏡」3
⑦文政 11 年（1828）10 月	悪水組合上郷 12 カ村 ×用水組合 9 カ村	新八間堀で鰻網を張ったために水行が妨げられたとして佐貫村と大徳村を訴える	『龍Ⅱ』 No.205
⑧天保 14 年（1843）8 月	用水組合 9 カ村×沼縁村々	⑤沼境改めに際して、植出場所を用水組合が引受けることを求める	豊崎「早鏡」
⑨天保 15 年（1844）9 月	上郷 13 カ村×小通村・入地村 （下郷用水組合 9 カ村）	小通村と入地村が新八間堀にて鰻網張隠漁をした件について詫書を出す	『茎資』 No.22
⑩嘉永 2 年（1849）9 月 ～同 3 年 9 月	用水組合 9 カ村 ×浜田・上萱場・足高村 （萱場領）	新八間堀堤の急破手当や魚鳥猟場として利用してきた沼内の浮洲を勝手に二千間堤の急破手当に使ったとして訴える	『茎資』 No.23 木村「早鏡」3
⑪慶応 4 年（1868）3 月	用水組合 9 カ村×上下岩崎村 （悪水組合 34 カ村）	大破した新八間堀関枠を修復しようとしたところ、上下岩崎村が大勢で得物を携えて押し掛け普請の妨害をしたと訴える	『茨史』 No.133

注）　『龍Ⅱ』＝『龍ケ崎市史』史料編近世Ⅱ、『茎資』＝『茎崎町史編さん資料』近世・近代史料集、『茨史』＝『茨城県史料』近世社会経済編Ⅲ、木村「早鏡」＝市内川原代町木村一郎家文書「牛沼宝湖早鏡」（数字は巻数）、豊崎「早鏡」＝市内宮渕町豊崎治男家文書「牛沼宝湖早鏡」

つに数えられたり、何らかの理由で一カ村がそこから抜けているに過ぎないからである。これは「萱場領」九カ村の場合も同じである。とすると、村数には一三カ村、二五カ村、三四カ村の場合があることになる。**図2-6**をみれば明らかなように、結論からいえば、三四カ村はこの悪水「地域」に属する全部の村の数である。しかも「上郷」という文言が入った「組合」が一三カ村、二五カ村、三四カ村のすべてにおいてみられることから、まず大枠ではこの「地域」の全体を「上郷」と称していたことが考えられる。これに対して用水組合を「下郷用水組合九ケ村」と呼ぶ事例が確認できるから（④⑨）、悪水「地域」と用水「地域」については、それぞれを「上郷」「下郷」と呼んで区分する慣行があったのであろう。これは近世前期に「川上」「川下」と呼んで区分していたことと相似するものであるが、前章で検討した通り「川上」が若柴村～牛久村（牛久市）～岩崎村（のち上下に分割、茎崎町）～谷田部村（つくば市）を結ぶラインの、牛久沼の東南から北岸および東西谷田部川の間から東谷田部川の東岸におよぶ地域であったのに対し（**図2-2**参照）、「上郷」全体は牛久沼南岸の「萱場領」から東西谷田部川流域一帯に広がった地域である（**図2-6**参照）。大まかにいえば、牛久沼を北西から南東に走る線と捉らえれば、沼尻を基点としてその上部一帯が「川上」、下部一帯が「上郷」で、両者は東西谷田部川の間で重なり合っているということができる。もちろん近世前期にも「萱場村々」は新開地として存在していたし、両者が重なった地域はいずれの場合もその軸となる「地域」ではあったが、それでも全体的にみれば、牛久沼に関する基本的な「地域」の構造が大きく変容していることが指摘できよう。

そこで改めてこの「上郷」全体における悪水組合を抽出してみると、（イ）「萱場領」九カ村、（ロ）「上郷」二五カ村、（ハ）「上郷悪水組合」三四カ村、（ニ）「悪水組合」一三カ村の四つを上げることができる。組合の名称は、それぞれを区別するために文言としての頻度などを勘案してつけたもので、以下このように通称することとする。**図2-6**に示したように、このなかでも（ハ）「上郷悪水組合」三四カ村は、（イ）「萱場領」九カ村と（ロ）「上郷」二五カ村を合わせたもので、（ニ）「悪水組合」は（イ）「萱場領」九カ村に上下岩崎村と野堀村・神生村（いずれも伊奈町）の四カ村を加えたものである。ただし、（ロ）「上郷」の村数を二五カ村と数えていることについては若干注意を要する。**図2-6**では（ロ）「上郷」に属する村むらとして二二カ村を図示しているが、これは谷田部村が内町村・台町村・新町村の三カ村に分かれており、しかも内町村は上下二つの組に分かれていたことから、二五カ村といった場合は、これらを個別の村として組合の数に含めていたと考えられるのである。したがって（ハ）「上郷悪水組合」を三四カ村とすることについても同様である。そこで次に問題となるのが、用水組合との間でさまざまに展開する争論において、これらの悪水組合がそれぞれどのように関わっていたのか、あるいはどのような動きを示すのか、そしてその根底にはどのような利害があったのかということである。悪水組合相互の関係や解決のあり方を含め、**表2-7**によって検討してみることにしよう。

（2）新八間堀の関枠伏替えをめぐって

表2-7には争論に関係する事項を一一件上げておいたが、さらにこれをその内容によって分類すれば、（Ⅰ）新八間堀の堰をめぐるもの（①②④⑥⑪）、（Ⅱ）新八間堀における魚猟（鰻漁）をめぐるもの（③⑦⑨）、（Ⅲ）牛久沼の沼境と「植出」をめぐるもの（⑤⑧）、（Ⅳ）牛久沼内の浮洲をめぐるもの（⑩）の四つに大別することができる。このな

かでも（Ⅰ）（Ⅱ）は、争論自体の内容や反復性といった点からしても、また悪水組合の動きが顕著であることからしてもとくに注目されるものである。いずれも新八間堀に関わることであり、依然としてこの悪水堀が重要な位置づけにあったことを示している。とくに②新八間堀の洗堰を板堰（関枠圦樋）に改修する問題は、牛久沼の歴史にとっても重大な画期をなす出来事であるので、本来ならばそれ自体の詳しい検討が必要であるが、それはまた別の機会に譲ることにして、ここでは新八間堀の（Ⅰ）堰と（Ⅱ）魚猟をめぐる問題について、争論の概略をまとめながら、用水組合や悪水組合の動向についてみていくことにしたい。

開発中は排水能力を高めるために関枠圦樋が伏せ込まれていた新八間堀口には、牛久沼が用水溜沼に復帰したことを契機に、新たに用水組合九カ村の手で洗堰が築かれた。これが新たな問題を引き起こしたことを示すのが①で、明和四年（一七六七）「上郷」の一三カ村は、開発計画以前の洗堰は「平洗土俵堰」であったのに対し、再建された洗堰では床を高く仕立て、不用の節も土俵を取り払わないために悪水が充満し、御普請所の二千間堤の障害にもなっているとして用水組合九カ村を訴えたのである。[32] 溜沼復帰から三年後のことである。この一三カ村の村名は定かではないが、二千間堤に関わっている村むらであることを示唆している点からみても、（ニ）「悪水組合」一三カ村であることは間違いないであろう。これに対して用水組合側は全面的に非を認め、洗の高さ一二段のうち七段下げて八段目を高さに定め、これを基準として定杭を打ち、さらに床を一尺下げた上で横幅も六間半から先年の通りに八間に広げた。また、用水中は土俵をもって丈夫に「堰上」、出水の節は中二間通りより上の土俵を取り除き、用水が不用になれば残らず土俵を取り払って悪水を落とすことを誓ったのであるが、これは基本的には開発が行なわれる以前の規定であり、改めてそれを再確認した形になっている（第二章第三節（3）参照）。いずれにせよ、こうして定杭が定められたことによって、一旦は洗堰をめぐる問題は解決したかと思われたが、それから四年後、事態は新たな展開をみせていく。（ロ）「上郷」一二五カ村が洗堰を板堰（関枠圦樋）に改修することを求めて訴訟を起こしたのである。

天明元年（一七八一）一〇月、「上郷」二五カ村では幕府の勘定奉行所に対して訴願を行なうために、惣代二名を選出した。[33] 新八間堀に洗堰が築かれているために「沼水平水差湛」えている上に、出水の節は悪水が落ちかねて満水となり、「沼廻村々打続困窮致」している。そこでこの洗堰を関枠に伏せ替えれば、用水不用の節には悪水が「堀床よりさっぱりと落候」はずであるというのである。当然のことながら用水組合側はこれに反対し、明和四年に定杭を打って「洗高」を定めたのであるから、沼水を残らず引き落としたのでは「溜水潤沢不仕様無之、至而難義」であると返答した。[34]

くりかえすことになるが、新八間堀をめぐる問題の焦点は、どのようにすればここで沼の水を堰留めておけるかという用水組合の利害と、いかにしてここから水を落とすかという悪水組合の利害とが集約されているということである。洗堰であれば常に一定度の水を溜めておく状態となり、関枠になれば一気に効率的に水を落とすことができる。その相克である。それにしても近世の初頭、寛永一六年から万治二年（一六三九～五九）にいたる争論の焦点は、古八間堀に「水門」を設置するということにあったから、ここでも同じような要求が出たことになる。しかも当時これを主張したのは、「萱場」の新開地村むらよりむしろ「川上」の村むらであった。今回も範囲が多少異なるとはいえ、「萱場領」九カ村を含まない「上郷」二五カ村がこれを要求している点が興味深い。また、「萱

場領」九カ村は「悪水組合」一三カ村の主体をなす村むらであり、明和四年の定杭の設定によって一応納得していたのであるから、これはそれに納得できない「地域」の村むらが行動を起こしたものといえる。とはいえ、関枠への伏せ替えに「萱場領」の村むらが異論があるはずもない。これ以降新八間堀の堰をめぐる問題は「上郷」二五カ村が中心となって展開し、「萱場領」九カ村もそのなかに含まれていくようになるのである。

さて、幕府の吟味では「兎角用悪水之義ニ候間、双方致熟談不及難義ニ様相極致和融、不及争論様」にと申し渡されたことから、双方で再度対談の上、天明二年（一七八二）九月に証文を交わし、正式に関枠への伏せ替えを決定したのであった。[35] しかしながら、ここで問題となったのが、伏せ替えの費用をどのようにして捻出するかということである。洗堰は用水組合九カ村による自普請であったから、基本的には用水組合がこれを負担することになるのであるが、何分にも多額の出費を必要とする工事である。そこで用水組合は川原代村の名主源助と大徳村の名主治兵衛の両名を惣代に立て、牛久沼における運上米や冥加米の上納、および庄兵衛の拝借残金の肩代わりや地代金の上納など「御年貢之外御上納米多分御座候」事実をもって、幕府による御入用御普請を願い出たのであるが、[36] 結局この願いは聞き入れられず、「双方江御利解被仰聞」れただけであった。そこで双方は改めて対談におよび、翌天明三年五月に関枠伏せ込み入用として「上郷」二五カ村より三分、用水組合より七分を負担することで内済となったのである。[37]

しかしながら、これによってすぐさま工事にとりかかれたわけではない。天明三年（一七八三）九月の浅間山の噴火による降砂の被害にはじまって、翌四年は旱害、さらに翌々五年は大洪水と、打ち続く災害によって費用の捻出に窮してしまったのである。それでも天明六年（一七八六）一〇月には、「上郷」二五カ村の手で小貝川と新八間堀の接点に逆流を防ぐ逆除圦樋が伏せ込まれたことを受けて、関枠の幅を八間（約一四・五メートル）から六間（約一一メートル）に縮小することを申し合せ、経費の削減をはかったのであるが、それでも着工にはいたらなかった。[38] そのため寛政元年から二年（一七八九～九〇）にかけて用水組合九カ村と「上郷」二五カ村の双方から、くりかえし御入用御普請による伏せ込み願いや、せめて材木や切組大工・木挽・鉄物などの費用を幕府から出してほしいといった願いが出されたのであるが、[39] 幕府は一貫して「関東筋用悪水路之義御定例」もあり、ことに天明二年に「百性役自普請ニ可仕旨御請書差上候」上は、「両組合自普請ニ伏込可申」という態度であった。[40] この「関東筋用悪水路之義御定例」が具体的にどの法令を意味しているのかについては不明であるが、「内郷」＝大河川から離れた地域の堤川除や用悪水溜・堀浚などはすべて自普請とするといった規定が確認できるので、おそらくはこうしたものをさすと思われる。[41] また、とくに明和期（一七六四～七一）以降幕府は、治水政策関係の入用を大幅に削減する方向に転じたことが指摘されている。[42] さらに、天明三年（一七八三）の浅間山の噴火による降砂とそれに続く大洪水は、普請の増大化をもたらしていたから、幕府自身に財政的な余裕がなかったことも確かであろう。それはまた、関東における治水政策の転換をもたらす大きな画期でもあった。したがって本音としてはこうした財政問題のほうが主要因で、それだけに「定例」や「請書」にこだわらざるを得なかったと考えられるのである。

ともあれ、こうした関枠の普請入用に関する問題が決着をみたのは、寛政六年（一七九四）にいたってことであった。七月に交わされた「為

取替申一札之事」によれば、「上郷」二五カ村に「萱場領」のうち八カ村と牛久新田が「三歩通出金之内助合之積致加入」することで「双方相談相決」したという。ただし、以後の修復や伏せ替えについては用水組合が引き受けること、その度ごとに「上郷隣村」に通達して一両人を立ち合わせることとされた。そのうえでさらに、(1)関枠の寸法や開閉についての規定、(2)定杭の取り扱い、(3)江川口圦樋と新八間堀逆除圦樋の伏せ込みなど、三カ条にわたる議定が交わされたのである。関枠が完成したのは翌寛政七年のことで、これは幅六間の関枠の一間目ごとに枠柱を立て、定杭の高さに応じてそれぞれの戸前を開閉して水の量を調整するというものであった。天明元年(一七八一)に初めて訴願が行なわれてから一四年後のことである。

ところで、寛政六年七月の議定のうち、関枠の開閉についてまとめておくと、(1)土用を過ぎて用水が不用になれば堰板を残らず取り払う。(2)用水中であっても出水があって江川用水堀口元圦樋の戸前を「差堅」めたならば、用水組合にて堰板を残らず取り払う。ただし用水組合が堰板を取り払わなかったならば、佐貫村へ断った上で「上郷」にて取り払う。(3)溜水については、寒中より尺板二枚を差して溜め置き、翌年二月中頃から「土俵堰之分」としてさらに「三枚半通指堅」め、都合尺板四枚半を差すことによって用水を引き取る、となっている。そのほかに用水中の付帯事項として、用水組合は御普請役に対して関枠の封印などを願い出るようなことをしないこと、反対に「上郷」は江川口圦樋を「差堅」めていないのに勝手に関枠板を取り払うようなことをしないこと、もし「理不尽ニ茂取払」ったならば用水掛りの御普請役に封印を願うといったことを申し合せている。

このように用水江川口と新八間堀の堰を連動させて水を制御していく方法については、第二章第三節で検討した、天和二年(一六八二)の江川口築留をめぐる争論から元禄一三年(一七〇〇)の新八間堀開削にいたる過程で定められたことと基本的には同じである。しかしながら決定的に異なっている点は、まず第一に江川口が圦樋に、新八間堀が関枠に伏せ替えられたことであり、こうした水門を設けたことによって、水の制御がより効率的になったということである。もちろん、その間における技術の進歩が考慮されなければならないことはいうまでもない。次に第二点目として、これに関わる「地域」の変容が上げられる。天和～元禄期では、「河辺領」七カ村と「萱場領」九カ村、それに若柴村を中心とした「沼通」四カ村の三者がこれに関わっていたのであるが、すでに述べた通り、享保期の新田開発が間に挟まれることによって、まず「河辺領」七カ村が用水組合九カ村となった。新たに加わったのは「沼通」四カ村の若柴村と佐貫村である。もっとも、若柴村はその飛地分を小通幸谷村として分村し、本村自身は組合から抜けるのであるが、いずれにしてもこれによって、江川口に関わる限りでの「沼通」四カ村というまとまりは解消され、それにしたがって江川口の管理自体が用水組合に移されたのである。また、当時は三者立合いの上で新八間堀の「水留」が取り払われたのであるが、ここでは佐貫村に断った上で「上郷」で取り払うことになっているから、それだけ手続きとしては簡略化されたことになる。とはいえ、関枠封印の問題などを考えれば、それだけ個々の責任が明らかにされたということであろう。いずれにせよ、新八間堀の関枠と江川口の圦樋、さらには小貝川口の逆除圦樋の管理・維持は、この段階で用水組合九カ村と「上郷」の双方の相互監視のもとに置かれたことが明確となったのである。ただし、ここでいう「上郷」は、(ロ)「上郷」二五カ村をさすのではなく、(イ)「萱場領」九カ村を含めた悪水「地域」

の全体を示すものである。すなわち、ここでは(イ)「萱場領」九カ村、(ロ)「上郷」二五カ村、(ニ)「悪水組合」一三カ村という個々の悪水組合の枠組みを越えて、そこに含まれる村むら全部が全体としてまとまり、用水組合九カ村との関係のあり方を模索していった結果といえよう。元禄一三年の段階においては、基本的に「萱場領」のみがこれと関わっていたから、格段に関係「地域」が広がったことになる。

この点について興味深いのが、寛政一〇年（一七九八）の一件である（**表2-7④**）。これは度重なる関枠の破損に業を煮やした用水組合が、関枠を以前の通り洗堰に戻すか、さもなければ横六間（約一一メートル）のところを四間（約七・三メートル）に縮小して伏せ替えることを要求したものである。[44] 用水組合では寛政七年の完成以来四カ年のうちに三度も伏せ替えたが「保兼」ているという。これについては、翌寛政一一年正月に「下郷用水組合九ケ村」より八分、「上郷悪水組合三三ケ村」より二分を負担して修復を行なうことで内済となったが、[45] ここでは「三三ケ村」となっているとはいえ（欠けている一カ村の村名と理由は不明）、訴訟相手として、悪水「地域」の全体が名実ともに「上郷悪水組合」として登場しているのである。さらに享和二年（一八〇二）一二月には、用水組合九カ村と「上郷悪水組合」三四カ村が共同で御普請役に対して訴願を行なっている事例が知られる（**表2-7⑥**）。これは同年春に「自普請伏替」を行なった関枠が破損したために、組合村むらで相談して早速伏せ替えにとりかかろうとしたものの、相談がまとまらなかったことから、御普請役に「見分之上入用積り」を願い出たものである。しかもこれが認められたことに対して提出された請書には、その冒頭に「常州河内郡・筑波郡四拾三ケ村悪水組合字名八間堀関枠」とあり、さらに惣代の大徳村の組頭四郎右衛門は、自らを「常州河内郡用水組合九ケ村・同筑波郡悪水組合三拾四ケ村、合四拾三ケ村惣代」としているのである。[46] ここでは「四拾三ケ村悪水組合」となっているが、本来ならば四三カ村「用悪水組合」なのであろう。ともあれ、用水組合九カ村と「上郷悪水組合」三四カ村が、相談がまとまらなかったからとはいえ、というよりも相談がまとまらないがゆえに共同でその仲介を御普請役に求めたということ、しかも双方を一つの「組合」と述べている点は充分注目に値しよう。そこに利害の相違を越えた組合村の大連合が成立したということである。

もちろんこれ自体は一時的なものに過ぎないし、それによって組織化がはかられたわけでもない。また、これによると双方の組合が関枠の普請入用を負担していたようにも受け取れるが、それは誤りである。それだけに双方の対立が解消したわけでもない。時代は降るが、そのことを端的に示しているのが慶応四年（一八六八）の争論である（**表2-7⑪**）。[47] これは前年の夏に大破した関枠を用水組合九カ村で修復しようとしたところ、上下岩崎村（茎崎町）の小前百姓が大勢で槍や鉄砲などの得物を携えて押し掛け、普請の妨害をしたと訴えたものである。これによれば依然関枠の普請は用水組合が担当していたことがわかるが、問題は上下岩崎村の返答書である。上下岩崎村側は、当年正月に用水組合が「此度新規伏替に付場所替致度候間、立会呉候様申越」したので、「悪水組合惣代」として上下岩崎村の名主両名が見分に訪れたところ、寛政六年（一七九四）の議定を破って勝手次第に普請を行なおうとしたばかりか、大勢得物を携えて不法におよぼうとした。そこでことの次第を御普請役に訴え、吟味を受けようと思っていたところに用水組合側が「逆訴」したのであると反論しているのである。争論時の合戦的な様相も興味深いが、ここで注目したいのは、用水組合側が上下岩崎村の二カ村のみを

相手方としているのに対し、上下岩崎村側はあくまでも「上郷悪水組合」三四カ村の惣代として動いているということである。その後の経過と結果を示す史料は残されていないものの、用水組合九カ村と「上郷悪水組合」三四カ村が、依然として新八間堀の関枠をめぐる基本的な対立の関係にあったことは確かであろう。

(3)　新八間堀の魚猟稼ぎをめぐって

当初新八間堀の洗堰に対して異論を投げかけたのは「悪水組合」一三カ村であったが、その後この組合がそれ自体として関枠に関わることはなくなってくる。「上郷」全体が直接の対象となるわけであるからそれも当然ではあるが、それでは「悪水組合」一三カ村としての枠組みがなくなるかというとそうでもない。結論からいえば、新八間堀における魚猟稼ぎをめぐる争論で、主体となるのが「悪水組合」一三カ村だったのである。**表2-7**のなかでは③⑦⑨がこれにあたる。

③寛政九年（一七九七）九月の争論は、佐貫村と小通村の百姓五人が新八間堀に網をかけて魚猟稼ぎ（鰻網）を行なっているために、「水行至而差支、沼水相嵩、田畑ハ不及申私共請土手弐千間堤御定式御普請所破損等出来、村々難義至極」であるとして訴えたものである[48]。この争論で興味深いのは、「悪水組合」一三カ村側は佐貫村と小通村の百姓五人を相手取って訴訟を起こしたのであるが、これに対して返答書を出し、訴訟そのものを引き受けたのが用水組合九カ村であったということである[49]。返答書に添えられた願書によれば、「牛久沼并悪水堀字新八間堀魚鳥漁并河岸場」については用水組合九カ村より運上米を上納し、問屋を立て、龍ケ崎村の武右衛門へ「壱ケ年運上金相定諸品渡置候」もので、武右衛門から五人の者へ「新八間堀魚漁為致」ているものであるという。すなわち、牛久沼の諸上納物に関しては請負人を定めてこれを運用させていたわけで、したがって「全五人之者私之魚漁相稼候義ニハ無御座」く、魚猟場も「私共組合村々ゟ武右衛門江相渡置、武右衛門ゟ右五人之者江又々相渡置候場所」であるというのである。こうした論理によって新八間堀の魚猟をめぐる争論は、個人あるいは個別の村の手を離れ、用水組合九カ村対「悪水組合」一三カ村の争いということになるのである。この点は⑦も同じである。

⑦文政一一年（一八二八）の争論では、「悪水組合上郷拾弐ケ村」（これには上岩崎村が含まれていない）が、「牛久沼水抜堀江鰻網相張候ニ付水流差支、上郷沼廻り村々御田地水腐仕候」として佐貫村と大徳村の百姓二人を訴えたのであるが、相手方は「右場所之儀者下郷九ケ村組合ニ而魚漁・藻草運上之場所故、上郷ゟ故障申候儀ハ有之間敷」と反論しているのである[50]。この争論ではとくに、天明六年（一七八六）の大洪水の際に沼内より新八間堀吐込口へ長さ一〇〇間余（約一八二メートル）、幅五〇間余（約六一メートル）の浮洲が流れつき、堀筋を塞いでいたということが問題となっていた。「悪水組合」一三カ村では、この浮洲が容易に取り片付けられるものではなかったので、「水行・悪水吐并運送」のために二カ所「堀当」して水行を確保したのであるが、この堀筋に鰻網を張ったというのである。また⑨は詫書で、天保一五年（一八四四）九月六日の夜に小通幸谷村と入地村の百姓二人が鰻網を張って「隠漁」をしていたところを、出水のために堀筋の見廻りに来た「上郷」村むらの者にみつかり、咎められたというものである[51]。ただ、入地村は用水組合所属の村ではないので、この後訴訟となっていたならばどのような展開になっていたのか興味深いが、いずれにせよ、この一件でも「悪水組合」一三カ村は「組合村」として出訴におよぼうとしていたし、詫書も「上

郷拾三ケ村」の村役人に宛てたものであった。

このように「悪水組合」一三カ村が新八間堀筋の魚猟稼ぎに監視の目を向けるのは、先にも述べている通り、それによって水行が妨げられ、沼水の排水に支障をきたし、ひいては二千間堤を決壊させる危険性があったからである。決壊までいたらなくとも田地に被害をもたらし、年貢の上納に支障をきたすことは目にみえていた。ただし、それだけならば一三カ村に限る問題ではないはずである。「悪水組合」一三カ村がとりわけ新八間堀の魚猟稼ぎによる被害に敏感なのは、そもそも堀筋の管理にあたるのが一三カ村だったからであった。先の寛政九年（一七九七）の訴状によれば、まず堀筋にある水戸街道をはじめとする三カ所の土橋は、元禄一三年（一七〇〇）の新八間堀開削以来一三カ村の「持場」とされ、「掛替修覆(46)・諸色人足等迄不残自普請」してきたものである。さらに、用水組合が牛久沼を溜沼に戻す運動を展開していた際に、新八間堀の起返しを願い出た時も「私共拾三ケ村悪水落無之村々溜井同様ニ罷成、難義之旨奉願上候」て、「堀潰」となるところを存続させたのである。そのために「是迄年々藻刈等仕相続」してきたのに、したがって「右悪水堀内江竹壱本も容易ニ相立候儀難相成」きはずにもかかわらず、魚猟稼ぎによって水行を妨げるのは「難義至極」であるというのである。とするならば、用水組合が管理する洗堰に対して最初に異論を唱えたのが「用水組合」一三カ村であったというのも、そもそもはそうした堀筋の管理者という立場からであったのであろう。しかしながらこれについては、先にみた通りその後「上郷」二五カ村が関枠への伏せ替えを求める行動を起こし、さらに「上郷悪水組合」三四カ村全体の問題となっていくのである。それでも堀筋の管理者としての「悪水組合」一三カ村の立場にかわりはなく、またとくに「萱場領」九カ村は二千間堤の直接の管理者でもあったから、関枠の問題は別にしても、なお堀筋の問題には主体的に関わっていかざるを得なかったと考えられる。それが新八間堀の堀筋における魚猟の問題に集約されていったということである。

とはいえ、用水組合の魚猟稼ぎ自体は、運上米を上納することで幕府から公式に認められていることでもある。したがって、寛政九年（一七九七）の争論では、二月より土用までの用水中で堰板をはめている時は魚猟稼ぎをしてよいが、そのほかの時期ならびに用水中であっても堰板を取り払っている時には魚猟稼ぎを禁止するという議定書に照して、今回の魚猟人はこれを破ったとして過料銭を納めることが申し渡されたのであるが、魚猟稼ぎ自体はそのまま認められている(52)。また、文政一一年（一八二八）の争論では、鰻網を張る時期や場所について合意ができたところで内済となっているのである。そこに堀筋―魚猟をめぐる用水組合九カ村と「悪水組合」一三カ村の基本的な問題があったといえよう。

五　小　括

享保一〇年（一七二五）、下総国相馬郡平野村（藤代町）出生の庄兵衛が幕府の許可を得て着手した牛久沼の新田開発計画は、沼を干拓して五五〇町歩余の新田を造成しようというものであった。工事の実際の指揮にあたったのは幕府御勘定の井沢弥惣兵衛為永で、為永はまず牛久沼の干拓のために、用水江川と並行して走る水抜堀を開削して沼の水を新利根川に落とすとともに、谷田部川や境松川への築堤工事や新八間堀の浚渫・圦樋への伏せ替えなどの排水網を整備した。その一方で用水源を失う下流の村むらに対しては、その代替として小貝川福岡堰（谷和原村）台通用水の余水を伊丹村（伊奈村）から引き入れて利用する伊丹代

用水を新たに開削し、谷田部川や境松川から流れ込む水とともにこれを江川につなげることで用水を確保しようとした。これによって「河辺領」七カ村の用水は小貝川水系に包摂されることになったのであるが、それだけでは七カ村の用水を満たすには到底不充分であった。「河辺領」では新たに用水配や御普請御用のための宰領を設けて、用水の円満な利用や普請人足・入用の差配にあたらせたが、用水不足はいかんともし難く、新たな用水堀の開削や堰の設置などをくりかえし嘆願することとなる。また、そもそも牛久沼は水深が浅い上に泥が深く、集水能力の低い沼であったためにただでさえ排水に苦慮していたのであるが、その上に小貝川からの逆流など度重なる水害の影響によって干拓はいっこうに進まなかった。財政的にも逼迫した庄兵衛は幕府より拝借金を借りるなどして事態の打開をはかるのであるが、こうした自然条件、自然災害、技術的限界、そして資金の欠乏によって牛久沼の開発は完全に行き詰まってしまったのである。そこで用水組合九カ村は、牛久沼をもとの用水溜沼に戻すことを求めて宝暦一〇年（一七六〇）頃から訴願をくりかえすことになる。ことに宝暦一二年（一七六二）には名主による訴願に見切りをつけた小前百姓が目安箱への箱訴を断行し、庄兵衛の不正を追及するとともに、牛久沼の利用に対する冥加米や、魚鳥猟・蓮根栽培・藻草採取・河岸営業などによる運上米の上納、さらには庄兵衛の拝借残金や地代金の肩代わりを条件に、重ねて溜沼への復帰を願い出ることとなる。そして幕府への交渉を重ねた結果、いくつか条件を変更することによって、ようやく宝暦一四年（一七六四）に用水溜沼への復帰が叶ったのである。

牛久沼の新田開発計画と溜沼への復帰という一連の経緯は、沼周辺「地域」の構造に大きな変容をもたらすことになった。まず、用水受益村むらでは、開発以前は「河辺領」（あるいは「川下」など）などと呼ばれていたのに対し、「牛久沼用水組合」と名乗るようになり、これを構成する村も新たに佐貫村と小通幸谷村（当初は本村の若柴村が加わっていた）の二カ村が加わって九カ村となった。また、普請入用などの組合の負担もすべて高割となり、各村の組合高も潅漑面積や村の位置、従来の関係などが加味されて、そうした負担に相応しいものにかわっていった。さらに（a）用水の公平な利用と悪水「地域」との交渉、（b）普請の差配と入用の勘定割、（c）沼諸上納物の取立・管理・上納とその勘定割といった勘案事項を差配し、組合を運営していくために、村むらを四組に分けて交代に年番を勤める体制をしいた。そのほかに新八間堀口の堰の管理と河岸場営業のために水番が設けられるなど、用水組合の新生と（c）など新たな負担に対応するために、内部の組織化と秩序化がはかられていったのである。それでも当初から（c）沼諸上納物の上納や拝借残金の返納などに窮していたことが確認できるし、時代を降るにしたがって（b）普請入用や（c）沼諸上納物などの勘定をめぐった争論が多発することになる[53]。

一方、当時用水組合の村むらが「下郷」とも呼ばれていたのに対し、「上郷」と呼ばれていた悪水「地域」においても大きな変容がもたらされた。ここでも第一義的には「組合村」としての組織化、秩序化が進められていったのであるが、それが多様に進展していったところにこの「地域」の特質があった。一口に悪水組合といってもこの地域には、（イ）「萱場領」九カ村、（ロ）「上郷」二五カ村、（ハ）「上郷悪水組合」三四カ村、（ニ）「悪水組合」一三カ村という四つの種類があったことが確認できる（**表2-1**、**図2-6**参照）。このうち（ハ）「上郷悪水組合」三四カ村は、（イ）「萱場領」九カ村と（ロ）「上郷」二五カ村を合わせた悪水「地域」

の全村によって構成されたものであり、(ニ)「悪水組合」一三カ村は、(イ)「萱場領」九カ村に上下岩崎村（茎崎町）と神生村（伊奈町）・野堀村（同）の二カ村を加えたものであった。

新八間堀口の堰の問題は、用水と悪水の問題が集中的に体現される場所であったがために、これらの悪水組合の動向と用水組合との関係を顕著に示している。その過程を追いながらこの問題について整理してみると、まず最初に新八間堀洗堰に対して異論を唱えたのは「悪水組合」一三カ村で、明和四年（一七六七）に洗堰の高さなどをめぐって訴訟を起こし、その結果として定杭が設定されることとなった。ところが、これに満足できなかった「上郷」二五カ村が、洗堰を板堰関枠に伏せ替えることを求めて天明元年（一七八一）に訴訟を起こした。当初は難色を示していた用水組合も翌年にはこれに同意して議定を交わすのであるが、最大の問題は伏せ替え費用の捻出であった。そこで用水組合では幕府に対して御入用御普請の実施を願い出ることになるのであるが、治水関係費用の大幅な削減がはかられている最中では望むべきもなかった。その後天明三年（一七八三）には双方の相談で関枠を八間から六間へと縮小することを取り極め、さらに同六年には伏せ替え費用の七分を用水組合九カ村で、残り三分を「上郷」二五カ村で負担することで合意したのであるが、この間、天明三年の浅間山の噴火による降砂の被害や翌年の旱害、翌々年の大洪水などの打ち続く災害によって費用の捻出に窮し、着工にすら取り掛かれない状態であった。そのため寛政元年（一七八九）から用水組合と「上郷」二五カ村の双方からくりかえし幕府の御入用による普請願いが出されることになるのであるが、それも認められないままに推移し、ようやく寛政六年（一七九四）にいたり、「上郷」二五カ村の負担に「萱場領」九カ村（実際には八カ村のみ）と牛久新田が加わることで普請に取り掛かることになったのである。注目すべきは、こうした一連の経過によって、「上郷」二五カ村に「萱場領」九カ村を加えた「上郷」地域全体の悪水組合、すなわち「上郷悪水組合」三四カ村の結成をみたことで、以後新八間堀の関枠をめぐる用水組合九カ村との交渉は、この「上郷悪水組合」が中心となるのである。双方は基本的に用水利用と悪水処理という相対する利害によって対峙していたのであるが、利害が一致すれば共同することもあり、とくに幕府に提出する文書には「(用)悪水組合四三ケ村」などと称することさえあったのである。

一方「悪水組合」一三カ村は、その後新八間堀筋の魚猟稼ぎをめぐって用水組合九カ村と訴訟をくりかえすことになる。これはとくに一三カ村が、新八間堀に掛かる三カ所の土橋の自普請を担当していたことや堀浚いを行なっていたこと、さらにはこの組合の中心となる「萱場領」九カ村が二千間堤の直接の管理者だったことなどにより、堀筋の管理そのものを担当していたためである。もちろん、堀筋に監視の目を向けるのは、その水行を確保することで田地を洪水や「水腐」の被害から守るためであった。新八間堀の関枠に対する監視が「上郷悪水組合」三四カ村全体の問題となったことで、堀筋の管理者として、その水行の監視に関わる問題がとくに魚猟稼ぎの問題に集約されたと考えられるのである。

このように溜沼復帰以後の牛久沼をめぐる「地域」の構造は、名実ともに「組合村化」した用水組合と各種の悪水組合との重層的かつ多面的な関係構造として展開していったといえるのである。それは牛久沼の新田開発から溜沼復帰という過程でもたらされた「地域」社会の変容を前提としたものであったが、溜沼への復帰が実現したことで、それに応じた組織や秩序の形成を模索し、さらに対立する「地域」との争論・交渉を重ねつつ、その関係化・秩序化をはかった結果であった。ともあれ、

悪水組合の内部はもとより、用水組合との関係においても利害に応じて離合集散をくりかえし、多重円的な広がりをみせながら、それらの関係構造を模索していくあり方のなかに、この時期の組合村のもつ弾力性をみることができるのではないだろうか。

（1）拙稿「牛久沼の『進退』について―沼の管理と用水組合―」『龍ケ崎市史研究』第八号。
（2）野口武太郎『牛久沼―水論の歴史地理的考察』。
（3）前掲野口『牛久沼』などでは、牛久村（牛久市）の富農桜井庄兵衛となっている。この史料では平野村「出生」となっているので、のち牛久村の村民となったとも考えられるが、確認できなかった。本稿ではとりあえずこのように表現しておくこととしたい。
（4）前掲注（2）野口『牛久沼』。
（5）大谷貞夫「享保期の治水政策」『関東近世史研究』第一〇号。
（6）市内若柴町　野口定綱家所蔵の牛久沼新田開発絵図（『龍ケ崎市史』近世史料編Ⅱ口絵参照）に、野口『牛久沼』二一頁所収の牛久沼周辺排水図を加味して作成した。
（7）明和七年七月「乍恐書付を以奉申上候」（木村本「早鏡」巻二）。
（8）『龍ケ崎市史』近世史料編Ⅱ史料一九〇（以下『市史近世Ⅱ』と略記）。
（9）『市史近世Ⅱ』史料一九一。
（10）享保一八年一一月「（牛久沼代用水不足に付願書）」（木村本「早鏡」巻一、豊崎本「早鏡」）。
（11）享保一八年一一月「乍恐以書付奉願上候」（木村本「早鏡」巻一、豊崎本「早鏡」）。
（12）（13）前掲注（2）野口『牛久沼』。
（14）『市史近世Ⅱ』史料一九二。
（15）『市史近世Ⅱ』史料一九五。
（16）『市史近世Ⅱ』史料一九三。
（17）『市史近世Ⅱ』史料一九四。
（18）前掲注（15）史料。
（19）明和二年八月「差上申一札之事」（『市史近世Ⅱ』史料一九七）、同年一一月「牛久沼上納物九ケ村元割帳」（市内川原代町　木村一郎家文書）など。
（20）『市史近世Ⅱ』史料一七六。
（21）明和五年七月「相渡申一札之事」（木村本「早鏡」巻一、豊崎本「早鏡」など）。
（22）『市史近世Ⅱ』史料一七六。
（23）国立国文学資料館史料館蔵写真版史料による。
（24）（25）前掲注（1）拙稿「牛久沼の『進退』について」。
（26）明和六年一一月「丑御年貢可納割付之事」（木村本「早鏡」巻二）。
（27）明和七年一一月「乍恐以書付奉願上候」（木村本「早鏡」巻二、豊崎本「早鏡」）。
（28）木村本「早鏡」巻二、豊崎本「早鏡」。
（29）明和九年三月「用水堀浚御普請被仰渡候御受書」（木村本「早鏡」巻二、豊崎本「早鏡」）。
（30）前掲注（1）拙稿「牛久沼の『進退』について」。
（31）『市史近世Ⅱ』史料一九九。
（32）『市史近世Ⅱ』史料一六八。
（33）『茎崎町史編さん資料』近世・近代史料集　史料一七。
（34）（35）『市史近世Ⅱ』史料一七七。
（36）『市史近世Ⅱ』史料一七八。この時用水組合では、関枠の御入用御普請願いと合わせて、用水江川の床下げと江川口坎樋の御入用による伏込みを願い出ている。また、この後江川瀬違についても訴願をくりかえすのであるが、これらの具体的な検討については他日を期したいと考えている。
（37）『市史近世Ⅱ』史料一七九。
（38）『市史近世Ⅱ』史料一八〇。
（39）『市史近世Ⅱ』史料一八一～一八五。
（40）『市史近世Ⅱ』史料一八四。
（41）『日本財政経済史料』巻四　八〇一～八〇二頁（延享二年）。
（42）西田真樹「川除と国役普請」（『講座・日本技術の社会史』第六巻　日本評論

社）

(43)『市史近世Ⅱ』史料一八六。
(44)『市史近世Ⅱ』史料一八七。
(45)『市史近世Ⅱ』史料一八八。
(46)享和二年一二年「差上申一札之事」（木村本「早鏡」巻三）。
(47)（『茨城県史料』近世社会経済編Ⅲ　史料一三三。
(48)『市史近世Ⅱ』史料二〇一。
(49)『市史近世Ⅱ』史料二〇二。
(50)『市史近世Ⅱ』史料二〇五。
(51)『茎崎町史編さん資料』近世・近代史料集　史料二二。
(52)『市史近世Ⅱ』史料二〇四。
(53)前掲注（1）拙稿「牛久沼の『進退』について」。

むすびにかえて

戦国末から近世初頭と享保期という二つの新田開発の時代をへて、一八世紀後半にいたる牛久沼の歴史と、沼をめぐる「地域」社会の関係構造およびその変容について、三章にわたって検討を重ねてきた。第一章は、小貝川流域を中心に、霞ケ浦から鬼怒川、利根川に囲まれた地域の戦国末から近世中期までの地域社会の動向を、幕府の治水・利水および新田開発政策のなかで概観したもので、第二章以下、牛久沼をめぐる「地域」社会の動向を具体的に検討する上での前提となるものである。第二章は、牛久沼周辺における寛永期（一六二四〜四三）の新田開発から元禄期（一六八八〜一七〇三）にかけての争論を取り上げながら、その間における「地域」社会の変動を検討したもので、沼の施設についていえば、古八間堀の開削から新八間堀の開削にいたる過程を扱ったものである。第三章は、享保期（一七一六〜三五）における牛久沼の新田開発計画とそれが溜沼に戻される過程を追いながら、それらがもたらした「地域」社会の変容について、「組合村」を中心に検討したもので、さらに寛政期（一七八九〜一八〇〇）を中心に、新八間堀における関枠の伏せ替えや魚猟の問題を取り上げることによって、用水組合と悪水組合という二種類の組合の相克と、それぞれの組合村が相互に関わりあうことによって形成される関係構造を、一つの運動論としてみていったものである。それぞれの論点については各章においてまとめておいたので、ここで改めてそれをくりかえすことは控えたい。ただ一言付言しておけ

ば、これらを従来の研究史の上で総括すれば、いわゆる戦国末における郷村的秩序から組合村的秩序への変容、そして組合村の自律的展開と捉らえることは可能であろう。筆者自身も基本的にはそうした認識を共有するものであるが、それらの枠組みを批判的に継承・発展させていく上で、とくに以下の五点に注目した。

まず第一に、郷村的秩序から組合村的秩序への移行を基本的な流れとして捉らえるにしても、近世における組合村としてのまとまりを重視するがゆえに、第一義的には単一の行政区画から単一の組織体への移行として意識され、前提とされていないかということである。地域史の視点からすれば、それらの関係が複合的・重層的なものであることはいうまでもない。本稿の問題に引きつけていえば、戦国末の「領」域支配は、一方でそれが地域社会の結束点となることによって、ひとつの広域的な郷村的秩序を形成していたと考えられるが、もとよりそれ自身も複合的なものであり、しかも近世前期に牛久沼に対する利害の共有を結集の前提条件として結ばれる村むらの連合体は、戦国末の郷村的なまとまりが相互に連携し合うことによって形成されたもので、そこに近世中期以降の組合村につながる「地域」的基盤があった。そこで第二に、とくに当該地域のような大開発地帯においては、それによって創出される新田村や旧村からの分立の問題、さらにはそれらの村むらの自立化の達成の過程が重視されなければならないであろう。そこに形成される新たな「地域」的枠組みとその利害関係、さらにはそうして新たに形成された「地域」相互の関係やそれらと従来の「地域」との関係といったものが問われなければならないということである。

そうした点を重視するならば、第三の問題として、「組合村化」が近世における地域社会の基本的な趨勢であるとしても、それにいたる過程は単一ではなく、いくつかの段階を考える必要があるということを指摘しておきたい。本稿でいえば、「川上」「川下」あるいは「水上」「水下」、そして「領」という枠組みがそれであり、その内部組織や秩序といったものもその歴史段階のなかで具体的な検討が加えられなければならないであろう。ただし、それが名実ともに「組合」となっていく過程を考えるならば、そこにおける領主層による編成の契機を軽視してはならないということを第四点目として上げておきたい。具体的には第一章で検討したように、「小貝川除御普請組合」のような場合に顕著であるが、とくに元禄～享保期（一六八八～一七三五）における治水政策の転換と、それにともなう組合村の積極的な編成・活用は、村むらの自立化の達成とあいまって、加速度的に在地における「組合村化」ないしはその組織化・秩序化を推し進めていったことが考えられる。[1] さらに「組合」という名称にこだわるならば、この時期以降、幕領支配やこうした治水・利水政策のなかで、「組合」といった名称が一般化されることを考えれば、この「組合」という名称には、在地における歴史的蓄積以上に、領主支配の枠組みを強く押しつける面があったのではないだろうか。それだけにその支配や行政システムを軽視してはならないであろうし、逆にそうした政策的変化にもフレキシブルに対応する在地の弾力性が示されているともいえる。そこにいわゆる「組合村」の本質があるように思えるのである。

それゆえに最後に第五点目として、近世的な広域行政体としての「組合村化」が達成されたとしても、それ自身複合的・重層的なものであったということを確認しておきたい。牛久沼悪水組合において顕著にみられたように、その内部は利害の種類に応じていくつかの組合に分れていたが、より普遍的な利害についての共有化がはかられることによって、

さらに大きな連合―組合村が形成されることもあった。しかも、村むらの利害や領主層への要求について合意が得られれば、本来は対抗関係にある組合村とも連携が模索されていくのである。そうした組合村のもつ可変性、能動性をこそ重視する必要があろう。したがってそれを重要な構成とする「地域」社会は、治水や水利の場面一つをとってみても単一的な世界ではなく、さまざまな円が描く複合的・重層的な多重円の世界であるということを前提にしなければならないと考える。むしろそうした多重円的な世界の組み合わせや個々の内部的特質が、時代によってどのようにかわっていったのかということを総合的にみていくことのなかに、「地域」のあり方を問うといったほうがよいかもしれない。牛久沼の水利をめぐる「地域」の関係構造もまたしかりであり、本稿はそうした多重円的な世界をそれとして描いてみようという試みの一つであった。

（1）筆者は別稿「牛久沼の『進退』について―沼の管理と用水組合―」（『龍ケ崎市史研究』第八号）と題する論文において、近世後期の牛久沼用水組合の内部で発生したいくつかの争論を検討することによって、用水組合の内部秩序の動揺と再編の問題に迫ったが、その際重要な論点のひとつとして、この時期の用水組合内部の公共性のあり方とその特質について論じた。近年そうした公共性の問題は、近世における社会的自立の問題として、つとに興味を集めつつある論点であり、水利を含めた組合村の問題もその一つの検証素材として注目されてきている。それだけに、本来ならば別稿で指摘した水利体系における公共性的世界の問題を、その成立の問題や他の組合村との関係を含めて総体的に展開する必要を感じるが、まだ論点を整理できないこともあり、本稿ではまとめることができなかった。今後の課題としたいが、ただ、第一章でも指摘したように、一七世紀末から一八世紀前半の元禄～享保期にかけての治水政策の転換が、集中的権力としての近世の領主権力が本来的にもっていた公共的機能を、在地の側に転化するという側面を強くもっていたこと、しかもそれが組合村の積極的な活用と編成という形で現出したとするならば、そこに在地の側で醸成されてくる公共性的秩序の一つの外的要因が考えられるのではないかということを指摘しておきたい。